

一般災害編

第 1 章 一般災害編の概要

第 1 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第 1 防災関係機関の役割

1 中央市

中央市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。

また、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また、市及び県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第 2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

市は、次の事項を実施する。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から組織の体制及び国（指定地方行政機関）、県等の関係機関との間の連絡体制等を整備する。

(1) 災害予防

ア 防災に関する組織の整備

イ 防災に関する訓練の実施並びに教育及び広報、過去の災害から得られた教訓の伝承

ウ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検

エ 防災に関する施設及び設備の整備、点検

オ 災害に伴う調査及び被害状況の想定

カ 危険物施設等の災害予防

キ 市内の公共的団体の住民の自主防災組織への指導育成

ク 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等

の改善

(2) 災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報の実施
- イ 防災資機材及び人員等の配備
- ウ 警報の発令及び伝達
- エ 避難の勧告又は指示及び避難者の保護
- オ 消防・水防、その他応急措置
- カ 被災者の救難、救助その他の救護
- キ 市が管理する施設等の応急措置
- ク 犯罪の予防、交通規制その他災害における社会秩序の維持
- ケ 緊急輸送の確保
- コ 医療、清掃、防疫その他保健衛生等の措置
- サ 被災者の食料、飲料水、生活必需品の供給
- シ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- ス 応急仮設住宅の建設と施設及び設備の応急復旧
- セ 他関係機関に対する応援要請
- ソ 広域一時滞在に関する協定の締結
- タ 前各号のほか、災害発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置

(3) 災害復旧

- ア 被災した施設等の原形復旧
- イ 災害の再発防止
- ウ 前各号のほか、将来の災害に備える措置

2 県

県は、次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

(1) 災害予防

- ア 防災組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合整備
- ウ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓の伝承
- エ 防災訓練の実施
- オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- カ 防災に関する施設及び設備の整備、点検
- キ 前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- イ 警報の発令及び伝達、避難の勧告又は指示並びに、市町村が避難勧告又は指示を行う際において必要な助言の実施

- ウ 消防、水防その他の応急措置
- エ 被災者の救出、救助その他の保護
- オ 被災者等からの相談窓口の設置
- カ 応急教育の実施
- キ 被災施設及び設備の応急復旧
- ク 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- ケ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- コ 緊急輸送の確保
- サ 広域一時滞在に関する協定の締結
- シ 前各号のほか、災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

(3) 災害復旧

- ア 被災した施設等の原形復旧
- イ 災害の再発防止
- ウ 前各号のほか、将来の災害に備える措置

3 指定地方行政機関

(1) 関東財務局（甲府財務事務所）

ア 立会関係

各災害復旧事業費の査定立合（公共土木施設災害復旧事業費、農林水産業施設災害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費、公営住宅災害復旧事業費）

イ 融資関係

（ア）地方公共団体の災害復旧事業費の貸付

（イ）地方公共団体に対する短期資金の貸付

ウ 日本銀行甲府支店との協議に基づく金融措置

（ア）預貯金等の払戻し等の特例措置

（イ）手形交換の特別措置

（ウ）休日営業の特例措置

（エ）融資の迅速化及び簡素化の特例措置

（オ）生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置

（カ）保険料支払いの迅速化措置

エ 国有財産関係

（ア）地方公共団体が応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸与

（イ）地方公共団体において、小学校・中学校・特別支援学校の施設で、災害による著しい被害がある場合における普通財産の無償貸与

（ウ）災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設としてその用に供する場合における所管する行政財産の使用許可

(2) 関東農政局（甲府地域センター）

ア 応急食料の調達・供給対策

(3) 関東運輸局（山梨運輸支局）

ア 災害時における輸送実態調査

- イ 災害時における自動車輸送業者に対する輸送の連絡調整及び指導
 - ウ 災害時における自動車の応援手配
 - エ 災害による不通区間における迂回輸送、代替輸送等の指導
 - オ 災害時における関係機関との連絡調整
- (4) 東京管区気象台（甲府地方気象台）
- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
 - イ 気象、地象（地震にあつては発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める
 - ウ 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う
 - エ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
 - オ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、山梨県や市町村に対し、気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う
 - カ 異常現象発見の通報に対する適切な措置
 - キ 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める
- (5) 関東総合通信局
- ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
 - イ 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸出し
 - ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）
 - エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
- (6) 山梨労働局（甲府労働基準監督署）
- ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査
 - イ 事業場内労働者の二次災害の防止
 - ウ 被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予
 - エ 災害復旧工事における安全の確保
- (7) 国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所
- 管轄する河川、道路について計画、工事及び監理を行うほか、次の事項を行う。
- ア 防災対策の基本方針等の策定
 - イ 災害予防
 - （ア）震災対策の推進
 - （イ）危機管理体制の整備
 - （ウ）災害、防災に関する研究、観測等の推進
 - （エ）防災教育等の実施
 - （オ）防災訓練

(カ) 再発防止対策の実施

ウ 災害応急対策

(ア) 災害発生直前の対策

(イ) 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(ウ) 活動体制の確立

(エ) 政府本部への対応等

(オ) 災害発生直後の施設の緊急点検

(カ) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

(キ) 災害発生時における応急工事等の実施

(ク) 災害発生時における交通の確保等

(ケ) 緊急輸送

(コ) 二次災害の防止対策

(サ) 危険物等の大量流出時における体制の整備

(シ) 被災者・被災事業者に対する措置

(ス) 災害発生時における広報

(セ) 自発的支援への対応

(ソ) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

エ 災害復旧・復興

(ア) 災害復旧・復興の基本方針

(イ) 災害復興の実施

(ウ) 都市の復興

(エ) 被災事業者等に対する支援措置

(オ) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

4 自衛隊（陸上自衛隊第1特科隊）

(1) 平素における準備

ア 防災関係資料の整備

イ 関係機関との連絡・調整

ウ 災害派遣計画の作成

エ 防災に関する教育訓練

オ その他

(ア) 防災関係資機材の点検・整備

(イ) 隊員の非常参集態勢の整備

(2) 災害派遣の準備

ア 災害派遣初動の準備

イ 災害等情報の収集

ウ 通信の確保

エ 要請等の確認及び派遣要領の決定

(3) 災害派遣の実施

要請又は被災状況に応ずる部隊の派遣

(4) 撤収及び撤収後の措置

5 指定公共機関

(1) 東海旅客鉄道株式会社

- ア 災害による不通の場合の列車の迂回運転
- イ 台風、大雨、豪雨、豪雪時における列車運転の混乱防止のための運転規制（安全輸送の確保）
- ウ 災害警備発令基準に基づく警戒
- エ 災害発生のおそれのある河川の水位観測
- オ 応急資材の確保及び重機械類の民間借り上げ
- カ 災害時における不通区間の代行又は振替え輸送

(2) 東日本電信電話株式会社（山梨支店）、株式会社NTTドコモ（山梨支店）

- ア 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する
- イ 電気通信システムの一部の被災が他に重要な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る
- ウ 災害時に重要通信を疎通させるための手段を確保する
- エ 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する
- オ 災害復旧及び被災地における情報流通について顧客、国、地方自治体、ライフライン事業者及び報道関係機関等と連携を図る

(3) 日本郵便株式会社（田富郵便局）

- ア 地方公共団体又は日本郵便株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
- イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
- ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
- オ 郵便局窓口業務の維持
- カ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
- キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用
- ク 日本郵便株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

(4) 日本赤十字社（山梨県支部）

- ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
- イ 応援救護班の体制確立とその整備
- ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
- エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
- オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
- カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
- キ 義援金の募集及び配分

(5) 日本放送協会（甲府放送局）

- ア 災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法その他の法令の定める放送又は通信
- イ 災害対策基本法に定める対策措置

- (6) 日本通運株式会社（山梨支店）
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための知事の車両借り上げ要請に対し、可及的に即応しうる体制の整備
- (7) 東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）
 - ア 電力供給施設の災害予防措置
 - イ 被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧
 - ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
- (8) 中日本高速道路株式会社（八王子支社）
 - ア 管轄する高速道路等の耐震整備
 - イ 災害時の管轄する高速道路等における輸送路の確保
 - ウ 高速道路の早期災害復旧
- (9) 東京ガス山梨株式会社
 - ア ガス供給施設の耐震整備
 - イ 被災地に対するガス供給の確保
 - ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧
- 6 指定地方公共機関
 - (1) 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）
 - ア 地域住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報の報道
 - イ 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道
 - ウ 社会事業団体等による義援金品の募集、配分への協力
 - (2) 輸送機関（山梨交通株式会社敷島営業所・鵜沢営業所、社団法人山梨県トラック協会）
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための市長の車両借り上げ要請に対し、可及的速やかに即応しうる体制の整備
 - (3) ガス供給機関（社団法人山梨県エルピーガス協会）
 - ア ガス供給施設の耐震整備
 - イ 被災地に対するガス供給の確保
 - ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧
 - (4) 医師会（中巨摩郡医師会）
 - ア 被災者に対する救護活動の実施
 - イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達
- 7 南甲府警察署
 - ア 災害時における治安、交通、犯罪の予防、通信等の災害応急措置
 - イ 災害広報並びに避難の指示及び誘導
 - ウ 被災者の救出、救護
 - エ 情報の収集、伝達及び災害原因調査
 - オ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行

- 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
- (1) 中巨摩東部農業協同組合、甲斐酪農協同組合、笛吹農業協同組合
- ア 市が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 農林産物等の災害応急対策に対する指導
 - ウ 被災農家に対する資金の融資又はその斡旋
 - エ 農林業生産資材等の確保、斡旋
- (2) 中央市商工会
- ア 市が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
- (3) 病院等医療施設の管理者
- ア 施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検
 - ウ 災害時における収容者の保護及び誘導
 - エ 災害時における病人等の収容及び保護
 - オ 災害時における被災者の収容及び助産
- (4) 社会福祉施設の管理者
- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
- (5) 学校施設の管理者
- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急教育対策計画の策定と実施
- (6) 中央市社会福祉協議会
- ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保
- (7) 山梨県ボランティア協会
- ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保
- (8) 公共施設等の施設管理者
- ア 避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急対策

第2節 中央市の概況

第1 自然的条件

1 位置及び面積

中央市は山梨県の中央南部に位置し、東は鎌田川を挟んで甲府市に、北はＪＲ身延線、昭和バイパスを境に昭和町に、西は釜無川を挟んで南アルプス市に、南は市川三郷町に接している。

位置（中央市役所 田富庁舎所在地）	東経 138度31分42秒 北緯 35度35分37秒
面積	31.69km ²
標高（平野部） （山地部）	252m 850m（関原峠） 838m（三間頭） 795m（山ノ神）

東西 約8.2km

南北 約8.7km

2 地勢

本市は、釜無川により形成された沖積平野の地域と御坂山系からなる地域とのふたつの地理的特性をもっており、両地域は笛吹川によって隔てられている。

平坦部は玉穂・田富の2地区が笛吹川と富士川（釜無川）に挟まれた形で位置しており、両河川によって形成された沖積層上にひらけ、北部から南部にゆるやかに傾斜しているが、ほとんどが平坦な地勢になっている。

豊富地区は笛吹川左岸と御坂山系との間に広がる曽根丘陵地帯で、標高が280～900mとかなり差がある。東は、甲府市との境に七覚川を有し、南は、御坂山系を水源とする浅利川、仲川、大門川、大森川が作興橋付近で合流し、笛吹川に注いでいる。

本市の自然災害は、その地勢条件等から、集中豪雨等の水害が主なものである。平野部は、河川・水路改修が進んだことで被害は少なくなっているが、近年上流の宅地化開発にあわせた改修・拡張が大きな課題となっている。また、山間部は、山崩れ、地すべり等の災害も少なくない。

3 地質

本市の地盤は第四紀の沖積層であり、砂、礫、泥等の笛吹川と富士川（釜無川）からの堆肥物がほとんどを占めている。脆弱な地盤で、地震の際に震度を増幅し、また、地震による液状化現象を起こしやすく、建築物や構造物へ大きな影響を及ぼす可能性がある。

地震災害は、構造線と関係が深く、特に活断層は震源と考えられる。山梨県の地震構造は、極めて複雑で幾つもの活断層、構造線が交錯している。地震発生数は富士・八ヶ岳構造線に最も多く、県内有感地震の約34%を占め、次に甲府構造線の20%となっている。

本市付近においても、笛吹川沿いに活断層「曽根丘陵断層群」が確認されている。

4 気候

気候は、甲府盆地特有の小雨高温型で、年間平均気温は約12～14度と温暖である。気温の年較差・日較差が大きく、降水量は年平均1,000ミリ以下で非常に乾燥し、日照時間は2,200時間前後

と大きく内陸性気候の特徴をもっている。

豊富地区は、盆地特有の内陸性気候に加え、北面に傾斜しているため、寒暖の差が激しい。

第2 社会的条件

1 人口

本市は、甲府市中心部から約10kmと近く、交通の利便性が高いこともあり、ベッドタウンの様相も強く、これまで人口は増加傾向にあったが、平成22年の国勢調査の人口は31,322人で、5年前の平成17年をピークに1.04%の減となっている。

その一方、若年核家族の増加が顕著で、世帯数が急激に増加している。

平成22年における人口の年齢別構成をみると、年少人口（0～14歳）は4,640人（15.0%）、生産年齢人口（15～64歳）は20,658人（66.8%）、老年人口（65歳以上）は5,638人（18.2%）と、県平均（生産年齢人口：61.9%、老年人口：24.6%）と比べると、生産年齢人口の割合が高く、老年人口の割合が比較的低いものとなっている。（なお、年齢不詳：356人）

今後ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加傾向にあり、また避難行動時に支援が必要な高齢者の増加も予想されるなか、核家族の進行のうえ高齢化のため、家族の介護力の低下も懸念される。

市はこのような実態を把握、検討し、防災面についても十分に反映させるよう、関係機関や関係団体と連携して、各防災対策を推進していく。

人口・世帯数の推移

区分	人 口					世帯数	1人世帯当たり
	総数	増加率	0～14歳	15～64歳	65歳以上		
平成2年	25,868人	—	5,844人	17,443人	2,581人	8,111	3.19人
平成7年	28,543人	10.3%	5,654人	19,714人	3,175人	9,644	2.96人
平成12年	30,769人	7.8%	5,531人	21,274人	3,959人	10,985	2.80人
平成17年	31,650人	2.9%	5,144人	21,741人	4,743人	11,849	2.59人
平成22年	31,322人	-1.04%	4,640人	20,658人	5,638人	12,173	2.57人

※3区分別人口数は年齢

2 産業

田富地区は、広域流通の拠点として都市近郊型農業を進めており、県内で最も生産性の高い農業地域を形成している。近年トマトの生産が盛んである。玉穂地区は、釜無川扇状地の肥沃な土地を生かした米麦栽培が基幹産業であるが、近年農家数は減少している。豊富地区は古くは養蚕が盛んであったが、その後はスイートコーン、大根、ネギ等の野菜とモモやスモモ等の果実栽培へ転換した。工業は、玉穂地区の国母・一町畑工業団地が甲府都市圏の工業拠点となっているが、最先端工業技術を導入した山梨ビジネスパークが完成し、新たな産業基地が形成されつつある。商業は、区画整理に伴い商業施設がさらに充実した。

3 土地利用

土地利用状況は、平成19年には宅地が21.1%、農地が33.8%、山林が13.0%、その他32.1%と、農地の占める割合が高くなっている。

4 交通

(1) 道路

本市の道路網は、主要地方道甲府市川三郷線、甲府中央右左口線及び甲斐中央線が南北軸を形成して、昭和町・甲府市や市川三郷町に連絡し、また笛吹川左岸沿いの国道140号と主要地方道韮崎南アルプス中央線が東西軸を形成して、甲府市や南アルプス市等に連絡している。

市内主要路線一覧

区 分	路 線 名	起 終 点	実延長 km
高 速 自 動 車 国 道	中央自動車道西宮線	上野原市（県界）～北杜市（県界）	78.5
地 域 高 規 格 道 路	新山梨環状道路南部区間	南アルプス市～甲府市	9.0
一 般 国 道	国道140号	山梨市（県界）～富士川町	73.6
主 要 地 方 道	甲府市川三郷線	甲府市～市川三郷町	21.6
〃	韮崎南アルプス中央線	韮崎市～中央市	36.7
〃	甲斐中央線	甲斐市～中央市	8.5
〃	甲府中央右左口線	甲府市～甲府市	13.2

(2) 公共交通

甲府から県南部を縦断して富士方面に至るＪＲ身延線が本市中央部を南北に通っており、本市には小井川駅、東花輪駅の２駅がある。また、昭和町の常永駅は、本市に隣接している。現在でも甲府・市川三郷方面への通勤通学駅として朝夕利用で賑わっているが、単線であるため運行本数は少ない。

第３ 過去の災害履歴

過去の主な災害は、次のとおりである。

過去の主なる風水害

災 害 発 生 日	災害区分	被 害 状 況
明治元. 7	洪水	釜無川、御勅使川欠所、氾濫、流失家屋多数（玉穂）
〃 9. 9	暴 風 雨	釜無川、笛吹川決壊、各河川決壊676か所。流失家屋多数、農作物被害甚大（玉穂）
〃 14. 9	洪水	富士川、釜無川堤防決壊220か所、破損569か所。笛吹川流域農作物被害甚大（玉穂）
〃 15. 9	洪水	堤防決壊、家屋の浸水、田畑の冠水、家屋の倒壊（豊富）
〃 31. 9. 4	風水害	釜無川、笛吹川及び各河川氾濫、堤防決壊4,411か所、破損2,472か所。道路流没、家屋流失破損4,400戸、釜無川流域農作物被害甚大（玉穂）
〃 39. 7. 12—17	洪水	北巨摩山岳崩壊、中巨摩浸水、流失。死者150人（玉穂）
〃 40. 8. 22—28	台風風水害	荒川氾濫、甲府南部玉穂、田富浸水２メートル以上（田富、玉穂）
〃 43. 8. 2—19	洪水	県下一円山岳崩壊、堤防決壊。死傷者416人、家屋全壊、流失5,767戸。笛吹川が二川と乙黒間決壊、石和方面から流失家屋が続々と乙黒地域へ流れる。（玉穂）
〃 45. 9	暴風水害	橋梁流失、堤防決壊、田畑の冠水（豊富）
		釜無、笛吹川増水、10日夜笛吹川堤ゴトウ付近で決壊。井之口、西新居、上三條を除く全地域床上浸水（玉穂）
		橋梁流失、堤防決壊、田畑の冠水（豊富）
		23日午前２時30分、高橋、極楽寺方面、母屋、長屋、土蔵の全壊、半壊が相つぐ。中楯で死者２人、全壊８戸。上成島全壊８戸、宿成

大正元. 9	台 風	島 7 戸、下成島10戸（玉穂）
〃 9. 8. 2—6	台 風	家屋の倒壊、農作物被害（豊富）
〃 14. 8. 14—18	〃	南都留郡下の被害大、死者14人、家屋倒壊189戸、堤防の決壊30か所（田富）
昭和9. 5. 4	上手の大火	東山梨、東八代、南都留郡の被害大
〃 10. 9. 21—26	前線・台風	罹災戸数11戸、半焼1戸（豊富）
〃 20. 10. 3—15	〃	富士川、塩川、荒川、御勅使川氾濫し県下一円水害大、死者39人、家屋全壊、半壊、流失223戸（田富）
〃 22. 9. 13—15	カスリン台 風	橋梁破損流失、農作物の被害大（玉穂）
〃 23. 9. 15—16	アイオン台 風	県下各河川氾濫し、芦川筋、中巨摩竜沢川、東八代の竜戸川決壊山崩多し、死者36人、家屋全、半壊256戸、浸水家屋6, 130戸（田富）
〃 28. 9. 23—25	台風13号	極楽寺地区の浸水被害（玉穂）
〃 34. 7. 12—14	台風7号	戊辰橋上流浅利川左岸決壊による土砂流失浸水（豊富）
〃 34. 8. 12—14	前線台風7号	笛吹川上流、重川、金川、日川、御手洗川、笹子川筋被害甚大、東八代郡浅間村に被害大、死者16人、家屋全、半壊、流失合わせて173戸、浸水家屋1, 585戸、浅原橋、桃林橋、富士橋、飯富橋が流失した。（田富）
〃 34. 9. 25—27	台風15号 伊勢湾台風	笹子川筋、大月市内、北巨摩の一部、東山梨郡下の被害大、死者3人、家屋全、半壊、流失90戸、家屋浸水4, 360戸（田富）
〃 36. 6. 23—29	前線・台風	全県下風水害多く、農作物、果実の被害甚大、県南部早川入りに水害大（田富）
〃 41. 9. 21—25	前線台風26号	重傷3人、軽傷30人、家屋全壊27戸、半壊10戸、床上浸水10戸、床下浸水10戸、作興橋・豊積橋等橋梁流失、農作物被害（豊富）
〃 58. 8	台風水害	死者90人、負傷者109人、家屋流失、全壊、半壊合わせて6, 536戸、浸水家屋14, 445戸、水陸稲の被害大（田富）
平成10. 9. 15—16	台風水害	死者15人、負傷者109人、家屋全壊1, 034戸、半壊2, 407戸、流失40戸、浸水家屋1, 583戸、田畑流失234ヘクタール（田富）
〃 12. 9. 11—12	大雨	伊勢湾台風は中心が市域を通ったため、暴風による被害が最も大きかった。民家全壊家屋86戸、大破150戸。この他に寺、社、公共施設も屋根は飛び、壁を吹きやぶられるなど大被害を受けた。（玉穂）
〃 15. 8. 8—9	台風水害	家屋全壊51戸、家屋半壊損傷90戸、桑等農作物被害（豊富）
〃 16. 10. 8—10	台風水害	死者6人、負傷者1人、家屋全、半壊、流失合わせて114戸、家屋浸水6, 042戸、田畑埋没295ヘクタール、道路損壊309か所、橋梁の流失95、堤防の決壊131か所（田富）
〃 16. 10. 20—21	台風水害	死者174人、負傷者97人、全壊家屋160戸、流失128戸、半壊341戸、田畑埋没322ヘクタール、道路欠壊645か所、橋梁流失189件（田富）
	台風水害	死者1人、負傷者1人、木原橋付近七覚川堤防決壊、土木、耕地山林、農作物等に一億円の被害（豊富）
	台風水害	台風により河川が急増水。今川、山王川、渋川が氾濫。一町畑広域地区は、船で救急品を運ぶ。ほかに、下河東、町之田、極楽寺、乙黒等一部に床上浸水。農作物に被害甚大
	台風水害	台風5号の接近による大雨・洪水・暴風。床下浸水2軒（玉穂）
	台風水害	大雨で床上浸水被害4件（玉穂）
	台風水害	台風10号の大雨により、県東部及び中西部をはじめ、県下全域で被害発生
	台風水害	台風22号の大雨により、県中西部で被害発生
	台風水害	台風23号の大雨により、県下全域で被害発生

過 去 の 地 震 に よ る 被 害

発 生 年 月 日	西 暦	被 害 等 の 概 要
貞観6年7月17日	864	富士山噴火。甲斐、駿河
永享5年9月16日	1433	夜大震動、六地藏転ぶ(王代記)
享徳3年11月23日	1454	地震。夜半天地震動して奥州に津波(王代記)
明応7年6月11日	1498	甲斐国大地震(高白斎記)
明応7年8月25日	〃	大地震が起き大きな被害(明応地震)(妙法寺記、王代記、塩山向嶽禅庵小年代記)
明応8年1月2日	1499	大地震(妙法寺記)
明応9年6月4日	1500	この年まで地震続く。明応7年の地震よりも大きな地震(妙法寺記)
永正8年8月7日	1511	大地震(高白斎記)
永正13年7月12～13日	1516	地震(妙法寺記)
天文18年4月14日	1549	地震、52年前ほどの地震。10日ばかり揺れる(妙法寺記)
元禄16年11月22日	1703	大地震諸国破損(元禄地震)(塩山向嶽禅庵小年代記、甲斐国歴代譜)
宝永4年10月4日	1707	(宝永地震)未刻、五畿七道、わが国最大級の地震の一つ。 潰家は東海、近畿中部南部、四国のほか信濃・甲斐でも多く、富士山は山崩れのために塞がった(M8.4)(新編日本被害地震総覧:1989)
〃 〃 10月5日	〃	卯刻、甲斐を中心に大余震あり、甲斐等で本震より強く感じ、大きな被害(潰家7,397、同寺254、死24)となった(新編日本被害地震総覧:1989)
宝永7年11月	1710	大地震があり、津波・地割れが所々に起きる(甲斐国歴代譜)
天明2年7月14日	1782	夜より15日夜大地震(甲斐古今記)
安政1年11月4日	1854	駿河湾から遠州灘、紀伊半島南東沖一帯を震源とするM8.4という巨大地震が発生(安政東海地震) 本市においては、烈震により笛吹川北岸において液状化を起こす。今川堤水没、玉穂地内の家屋の約8割が全壊。
明治41年12月28日	1908	M5.8(震央山梨県中部)、震度5(甲府市の記録)
大正7年6月26日	1918	神奈川県西部を震央とする地震(M6.3)、谷村、鰍沢等に被害
〃 12年9月1日	1923	関東大地震。M7.9(震央相模灘)、震度6 県内死者20人、負傷者116人、全壊家屋1,761棟、半壊4,992棟、地盤の液状化現象3か所。本市においては、各河川堤防の破損、橋梁、堰わく破壊、道路ひび割れ、家屋破損等の被害発生 甲府市の記録―死者4人、負傷者9人、家屋全壊322棟・半壊427棟等
〃 13年1月15日	1924	丹沢地震。M7.3(震央神奈川県)、震度6 甲府市の記録―水道管破損60か所、電話線故障82か所(山梨日日新聞)
昭和19年12月7日	1944	東南海地震。M7.9(震央熊野灘)、震度5 甲府市の記録―甲府市付近で負傷者2人、家屋全壊26

		棟・半壊 8 棟、橋梁墜落 1、屋根壁落下 29か所、馬 1 頭死亡（山梨日日新聞）
〃 51 年 6 月 16 日	1976	山梨県東部を震央とする地震。M5.5、県東部で住家等 一部破損77棟、道路22か所、田畑31か所、農業用施設 79か所等
〃 58 年 8 月 8 日	1983	山梨県東部を震央とする地震。M6.0、県東部を中心に 19市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者 5 人、住 家半壊 1 棟、一部破損278棟、田147か所、農林業用施 設55か所、道路21か所、商工被害78件、停電全世帯の 66%等、被害総額 3 億 5 千万円
平成 8 年 3 月 6 日	1996	山梨県東部を震央とする地震。M5.8、県東部を中心に 14市町村で被害、負傷者 3 人、住家一部破損 86 棟、水道被害3,901戸等、被害総額 1 億 5 千万円
平成 21 年 8 月 21 日	2009	駿河湾を震源とする地震。M6.5、4 都県112人負傷 静岡県で大きな被害
平成 23 年 3 月 11 日	2011	三陸沖を震源とする地震（東北太平洋沖地震）。M9.0 本市では、玉穂庁舎震度 5 強、田富・豊富庁舎震度 5 弱を記録
平成 23 年 3 月 15 日	2011	静岡県東部を震源とする地震。M6.4 本市では、玉穂庁舎震度 5 強、田富・豊富庁舎震度 5 弱を記録

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実

(各課共通)

第1 中央市防災会議

1 設置の根拠

災害対策基本法第16条

2 所掌事務

- (1) 中央市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

3 防災会議会長及び委員

- (1) 市長（会長）
- (2) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 山梨県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (4) 山梨県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 市の自治会連合会の会長
- (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員及び職員のうちから市長が委嘱する者
- (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

資料 編	・中央市防災会議委員名簿一覧	P 331
	・中央市防災会議条例	P 518

第2 中央市災害対策本部

中央市災害対策本部は、災害対策基本法第23条に基づき設置する。

なお、組織及び所掌事務等については、本編第3章第1節「応急活動体制」に定めるところによる。

第3 中央市水防本部

本編第4章第2節「水防組織」に定めるところによる。

第4 中央市地震災害警戒本部

中央市地震災害警戒本部は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第16条に基づき設置する。

なお、組織及び所掌事務等については、地震編第4章第2節「東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び活動」に定めるところによる。

第5 自主防災会

1 設置の目的

災害対策基本法第5条に基づき、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、地域住民の自発的防災組織として、自治会等を単位とする自主防災会が組織されている。平素から家庭内の防災に関する啓発活動を行っているほか、避難訓練、初期消火訓練、炊き出し訓練等の訓練を行っている。

2 住民の責務

地域住民は、地域の防災訓練への参加や、食料、飲料水その他生活必需物資の備蓄等自発的な防災活動に努めるものとする。

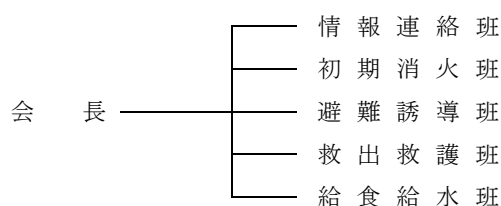
その際、地域において要配慮者を支援する体制の充実に努めるとともに、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮した対応を行うよう努めるものとする。

3 組織の編成及び活動

自主防災会は、組織や地域の状況に応じた規約を作成するとともに、災害発生時に効果的な防災活動が行えるよう、地域防災リーダーを中心に平常時から準備、訓練に努める。

(1) 構成

各組織の規約の定めるところによるが、例示すると次のとおりである。なお、自主防災組織を編成する際には、女性の参画の促進に努め、特定の活動が片方の性に偏るなど、男女共同参画の視点を重視するとともに、リーダーに複数の女性が含まれるよう女性リーダーの育成を図ることとする。



(2) 活動内容

平常時の活動内容	災害発生時の活動内容
○ 情報の受伝達体制の確立 ○ 防災知識の普及 ○ 防災訓練の実施 ○ 過去の災害から得られた教訓の伝承 ○ 火気使用設備器具等の整備・点検及び物資等の備蓄 ○ 防災用資機材の備蓄及び管理・点検 ○ 避難経路上における危険箇所の調査 ○ 防災マップの作成・配布 ○ 必要に応じて、活動している各地区における自発的な防災活動に関する計画書の作成及び、これを地区防災計画の素案として市防災会議への提案	○ 地域内の被害状況等の情報の収集 ○ 住民に対する避難勧告・指示の伝達 ○ 初期消火等の実施 ○ 救出・救護の実施及び協力 ○ 集団避難の実施 ○ 炊き出しや救援物資の配布に対する協力

4 市の指導

市は、次の措置を推進し、自主防災会の充実強化に努めるとともに、地区内の住民等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

(1) 防災訓練を通じ、防災用資機材の使用法、避難方法等の習熟

- (2) 防災資機材等の計画的配備
- (3) 消防署の協力による応急手当講習への参加促進
- (4) 県立防災安全センター等を活用した研修会等の開催・消防学校における訓練等により、自主防災会指導者の知識・技能の向上による、組織の中心となる人材の育成（その際、女性の参画の促進に努めるとともに、研修等については男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容とする。）

第2節 防災知識の普及・教育に関する計画

（各課共通）

防災業務に従事する職員の資質を高めるため、また、災害に際しては、住民自らが主体的に判断し、行動できることが重要であることから、住民の各種災害に対する認識を深めるため、市、県、関係機関及び防災上重要な施設の管理者（災害対策基本法第47条第1項に規定する災害予防責任者）は次のとおり防災知識の普及・教育を図る。

第1 職員に対する防災教育

市の災害予防責任者は、教育機関その他の関係する公私団に協力を求めるなどし、次により職員に対して防災知識の普及・教育を図る。

1 講習会、研修会の開催

学識経験者、防災関係機関の防災担当者等を講師とした講習会、研修会等を実施し、防災知識の普及徹底を図る。

また、新たに職員として採用された者に対して、通常の新規採用職員研修の一項目として防災知識の普及に関する研修を行う。

研修実施の内容は、おおむね次のとおりとする。

新任研修内容

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 災害対策活動の概要 | ③ 職員としての心構え |
| ② 災害の特性と対処方法 | ④ 災害時の役割内容 |

2 検討会

防災訓練とあわせて開催し、業務分担等の認識を深める。

3 見学、現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

4 印刷物等の配布

災害発生時の参集方法、各職員の配備基準や任務、災害時の留意点等を記した防災の手引書等の印刷物を作成、配布し、防災知識の普及徹底を図る。

5 先進自治体等の研究、調査

防災対策の先進事例を行っている自治体、関係団体等の取組内容の研究・調査を行い、市の施策への活用方策の検討を行う。

第2 一般住民に対する防災知識の普及

市の災害予防責任者は、次により一般住民に対して防災知識の普及・教育を図る。

1 啓発の方法

- (1) 広報紙（広報「ちゅうおう」）の活用
- (2) 防災行政無線の活用
- (3) 社会教育の場の活用
- (4) 県立防災安全センターの活用
- (5) ハザードマップ等、防災関係資料の作成、配布
- (6) 防災映画、ビデオ等の貸出し
- (7) 防災・気象情報のホームページへの掲載
- (8) ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信

2 啓発の内容

- (1) 防災に対する一般的知識
- (2) 非常用食料等の備蓄
- (3) 非常持ち出し品の準備
- (4) 気象、災害発生原因等（大雨、台風、噴火等）に関する知識
- (5) 災害予防措置
- (6) 災害危険箇所、適切な避難場所、避難路等に関する知識
- (7) 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
- (8) 過去の災害にかかる教訓

第3 学校教育における防災教育

市の災害予防責任者は、次により幼児、児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）に対し、災害に関する過去の教訓を生かした実践的な防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及を図る。

1 教育課程内の指導

災害の種類、原因、実態、対策等防災関係の事項をとりあげる。

2 防災訓練

学校行事等の一環として実施し、防災の実践活動、避難行動等について習得させる。

3 課外活動における防災教育

防災関係機関、施設並びに各種催し等の見学を行う。

第4 社会教育における防災教育

生涯学習講座等において、その学級内容に防災教育を組み入れ、これの徹底を図る。具体的な教育内容としては、気象情報等の基礎知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得の習得、防災関係機関や施設等の見学、パンフレットの配布又は講座、映画、テレビ、ラジオ、体験談等を素材として話し合い学習を進める等である。

第5 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

市は、独自に、又は防災関係機関の協力を得て、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して災害時の防災教育を実施する。

第6 県立防災安全センターによる防災知識の普及

県立防災安全センターが本市にあり、次のような展示室や訓練室等が整備されている。市は、市

職員だけでなく、児童・生徒等の課外活動にも当該施設を活用し、また一般住民に対しては当該施設の周知、利用を推進し、防災知識の普及を図る。

地震体験コーナー	阪神・淡路大震災や新潟県中越地震等のリアルな地震体験ができる
救命救護体験教室	意識確認・気道確保・人工呼吸・AED操作等の一連の心肺蘇生法を体験できる
防災情報体験コーナー	山梨県の防災体制や防災に関するさまざまな情報を得ることができる
水防情報コーナー	河川のはん濫による水害を防ぐための治水工法の展示
119通報・災害用伝言ダイヤル171コーナー	緊急時における119番通報の模擬体験と、災害用伝言ダイヤル171の利用体験ができる
防災資材機材コーナー	防災用・消火用の防災資機材や、パネル等の展示
防災Q & Aコーナー	災害（地震・火災・風水害）や防災に関する知識をクイズ形式で習得することができる
消火体験コーナー	赤外線消火器を使用して、消火体験をすることで、初期消火に必要な技術や知識を習得することができる
地球儀	地球の内部の構造（核・マントル・プレート）を分かりやすい模型で展示
地震のメカニズム 断層発生システム	海溝型地震のメカニズムと亀裂断層発生の状況を学ぶことができる
耐震木造建築	地震に強い家を建てるには電気、ガス、家具等の地震対策をどうすれば良いか学ぶことができる

第7 企業防災の促進

企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者及び建設事業者等災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、関係機関との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第3節 防災訓練に関する計画

（各課共通）

市は、複合的な災害を視野に入れ、災害発生時等に効果的な防災活動が実施できるよう次の訓練を実施する。

また、訓練の実施にあたっては、要配慮者に十分配慮し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

さらに、災害は、時間や季節、天候を問わず発生することから、それぞれの状況に対応できる訓練を実施する。

なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。

第1 総合防災訓練

市は、防災関係機関等と合同し、学校、幼稚園、保育所その他関係団体及び住民の協力を得て、災害発生時における各種応急対策等の総合防災訓練を次により実施するものとする。

1 実施時期

関係機関の協議により、最も訓練効果のある時期を選び年1回以上実施するものとする。

2 実施場所

風水害等によって、大規模災害を受けやすい地域を中心にその都度適切な場所を選定し、実施するものとする。

3 実施内容

関係機関の協議により、その都度実施要綱を定めて実施するものとする。

4 訓練重点事項

①情報通信連絡、②災害対策本部設置・運営、③避難、④救出・救護、⑤非常招集訓練、⑥消防、⑦水防、⑧避難所開設訓練、⑨救援物資輸送・調達、⑩防疫・給水、⑪応急復旧、⑫炊き出し等

5 機関別訓練例

機 関 名	訓 練 内 容
自 主 防 災 会	① 避難訓練 ② 消火訓練（消火器、可搬ポンプ、消火栓の取扱い） ③ 起震車による震度体験訓練 ④ 救急救命訓練 ⑤ 情報伝達訓練 ⑥ 炊き出し訓練
事 業 所	① 情報収集・伝達訓練 ② 営業停止周知訓練 ③ 避難訓練
医 療 機 関	① 避難誘導訓練 ② 消火訓練
施 設	① 避難誘導訓練 ② 消火訓練 ③ 避難所対応訓練（避難所に指定されている施設）
学 校	① 避難訓練 ② 関係機関への伝達訓練
幼 稚 園 、 保 育 所	① 避難誘導訓練 ② 保護者への引渡し訓練

6 防災関係機関との連携

災害が甚大なものであるほど、他の防災関係機関との連携が重要となるため、県をはじめ自衛隊の総合訓練への参加要請等を検討する。

第2 非常通信訓練

非常災害時における有線通信の途絶等の事態に備え、非常通信の円滑な運用を図るため、次により非常通信訓練を実施するものとする。

1 参加機関

市、県及び関東地方非常通信協議会

2 実施時期及び実施方法

関係機関と協議し、その都度定めるものとする。

第3 避難訓練

学校等、医療機関、工場、事業所、スーパーマーケットその他消防法による防火対象物の管理者は、避難訓練を行い、人命、身体を災害から保護するように努めるものとする。

また、防火管理者を置かない程度の施設の管理者も前記に準じて行うものとする。

この場合、要配慮者に対しても、必要な対策を講ずるよう努め、男女共同参画についても留意する。

なお、学校等（保育園を含む。）においては、次のことに留意するものとする。

- 1 災害の種類や規模、発生時間等、さまざまな場面を想定し、地域の自主防災会等と連携するなどして訓練を実施する。
- 2 実施の回数は、年間を通じて季節や他の安全指導との関連及び生徒等の実態を考慮して決定する。
- 3 人命、身体の安全の確保を基本とする。

第4 防疫訓練

1 職員の訓練

常に防疫作業の修習を図るとともに、随時防疫演習を行い、被害の軽減に努めるものとする。

2 器具機材等の整備

最低限常備する必要がある器具、機材等は平素から整備し、災害時に備えるべき物件については、あらかじめ周知な計画を立てるとともに、備蓄物件については、いつでも使用できるように保管し、随時点検を行うものとする。

第5 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ消防機関相互が緊密な連携のもとに合同訓練を行い、また他の避難訓練と並行して行うものとする。

1 実施期間

火災の起こりやすい季節又は訓練効果のある適当な時期を選んで実施する。

2 実施場所

火災のおそれのある地帯、又は訓練効果のある適当な場所において実施する。

3 実施方法

あらかじめ作成された火災想定により、訓練場所に最も適した消火活動その他関連活動を実施する。

第6 水防訓練

市は、水防工法の完全な習熟を目的として、消防団員、市職員が連携し、また住民等の参加を得て、年1回以上、県水防指導員の指導により水防訓練を行う。

1 実施時期

洪水が予想される時期前で、訓練効果の最もある時期を選んで実施する。

2 実施場所

洪水のおそれのある河川危険箇所を選んで実施する。

3 演習要領

市の演習要領は、中北建設事務所と協議のうえ、水防本部長（市長）が定める。

第7 訓練後の検証

防災訓練実施後には、訓練の検証を行う検討会を行い、訓練状況の確認、問題等の洗い出しを行い、必要により活動体制の見直しを行う。

第4節 防災施設・資機材の整備計画

(危機管理課、消防団、水道課、農政課)

災害時に円滑な災害応急活動ができるよう、防災施設、防災資機材の整備を推進する。

第1 防災施設の整備

1 市役所

災害発生時等に災害情報等を迅速に収集し、関係機関・住民等への的確に伝達できるよう、通信施設の整備、充実に努める。

また、突発的な災害にも迅速に対応できるよう、防災対策用資機材等の備蓄に努める。

2 倉庫の整備

水防資材、援助物資等の備蓄倉庫については、現場到着時間、危険箇所との距離等を考えて配置するものとし、それら自体が被災することのないよう構造についても十分考慮するものとする。また、避難所等の位置を考慮し、飲料水兼用貯水槽の設置を検討する。

本市の防災備蓄場所は、次表のとおりである。

中央市コミュニティ防災センター	中央市布施1555番地1
中央市防災公園 (防災会館・水防倉庫)	中央市白井阿原字川向1903番地39
玉穂水防資材倉庫	中央市成島
白井水防倉庫	中央市白井阿原
角川水防倉庫	中央市浅利東新田
浅利水防倉庫	中央市〃一の出割
豊富農村公園防災倉庫	中央市関原1018

資料編・中央市コミュニティ防災センター条例	P 523
・災害備蓄品一覧	P 361
・中央市防災公園条例	P 525

3 資機材の整備等

定期的に資機材の点検を行うとともに、必要な資機材を計画的に整備するものとする。

特に、災害による停電等に備えて非常用発電装置や、断水等に備えて飲料水兼用貯水槽、浄水機、給水用資機材等の整備を推進する。

資料編・災害備蓄品一覧	P 361
-------------	-------

4 避難所・避難地

市においては、資料編に掲載のとおり避難所及び避難地をあらかじめ指定しているが、施設の老朽化、人口動態の変動等により適宜見直しを図るものとする。その際には、災害に対し安全な建物、広場等を充て、さらに給食施設を有するものか、又は比較的容易に搬入給食しうる場所を選定するよう考慮するものとする。

第2 資機材、物資の充実、点検

- 1 点検整備は、自主防災倉庫にあっては各自主防災会長、各施設（機関）、各事業所にあっては施設責任者、消防団にあっては各部長があたり、必要に応じて点検責任者を定める。点検責任者は、点検整備計画を作成し、これに基づいた定期的な点検整備を実施する。
- 2 点検を要する主たる資機材は、水防用備蓄資機材、救助用資機材及び医薬品、消防用資機材及び施設、防疫用資機材、給水用資機材、備蓄食料、たん水防除用資機材、各施設復旧に必要な資機材等とする。
- 3 資機材及び機械類の点検実施内容

資 機 材	機 械 類
1 規格ごとに数量の確認	1 不良箇所の有無及び故障の整備
2 不良品の取替	2 不良部品の取替
3 薬剤等の効果測定	3 機能試験の実施
4 その他必要な事項	4 その他必要な事項

第3 県における防災施設の整備状況

- 1 県立防災安全センター

県立防災安全センターは、県民に対する防災意識の普及啓発等を実施する防災教育機関であるとともに、大規模災害に対応できる防災資機材や生活必需品を備蓄し、災害時には、県内市町村等への広域的な救援物資の輸送中継拠点の役割を果たす。
- 2 中北地域県民センター

該当地域での大規模災害に迅速に対応するための防災資機材等を備蓄している。
- 3 土木施設災害対策計画

災害時の緊急復旧活動及び救援活動を迅速かつ的確に行うとともに近県との相互支援体制を充実するため、中北建設事務所に防災拠点を整備する。

 - (1) 災害時の人員及び緊急物資の輸送拠点としての物資等の搬入、搬出を行う。
 - (2) 緊急復興活動に必要な鋼材、盛土材、コンクリート等の備蓄を行う。
 - (3) 緊急輸送道路とのネットワーク化を図る。

第5節 消防予防計画

（危機管理課、消防本部、消防団）

第1 消防力の充実強化

- 1 自治体消防力の充実強化
 - (1) 消防組織の充実強化

市は、消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実強化を図るものとする。また、自主防災会との連携を強め初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図るものとする。

さらに、消防団員の増員と設備の強化を図るとともに、消防署との連携を強化し、消防体制の充実を図る。その際、女性消防団員についても、その能力が発揮できるような環境整備に配

慮する。

(2) 消防施設等の整備強化

家庭及び各事業所においては初期消火活動が十分発揮できるよう、消火器や可搬式小型動力ポンプ等を整備する。また、市及び甲府地区広域行政事務組合消防本部においては「消防力の整備指針」「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努める。さらには、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動や救助活動を円滑に進めるため、施設の耐震化にも努める。

本市における消防は、南消防署田富出張所・玉穂出張所・中道出張所及び中央市消防団が行っている。

資料編 ・ 消防力の現況

P 508

(3) 消防団員の教育訓練

市は救急業務の高度化に対応するため、消防団員等の応急手当普及員の養成に努める。

また、消防団員の総合訓練等を通じて、救急救助技術等専門的技術の向上を図るものとする。

2 地域の消防力の整備強化

(1) 市は、自主防災会の育成、強化を図り、組織の核となる自主防災会長等に対して研修を実施し、これらの組織の日常訓練の実施を促すものとする。

(2) 市は、平常時には自主防災会の研修、訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助救護資機材の充実を図るものとする。

(3) 防火対象物の関係者は、自衛消防組織を整備充実させ、従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献等を十分認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災対策の整備、防災訓練等を実施し、防災活動の推進を図る。

3 市消防計画の確立

市は、消防団が大規模災害に対処できるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、消防活動の万全を期することを主眼として

- | | |
|------------|-------------------|
| ① 消防力等の整備 | ④ 災害の予防、警戒及び防ぎょ方法 |
| ② 防災のための調査 | ⑤ 災害時の避難、救助及び救急方法 |
| ③ 防災教育訓練 | ⑥ その他災害対策に関する事項 |

を大綱とした中央市消防計画を策定し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

4 林野火災予防対策

(1) 林野火災予防思想の普及、啓発

市は、市民や入山者の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野のパトロール強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進する。

また、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発する時期には横断幕、広報、ポスター等有効な手段を用いるなど強く周知徹底を図る。

(2) 森林所有（管理）者に対する指導

市は、森林所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等を積極的に行い、林野火災の予防対策の確立に努めるよう指導する。

(3) 林野火災消防計画の確立

市は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、次の事項について計画の確立を図るものとする。

ア 防火管理計画

- ・ 特別警戒区域
- ・ 特別警戒時期
- ・ 特別警戒実施要領等

イ 消防計画

- ・ 消防分担区域
- ・ 出動計画
- ・ 防ぎょ鎮圧計画
- ・ 他市町村等応援計画
- ・ 資機材整備計画
- ・ 防災訓練実施計画
- ・ 啓発運動推進計画等

(4) 関係職員の研修指導

市は、予防対策、消火対策についてより万全を期するため、森林保全巡視員の研修及び森林組合職員等関係者への指導を行う。

第2 火災予防対策の強化

1 建築同意制度の効果的活用

南消防署は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い、建築面から火災予防の徹底を図るものとする。

2 一般家庭に対する指導

市は、南消防署と連携して自主防災会等各種団体を通じて、一般家庭に対して消火器具、家庭用火災報知器、消火用水及び防火思想の普及徹底を図るとともに、住宅用火災警報器の普及・促進を図り、これらの器具等の取扱い方法を指導する。

また、初期消火活動の重要性を認識させ、火災発生時における初期消火活動の徹底と、防災訓練への積極的参加促進を図るものとする。

3 防火対象物の防火体制の推進

市は、南消防署と連携して次の措置を行い、防火対象物の防火体制を推進する。

(1) 不特定多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険が大きい。

このため、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させるものとする。

(2) 防火管理者に対して消防計画を策定させ、防火訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導を行うものとする。

4 予防査察の強化

南消防署は、火災発生及び被害の拡大を防止するため、防火対象物の定期的な査察を行うとともに、新築又は改築時等の臨時査察、さらに特殊対象物（工場、学校、旅館、医療機関、危険物等関係施設、文化財等）の特別査察等を計画的に行う。

特に、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について必要の都度、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

5 防火防災思想、知識の普及

防災関係機関、関係団体等の協力を得て、火災予防週間及び防災週間をはじめ消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに防火知識の普及に努める。

第3 消防相互応援協定

市は、近隣市町村等と資料編に掲げるとおり消防相互応援協定を締結している。市は、災害時には協定に基づき迅速に応援要請ができるよう連絡体制の整備に努める。

資料編	・消防相互応援協定	P 382
	・中央自動車道消防相互応援協定書	P 383

第6節 風水害等予防計画

(各課共通)

第1 山地の災害予防

本市の山地は、市の南東部である豊富地区に集中し、その地形、地質等の特質から崩壊に起因する災害の発生が多い。

このため、森林整備事業や治山事業の積極的な推進により、森林のもつ保全機能の維持増大を図るとともに、崩壊等の自然災害の危険頻度の高い山地災害危険地区とその流域の保全対策に努める。

なお、森林のもつ土砂災害防止等の公益的機能を十分発揮させるため、県は平成24年度から森林環境税を導入し、荒廃が進んでいる民有林の人工林を重点的に整備していく。

1 山地災害の未然防止

集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地又は荒廃のきざしのある溪流等に対し、予防治山事業を重点的に実施する。

特に、福祉施設、医療施設等「要配慮者関連施設」周辺の山地で、山地災害の危険性のある箇所については、施設管理者へ周知するとともに、山地災害の予防対策として積極的に治山事業の実施を県に働きかけていく。

2 荒廃山地等の復旧

山崩れを起こした崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている溪流等に対し、復旧治山事業総合治山事業等を推進し土砂崩壊、流出による下流の災害の防止を図る。

3 地すべりの防止

地すべりによる被害を防止、軽減するため、「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域の指定を県に働きかけ、積極的な保全工事に努める。

4 保安林の整備

指定目的の機能が十分に発揮されていない保安林について、改植、補植、本数調整伐等による森林整備を推進し、保安林機能の維持向上を図る。

第2 河川対策

(1) 河川改修

本市は、笛吹川と釜無川が合流する扇状地にあり、ほとんどが平坦な地勢である。また自噴井が見られるように地下水位が高い地域であるため、過去において幾度となく水害に見舞われてきたが、近年では護岸工事や治水事業により氾濫の危険性はかなり減少している。

今後も洪水等の災害から守り、住民が安心して生活できるよう、河川や水路の改修整備を進める。

また、出水の早期予知や災害時の状況把握に必要な正確な情報を収集し、住民へ迅速に連絡ができるよう、関係機関からの情報収集体制の確立、また関係団体との連絡体制の確立を構築していく。

(2) 河川情報の整備

洪水等の災害から市民を守り、市民が安心して生活できるようにするためには、河川の整備、改修を行い治水の安全度を高めるとともに、出水の早期予知や災害時の状況把握に必要な正確な情報の収集と、住民への迅速な連絡が不可欠である。

このため、県が整備するテレメータシステムを活用するとともに、市内の河川水位観測所により、情報の収集に努める。

資 料 編 ・ 河川水位観測所一覧	P 512
-------------------	-------

(3) 浸水想定区域の指定・公表

洪水により相当な損害が生じる可能性のある洪水予報河川及び水位情報周知河川等の河川において、水害等により浸水が想定される区域として本市の地域が浸水想定区域に指定されたため、その区域及び水深について公表する。(釜無川、笛吹川、荒川、滝戸川、芦川)

中央市内の浸水想定区域

河川・水系	指定・公表の状況	指定・公表者（河川管理者）
富士川（釜無川）・笛吹川	平成14年度 指定・公表	国土交通大臣
荒川	平成18年度 指定・公表	山梨県知事
芦川・滝戸川	平成20年度 指定・公表	山梨県知事

(4) 警戒避難体制の整備 ハザードマップの公表

浸水想定区域の指定に伴い、浸水想定区域内の水位情報や洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について市地域防災計画に定め、これらを住民に周知させるため、県と連携して、洪水ハザードマップを作成し、公表するものとする。

(5) 浸水想定区域要配慮者関連施設

浸水想定区域要配慮者関連施設へ洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水予報等の伝達をする。要配慮者関連施設の範囲は、次のとおりとし、市における浸水想定区域に存在する要配慮者関連施設は、資料編に掲げるとおりである。これらの施設の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、市長に提出するものとする。

要配慮者関連施設の範囲	1 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障がい児・者施設等の社会福祉施設 2 病院、診療所の医療施設 3 幼稚園
-------------	--

資 料 編 ・ 浸水想定区域要配慮者関連施設一覧	P 359
--------------------------	-------

(6) 洪水予報等の伝達体制の整備

本市では前記(5)に規定された要配慮者関連施設に対し、防災行政無線、電話、FAXによる洪水予報等の伝達体制を整備する。

洪水予報等	1 河川洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報） 2 河川特別警戒水位到達情報 3 その他の浸水対策における有効な情報
-------	--

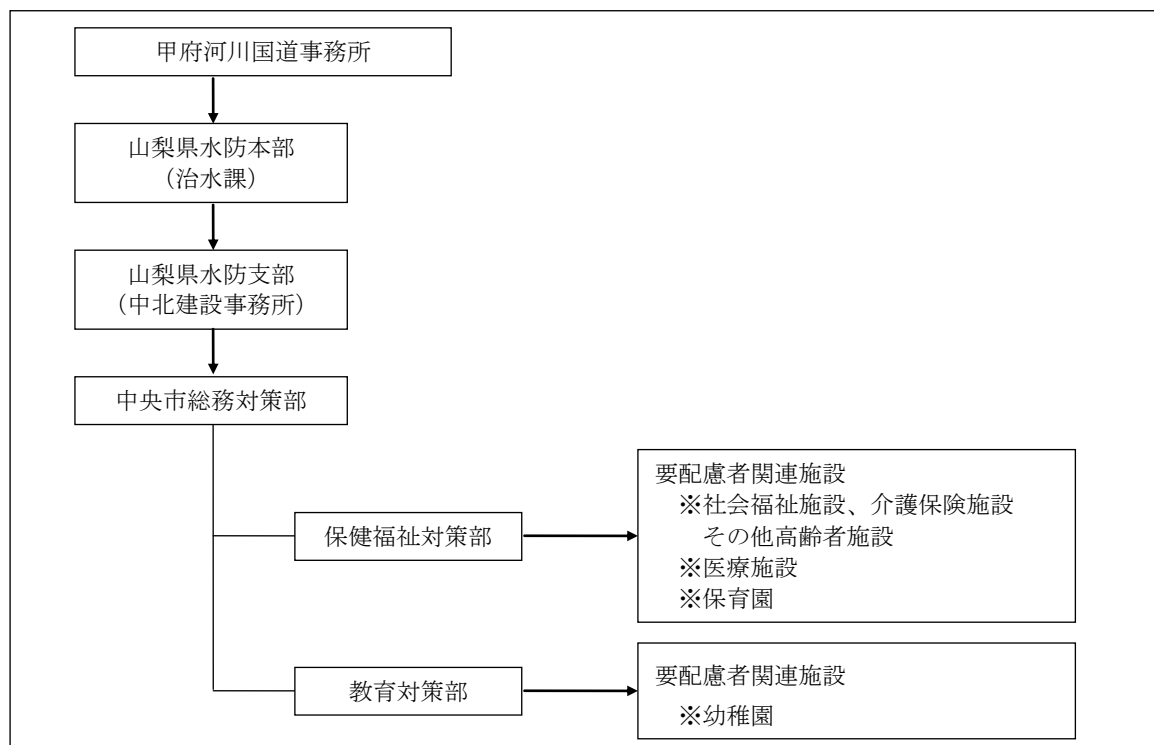
伝達経路については次表に定める。

要配慮者関連施設への情報伝達経路図

(1) 直轄河川の洪水予報等の場合

■富士川（釜無川）・笛吹川洪水予報等の伝達

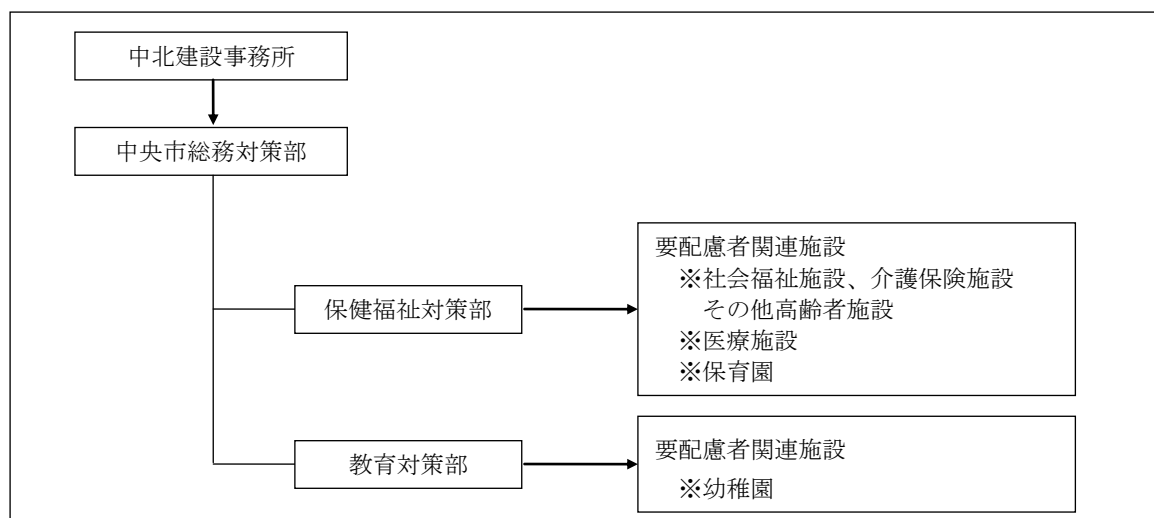
※要配慮者関連施設への伝達経路以外は省略しています。



(2) 県管理河川の洪水予報等の場合

■荒川洪水予報等の伝達

※要配慮者関連施設への伝達経路以外は省略しています。



第3 砂防対策

本市山地部の河川は流路延長が短く、急峻な地形に加え地質的にも脆弱な地層が多く荒廃しやすい要因が重なっているため、豪雨の際の溪流における生産土砂の抑止、流速土砂の貯留、調節、流路の安定、地すべり防止等のため、溪流保全工等一連の砂防事業を実施する。また、土石流対策として、市内15か所の土石流危険溪流に対し、積極的に砂防事業を推進する。

第4 急傾斜地等危険地災害予防対策

本市山地部である豊富地区は地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、そのうち急傾斜地付近に存在する人家も多いので、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予想される。

そこで、次の対策を推進する。

(1) 危険箇所の巡視等の強化

市は、防災関係機関と連携して、豪雨の際、事前に適切な措置がとれるよう随時巡視を実施し、必要に応じて危険箇所の土地の所有者、管理者、占有者に対し、防災工事を施すなどの改善措置をとるよう強力に指導するものとする。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域及び災害危険区域の指定の促進

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域は、現在12か所ある。今後も県に要請して対象区域の拡大を図っていく。

なお、これらの地域は建築基準法第39条に基づく災害危険区域として併せて指定される。

資料 編 ・急傾斜地危険区域一覧

P 513

(3) 簡易雨量観測器の設置及び観測

危険箇所の雨量観測は崩壊予察の有効な手法のひとつであるので、市長は設置済又は今後設置の簡易雨量観測器によって雨量を観測し、災害発生想定危険雨量と比較し、緊急時における警戒避難の目安とするものとする。

なお、設置機器の維持・点検は市において行うものとする。

(4) 急傾斜地の崩壊に対する知識の普及

市は、県と連携し、危険地域の住民に対し、急傾斜地の災害の予防対策に対する事項、急傾斜地に係る法令等に関する知識の普及を図る。

(5) 防災のための集団移転促進事業

市は、県と連携し、災害の発生地又は建築基準法に定める災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を助成し促進するよう努める。

(6) 崖地近接等危険住宅移転事業

市は、県と連携し、災害による危険から人命を守るため、建築基準法の規定による災害危険区域等にある住宅の除去・移転を助成し促進するよう努める。

(7) 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、急傾斜地の所有者等が防災工事を行うことが困難又は不適当な場合は、知事に対し急傾斜地崩壊防止工事の実施を要請する。

第5 土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に活用で

きることを目的とする。

(2) 土砂災害警戒情報の発表

気象庁の作成する降雨予測が、設定された監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が共同で作成し発表する。

(3) 土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではない。

また、発表対象とする土砂災害は、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表対象としない。

(4) 土砂災害警戒情報の発表対象地域

土砂災害警戒情報は、その目的及び現在の技術的水準等の諸制約から、市町村を最小単位とする。

(5) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア 発表基準

大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が協議のうえ、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

イ 解除基準

監視基準について、その基準を下回り、一連の降雨をもたらす気象現象が過ぎ去ったことを確認し、併せて土壌雨量指数の２段目タンク貯留高の減少傾向を確認した場合とする。

(6) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の伝達は、本編第３章第６節「予報及び警報等の伝達計画」第１「予報及び特別警報・警報・注意報等の種類等」１「(6) 甲府地方気象台の伝達経路」のとおりとする。

第６ 土砂災害警戒区域等における対策

土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、土石流、急傾斜地の崩壊又は地滑りが発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限するなど土砂災害ソフト対策を推進する。

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

市は、県に対し、土砂災害の発生するおそれのある区域を土砂災害警戒区域として、また、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊を生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定するよう働きかけていく。

(2) 警戒避難体制の整備、ハザードマップの公表

市は、指定を受けた場合、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

また、土砂災害警戒区域内に主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達を本節第２(5)(6)で定

めた方法により行うものとする。

なお、市長は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保するうえで必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップ等、印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

(3) 土砂災害警戒情報の発表

市は、土砂災害の警戒避難に関する情報と地方気象台等の有する気象情報を総合的に判断した「土砂災害警戒情報」が発表された場合は、職員及び消防団等による危険区域の巡回を強化し、前兆現象を発見した場合は速やかに本部へ通報し、前兆現象等の情報と併せ避難勧告・指示の発令を検討する。

(4) 緊急調査（地すべり）結果の発表

大規模な土砂災害（地すべり）が急迫している状況において、国及び県が緊急調査を行った場合、市は調査結果を速やかに入手し、近隣住民に周知する。

第7 農地災害予防対策

農業用施設の管理者である市は、常に施設の巡視点検に努め、施設の適切な維持管理を図るとともに、現地の状況を的確に把握し、地震及び大雨等の際には関係機関と連絡を密にし、協力体制をとるものとする。

1 ため池保全対策

ため池等については、亀裂又は漏水について常に点検するとともに、大雨のおそれのある場合には、事前に放水して貯水量を減じておくよう管理団体等に指導するものとする。

ため池は、災害の際に決壊流出すると、人畜、家屋、農地、農作物その他の公共施設に極めて甚大な被害をもたらすため、漏水等により堤体が弱体化したり、法面等が波浪浸食を受けている可能性がある。

今後も、定期的に調査を行い、危険と判断されるため池が発見されたときは、管理団体等に連絡し速やかな改修を図る。

ため池の所在地及び整備状況

名称	所在地	貯水量（m ³ ）	整備状況等
玉穂1号補償池	中央市井之口字村西260—2	3,000	S48、甲府市上下水道局管理
玉穂2号補償池	昭和町上河東字横田825	3,000	〃 〃
玉穂3号補償池	中央市上三条字御崎870—1	3,000	S49、 〃
竹輪池	甲府市下向山地内	1,836	H7改修、高部自治会管理

2 たん水防除対策

(1) たん水による被害を未然に防止するため、たん水防除事業を実施し、排水機構の改善、排水機の増強及び排水路の整備等を行う。

(2) たん水防除用及び灌漑排水用のポンプについては、燃料、オイル等を常に補給し、有事の際に確実に作動するよう点検する。

たん水防除施設

地 域 名	概算事業費 千円	受益面積 ha	主 要 工 事
宇 坪	509,110	125	排 水 路 L=1,358m 排 水 機 3 台
田 富	265,000	76	排 水 路 L= 452m
東 花 輪 川	1,884,000	138	排 水 路 L=2,720m 排 水 機 2 台
高 部	—	83	排 水 機 2 台

※ 田富地域は宇坪地区のそれぞれ排水路改修である。

3 農用施設

ハウス、農舎、共同利用施設等について、最小限に災害を防止するため補強の措置をとるものとする。

第8 農作物に対する措置

農作物の災害予防については、「山梨県農業災害対策要領」に基づき万全を期する。特に、凍霜害については、発生の危険が長期にわたるため、あらかじめ、警戒期間（おおむね3月下旬～5月下旬）を設け、災害防止に努める。

また、台風や豪雪等に対しては、気象台からの気象情報に基づき、的確な予防技術対策を樹立し、関係機関への迅速な通報に努める。

第9 家畜に対する措置

畜産施設、特に家畜舎の骨組みを強化するとともに、病気の防疫（予防接種等）を徹底しておく。なお、災害発生時には飼料確保が困難なので事前に十分確保しておくことに留意する。

第10 風水害等情報の住民等への伝達方法の研究

風水害、土砂災害等の発生があらかじめ予想される場合、住民に早期に伝達して物資の確保や避難等の対応を呼びかける必要がある。

そのため、「減災対応時系列システム（タイムライン）」（災害の発生が予想される時間の72時間前を目安に、監視体制、災害対応への準備、避難情報の発令等を時系列で設定したもの）の導入をはじめ、地域に適した手法の研究・導入に努めるものとする。

第7節 豪雪災害予防計画

（危機管理課、建設課、農政課、各庁舎窓口課、消防団）

平成26年2月14日の大雪により、山梨県全域において観測史上最大の大雪となり、大きな被害が発生し各ライフラインに大きな影響を受けた。

昨今の極端な気象災害の発生状況を考慮すると、今後も、同様な雪害が発生する可能性がある。

こうした豪雪においても、住民生活の安心・安全を確保し、円滑な社会・経済活動が確保されるよう、市は、関係機関と連携し、早期に体制を整え、豪雪による被害を未然に防止、又は、被害の軽減を図るため、関係機関は交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の確保、雪崩災害の防止、要配慮者の支援等に関する対策を実施するものとする。

第1 雪害予防対策の整備

市は、雪害対策の即応性を図るため、「降雪時対応マニュアル」の整備・見直しを行い、職員の配備体制や情報連絡体制、関係機関との協力体制の整備・改善を図る。

また、気象情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡や情報交換を行い、雪害の発生に備えるものとする。

第2 雪害安全対策

1 公共施設の安全確保

(1) 施設管理者は、雪害における建築物の損壊を防ぐため、必要に応じて、修繕等を実施するとともに、除排雪対策を整備する。

(2) 施設管理者は、雪庇（建物の屋上等の積雪が張り出しているもの。落下の危険性がある。）の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれがある場合は、立入禁止や雪庇除去等の応急対策を講じる。

2 住民の安全対策

市は、建物等の所有者に対し、雪止めの設置等、雪庇や雪の滑落、雪下ろし作業による二次的災害防止のための措置を図るよう啓発に努める。

第3 ライフライン確保対策

ライフライン管理者は、停電、通信障害、輸送の確保等、早期復旧対策等、事前の災害予防措置について、対策を進めていくこととしている。

市は、ライフライン管理者に協力し、必要な対策の推進に努める。

第4 集落雪崩防止対策

県は、雪崩危険箇所において、雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を目的として、必要に応じて雪崩防止工事を実施することとしている。

市は、危険箇所の周辺地域住民に対して、その危険性の周知に努めるとともに、県に対して早期の対策推進を要請する。

第5 要配慮者の安全確保

災害発生後、在宅の要配慮者の安全確保や避難行動を支援する支援者について、市は、迅速に安否確認、除排雪の協力、避難誘導、救助活動等が行えるよう、地域社会の連帯や相互扶助等による組織的な取り組みが実施されるよう啓発する。

また、必要があれば、ボランティア等の協力を得つつ、除排雪の協力等を行うものとする。

第6 広報活動

市及び防災関係機関は、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及啓発、除排雪等にかかる注意喚起に継続的に努めるものとする。

また、住民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等、家庭で実施する予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動等について、防災知識の普及啓発を図るとともに、除雪作業への協力依頼の可能性について広報を行うものとする。

第7 農業関係雪害予防対策

1 災害予防対策

予知することが難しい気象災害を未然に防止するため、気象情報の迅速な伝達と被害の回避又は最小限の抑止ができるような応急的技術手法の提供、耐雪性等、気象災害に強い施設や栽培技

術の普及等、諸対策を講ずる。

なお、豪雪に対する農業施設の強化対策、保全対策については、県の「農業用ハウスと果樹棚の雪害防止対策指針」の活用を図るものとする。

(1) 気象情報伝達の迅速化と対策指導の徹底

- ア 伝達システムの構築
- イ 気象災害の被害予測の確立
- ウ 気象観測網の充実
- エ 被害ほ場の追跡調査

(2) 気象に強い施設の普及

- ア 農業用施設の安全構築
- イ 既存施設の点検及び補強の促進

(3) 気象災害に強い栽培・技術管理

- ア 気象災害に強い仕立て方法、栽培様式の開発と普及

(4) 地域ぐるみ災害対応システムづくりの推進

- ア 共同作業、就園システムづくりの推進
- イ 地域農業ボランティアの育成

(5) 農業共済制度への加入促進

- ア 農業共済制度への加入促進活動への支援

第8節 建築物災害予防計画

(危機管理課、建設課、各施設管理者)

建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法等に基づく構造・設備、防火対象物の位置・消防用設備等の規制により、防災的建築物への誘導を図る。また、これらの法律に基づいた立入検査等により、構造・設備等の維持管理についても災害予防の徹底を図る。

さらに、居住者等の建築物利用者に、防災教育や通報・消火及び避難の訓練を実施することにより、人命の保護と建築物の安全管理に対する啓蒙を図る。

第1 建築基準法に基づく建築物等の規制による推進

建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法に適合するよう建築確認審査業務をとおした指導を県に要請し、安心で安全なまちづくりの実現を図る。

さらに、違反建築物の指導を強化し、非不燃化建築物の建築の防止に努める。

第2 不燃建築物の建設促進対策

市は、大火災等による建築物の被害の軽減を図るため、建築物が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれのある地域について、準防火地域の指定を行う等建築物の構造制限等不燃建築物の建設について指導に努める。

第3 公共施設災害予防対策

1 老朽建物の改築促進

災害時に災害対策本部が設置される中央市役所田富庁舎や、不特定多数の者が集まる公共施設や災害時に避難所が開設される施設等については、計画的に耐震調査を実施し、その調査結果に

基づき、必要な補強等を行い、あるいは改築を検討するものとする。

なお、改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震・耐火構造建物の建設の促進を図る。

また、他の公共施設についても定期点検等を実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 建物以外の施設の補強及び整備

建物以外の施設については次の措置を行い、災害の防止に努める。

- (1) 国旗掲揚塔、野球用バックネット等の著しく高いもの又は容量の大きいものは、その安全度を常時確認し、危険と認められるものは必ず補強工事を実施する。
- (2) 移動又は飛散しやすい機械・器具等は、常時格納固定できるようにする。
- (3) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。
- (4) 定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強して災害の防止に努める。

第4 住宅の不燃化の推進

市営住宅の不燃化及び既設木造市営住宅の耐火構造への建替等を図る。

第5 防災査察（甲府地区広域行政事務組合消防本部）

旅館、医療施設等不特定多数の人の用に供する特殊建築物へ定期的に防災査察を実施し、建築物の安全性の維持と災害予防を図る。

第9節 文化財災害予防計画

（生涯教育課、消防本部）

第1 保護の対象

市内には数多くの史跡や文化財等が残されており、また伝統行事や郷土芸能等も、地域固有の文化として受け継がれている。これらの歴史的文化遺産は先人が残した市民共通の財産であり、保存、継承して後世に確実に伝えていく必要がある。

資料編 ・ 指定文化財一覧

P517

第2 文化財保護対策

1 国、県及び市指定の文化財

文化庁、県及び市教育委員会は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）及び中央市文化財保護条例（平成18年中央市条例第96号）によって指定された文化財が、適切に保存されるよう取り組んでいる。

2 文化財の管理責任

- (1) 文化財の管理については、所有者及び管理責任者にその責任を義務づけている。
- (2) 所有者及び管理責任者の変更、指定物件の滅失、毀損、亡失、盗難あるいは指定物件の現状の変更等の場合は、市教育委員会を経て、国指定文化財については文化庁、県指定文化財については県教育委員会又は市教育委員会に、また市指定文化財については市教育委員会に届け出るものとする。

第3 文化財の防災施設

指定文化財の防災施設（防火施設、保存庫）等については、所有者及び管理責任者の申請に基づ

き、予算の範囲内で補助金を交付する。

なお、補助金の率は、国指定文化財では50%から85%、県指定文化財では50%を上限とする。市指定文化財についても、中央市文化財保護条例第16条の規定に基づき、特別の事情があると認める場合には補助金が交付される。

第4 文化財災害予防計画及び対策

文化財の防災施設の実施計画や対策は関係法令に基づき、所有者、管理責任者の事情を考慮して、消防用設備や消火、避難及びその他風水害等の災害に対する訓練を、南消防署田富・玉穂及び中道出張所や中央市消防団の協力により行うとともに、所有者の教育を実施するものとする。

第10節 原子力災害予防対策計画

（危機管理課）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故は、今まで原子力災害とは無縁であった山梨県にも、風評被害や県民の心理的動揺等さまざまな影響をもたらした。

山梨県内には、原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」（※）にも山梨県の地域は含まれていない。山梨県に最も近い中部電力（株）浜岡原子力発電所においても、山梨県南部県境までの距離は約70kmである。

しかし、東京電力（株）福島第一原子力発電所事故による教訓を踏まえ、また、放射性物質及び放射線は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるような体制を整備することが重要となる。

なお、中央防災会議の定める防災基本計画において、専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとしている。同指針は、今後とも継続的な改訂を進めていくものとしていることから、本対策についても、同指針及び県計画の改訂を受け、見直しを行う必要がある。

※ 「原子力災害対策重点区域」として、同指針では、原子力施設からの種類に応じ、当該施設からの距離に応じて次のとおり設定している。（ア～イは、実用発電原子炉に係る原子炉設備の場合）

ア 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域（おおむね半径5km）

イ 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）

緊急時防護措置を準備する区域（おおむね30km）

（今後、原子力規制委員会で検討し、同指針に記載）

本節及び第3章第12節における用語の意義は次のとおりとする。

- ・「原子力災害」・・・原子力災害特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第1項第1号に規定する災害（原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生じる被害）をいう。
- ・「原子力緊急事態」・・・原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出された事態をいう。
- ・「放射性物質」・・・原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質及びこれらの

物質により汚染されたものをいう。

- ・「原子力事業者」・・・原災法第2条第1項第3号に規定する事業者をいう。
- ・「原子力事業所」・・・原災法第2条第1項第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- ・「特定事象」・・・原災法第10条第1項前段の規定により主務大臣等に通報を行うべき事象で、原子力事業所の区域付近において1時間あたり5マイクロシーベルト以上の放射線量を検出する場合等をいう。
- ・「原子力緊急事態宣言」・・・原子力事業所の区域付近において1時間あたり500マイクロシーベルト以上の放射線量を検出する場合等、国の原子力災害対策本部の設置等の緊急事態応急対策を行う状態をいう（原災法第15条）。

第1 山梨県に隣接する原子力事業所

山梨県の隣接県である静岡県には、中部電力株式会社浜岡原子力発電所が所在する。

事業所名	浜岡原子力発電所				
事業者名	中部電力株式会社				
所在地	静岡県御前崎市佐倉5561				
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
運転開始年月日	S51. 3. 17	S53. 11. 29	S62. 8. 28	H5. 9. 3	H17. 1. 18
運転終了年月日	H21. 1. 30	H21. 1. 30	運転停止中	運転停止中	運転停止中

第2 情報の収集及び連絡体制の整備

市は、県を通じて国、中部電力浜岡原子力発電所が所在する県（以下「所在県」という。）、原子力事業者、その他防災関係機関等と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、連携体制の整備に努める。

第3 モニタリング体制等の整備

市は、県が実施する大気中の環境放射線モニタリングの情報を必要に応じて、収集するとともに、市内でモニタリングが必要と判断された場合には、県から可搬型測定機器等の貸出しを受ける。

第4 原子力災害に関する住民等への知識の普及と啓発

市は、県とともに、次の内容について、住民等に対し原子力災害に関する知識の普及と啓発に努める。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 隣接県の原子力発電所の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 6 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること

第5 防災業務職員に対する研修

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、次に掲げる事項等について、消防職員等の防災業務職員に対し、必要に応じ県から研修を受ける。

- 1 原子力防災体制に関すること

- 2 隣接県の原子力発電所の概要に関する事
- 3 原子力災害とその特性に関する事
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事
- 5 モニタリング実施方法及び機器に関する事
- 6 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関する事
- 7 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関する事
- 8 その他緊急時対応に関する事

第 1 1 節 特殊災害予防対策計画

(環境課、消防本部)

第 1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の災害予防対策

市及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の爆発、漏洩等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り、次のとおり予防対策を推進する。

1 保安思想の啓発

災害の未然防止のため、関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の計画を実施する。

- (1) 各種の講習会及び研修会の開催
- (2) 災害予防週間等の設定
- (3) 防災訓練の徹底

2 検査及び指導の実施

各施設の維持や技術基準に従った作業方法が遵守されるよう、規制及び指導を行うものとする。

- (1) 製造施設、貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施
- (2) 関係行政機関との緊密な連携
- (3) 各事業所の実状把握と各種保安指導の推進

3 自主保安体制の充実

防災関係機関は、自主的に保安体制の充実に取り組み、保安体制の自律的確保の精神を醸成するものとする。

- (1) 取扱責任者の選任
- (2) 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄
- (3) 自衛消防組織の整備
- (4) 隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進

4 消防体制の整備

市は、消防団員の確保と資質の向上を図るとともに、南消防署田富・玉穂及び中道出張所との連携強化を図る。また、甲府地区消防本部は、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図るものとする。

第 2 ガス事業施設の災害予防対策

1 一般ガス事業者等の措置

東京ガス山梨(株)及び同社に天然ガスを供給している国際石油開発帝石(株)は、災害の未然防

止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。

- (1) ガス事業法による保安規程に基づき、関係者の教育及び訓練
- (2) ガス工作物の工事・維持・運用に際しては、ガス事業法の技術基準に適合するよう法令及び規程に基づいた巡視点検及び検査
- (3) 他工事によるガス導管等の損傷を防止するため、他工事業者と導管等の保護について協議を行い、必要に応じて保安に関する協定を締結
ガス事業者と他工事業者による、別に定める「他工事協議・巡回立合い要領」に基づく他工事現場の巡回、立ち会い
- (4) 一般ガス事業施設設備の新設にあたっては、耐震性のある資機材の使用及び十分な基礎工事を施し、軟弱地盤にあつては地盤改良を行うなど、耐震性の万全化
- (5) 高中圧ガス導管については、緊急遮断弁、緊急放散設備等の保安設備を増強
- (6) 経年埋設管等耐震性の低い導管については、耐震性の高い導管に順次切り替え
- (7) 災害その他非常の場合、被害の防止、軽減並びに迅速な復旧のための体制を確立し人員、器材を整備
- (8) ガス漏洩及び導管事故等の未然防止とその拡大防止のため、ガス使用者からの通報の受付連絡並びに状況に応じて緊急な出動ができるよう、別に定める「ガス漏洩及び導管事故処理要領」により、機器、体制の整備並びに関係者を教育・訓練

2 簡易ガス事業者の措置

簡易ガス事業者は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。

- (1) ガス施設については、ガス事業法による保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化
- (3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベの転倒防止措置の強化
- (4) ガス使用者に対して震災時の知識普及
- (5) 地震防災に係る訓練の実施

資料編・簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域等

P 511

3 市の措置

市は、ガス事業者と協力して、次の対策を実施するものとする。

- (1) 災害予防の知識の啓発
- (2) 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及
- (3) ガス漏れ事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立ち退きの勧告又は指示

第12節 情報通信システム整備計画

(政策秘書課、総務課、玉穂窓口課、豊富窓口課)

防災関係機関等が相互に連携し、災害の予防及び災害発生時にあつては事態の認識を一致させ、迅速な意志決定を行い、応急対策を実施するうえで必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、地理空間

情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用及び情報通信システムの整備に努める。

第1 市防災行政無線システムの整備

市は、市本部及び災害現場等との間の通信確保、また住民に対して各種情報等を伝達するため、移動系無線の早期整備・充実を図る。

通信設備の正常な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を実施するとともに、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため通信訓練を実施して、非常災害発生に備えるものとする。

また、同報系無線については、定期的に子局の保守点検を行い、人口の増減等社会的条件の変化に応じた適正配置を図る。

第2 県防災行政無線システム

災害時に県からの情報収集や県への被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等をとおして運用の習熟に努めるとともに、平常時から定期的に保守点検を実施して正常な機能維持を確保するものとする。

第3 土砂災害警戒情報システム

甲府地方気象台と県砂防課が共同して発表する「土砂災害警戒情報」に基づいて土砂災害の危険度等の補足情報を提供する。

第4 災害時用衛星携帯電話の活用

災害時の情報伝達方法のひとつとして、民間活力を利用した衛星携帯電話を導入することにより、豪雨等における孤立地区の情報収集を図ることとする。

第5 災害時優先電話の周知及び活用

災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、市は、災害発生時に市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、市役所の電話をあらかじめNTTに災害時優先電話として登録している。

市は、平素から次の措置を行い、職員に周知を図るものとする。

周知事項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

第6 他の関係機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察署、消防署等の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続により利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と利用の手続、通信の内容等について具体的に協議しておくものとする。

市内で利用可能な関係機関の無線施設は、資料編のとおりである。

第7 その他通信設備の整備

1 インターネット等の整備

市は、インターネットホームページを開設し広報活動を行っているが、災害時に市の被災状況や住民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう、平素から整備を図っていくものとする。

2 アマチュア無線局の活用

災害発生時に通信施設等の被災により有線通信連絡が困難となった場合には、市本部の情報連絡体制を補完するため、「山梨県中央市防災ネットアマチュア無線クラブ」とアマチュア無線局の運用についてあらかじめ協議をはかっておく等協力体制の確立を図るものとする。

第13節 要配慮者対策の推進

(政策秘書課、危機管理課、福祉課、高齢介護課、子育て支援課、健康推進課、建設課、教育総務課)

災害時において、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、妊産婦等その他の特に配慮を要する者）及び要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者、いわゆる避難行動要支援者について、以下の対策を推進する。

第1 避難行動要支援者名簿の作成等

1 避難行動要支援者名簿の作成

市長は、災害対策基本法第49条の10に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。

2 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

市においては、災害対策基本法第49条の10第1項に定める避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、自ら避難することが困難な者で、次に掲げる項目とする。

(1) 介護保険における次に掲げる要介護認定者

ア 要介護3の居宅で生活し、かつ援護を求める者

イ 要介護4以上の居宅で生活する者

(2) 65歳以上の高齢者で次に掲げる事業の在宅福祉サービスを受けている者

ア 見守り通報サービス

イ 配食サービス事業

ウ 自立支援ホームヘルプサービス

(3) 障がい者（身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A所持者）

(4) その他援助を要する者

なお、病院又は福祉関連施設等に入院入所し、当面自宅に戻れる見込みが立たない者は登録を要しないものとする。

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市長は、避難行動要支援者に該当する者について、市の関係部局で把握している要介護者や障がい者等の情報を集約するとともに、避難行動要支援者名簿への掲載を求める者については、避

難支援等関係者と協議し、その情報を入手する。

また、必要に応じて、関係都道府県等に情報の提供を求めることとする。

避難行動要支援者名簿には、次の情報を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 生年月日
- (4) 住所
- (5) 電話番号又はその他の連絡先
- (6) 身体等の状況（介護認定度、障害手帳等級等）

4 名簿の更新に関する事項

市長は、避難行動要支援者名簿について、原則として、年1回以上更新することとする。

更新は、新たに市に転入してきた避難行動要支援者に該当する者や新たに要介護認定等で、該当となった者を追加するとともに、避難行動要支援者の転居や死亡等による住民登録の変更や、社会福祉施設への長期間の入所等が確認された者を削除する等、掲載情報を再確認する。

5 避難支援等関係者となる者

市において、災害対策基本法第49条の11第2項に定める、災害時の発生に備え、避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる者とする。

なお、名簿の提供にあたっては、本人の同意を得ることとし、得られない場合には、提供を行わないこととする。

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無にかかわらず、避難者等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿を提供する。

- (1) 中央市各自治会（自主防災会）
- (2) 中央市民生委員児童委員協議会
- (3) 中央市を管轄とする警察署、消防署
- (4) 中央市消防団
- (5) 中央市社会福祉協議会
- (6) その他市長が必要と認めた団体

6 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

市は、名簿情報の管理において、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次の措置を講ずることとする。

- (1) 避難行動要支援者名簿の提供については、避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (2) 避難行動要支援者名簿は必要以上に複製せず、施錠可能な場所に保管するなど、避難支援等関係者に対し、情報セキュリティに関する指導を十分に行う。
- (3) 避難行動要支援者名簿を提供する際には、原則として、担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし、別の地域の名簿は提供しない。
- (4) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

7 避難行動要支援者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、次のとおり配慮する。

- (1) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により、必要な情報を一人ひとりに的確に伝達する。
- (2) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで伝達する。
- (3) 日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達を活用するなど、避難行動要支援者に合わせた多様な情報伝達手段を活用する。

8 避難支援等関係者の安全確保

市長は、各地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義等を説明するとともに、避難支援等関係者等の安全確保にも理解を得られるよう、平常時より、説明を行う。

避難支援等関係者にあっては、避難行動要支援者の救助に際し、自身の生命が危険にさらされることがないように、地域内でのルールづくりを促進する。

第2 高齢者・障がい者等の要配慮者対策

国（内閣府）が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）及び、山梨県が作成した「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」等に基づき、市は、「中央市避難支援プラン全体計画」（避難行動要支援マニュアル）を作成し、特に以下の点に重点を置いた要配慮者対策に取り組むものとする。

1 要配慮者の生活支援等を行う人材の育成

- (1) 庁内に、保健福祉対策部を中心とした要配慮者支援班を設置し、要配慮者の避難支援業務を実施する。
- (2) 各地区での住民参加型防災学習会を開催するものとする。
- (3) 自主防災活動や災害時に障がい者等の救援を担う人材の育成と、自主防災組織等の中での継続的な位置づけを確立するとともにその活用を図るものとする。
- (4) 地域ぐるみの要配慮者支援体制「助け合いネットワーク会議」を開催するものとする。
- (5) 多数の住民が参加して行う自主防災マップづくりや、支援員が障がい者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施するものとする。

2 プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者の把握と避難誘導體制の確立

- (1) 関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式により保健福祉対策部、総務対策部が主導して避難行動要支援者を把握するものとする。
- (2) 個々の避難行動要支援者に複数の支援員を配置し、地域の実情に合わせた個別計画を作成するものとする。
- (3) 直接本人に伝える情報伝達体制を構築するものとする。
- (4) 健常者に先がけて、東海地震「注意情報」発表時や、市長の判断で出す「避難準備（要配慮者避難）情報」発表時に、要配慮者を先行して早期に避難する仕組みづくりを図るものとする。

3 介護が必要な要配慮者のための福祉避難所の確保

- (1) 地区ごと、障がい種別ごとの福祉避難所を指定するものとする。

(2) 災害時に福祉避難所ごとの相談員を設置するものとする。

(3) 民間の社会福祉施設等との協定締結、連携体制の強化を図るものとする。

(4) 大規模災害に対応できるよう、県内の他市町村や、県を通じて他都道府県に所在する社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、広域的な連携体制の強化を図るものとする。

4 緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用

市は、救助の必要なひとり暮らしの高齢者等に対する緊急時の対策として、緊急通報システム（ふれあいペンダント）を活用するとともに、災害時に自主防災組織等の協力を得られるよう、平常時より連携に努めるものとする。

5 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

市は、在宅高齢者や障がい者等に対し地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、障がい者防災マニュアル等を活用し災害に対する基礎的知識の普及啓発に努めるものとする。

なお、啓発資料の作成にあたっては、点字資料の作成等障がい者への啓発に十分配慮するものとする。

また、訓練等を通じて地域の自主防災組織が援助すべき世帯等をあらかじめ明確にしておくとともに、移動等が困難な障がい者等については、防災情報の伝達、介助体制の確立に努めるものとする。

地域住民に対し、避難所における要配慮者支援への理解の促進を図るものとする。

6 避難所における対応

市は、避難所を中心に被災者の健康維持に必要な活動を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

7 被災者への情報伝達活動

市は、被災者のニーズを把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、防災関係機関が設置している施設に関する情報、交通規制等被災者のための正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

8 応急仮設住宅

市は、応急仮設住宅への収容にあたっては、要配慮者に十分配慮するものとし、ファックス、伝言板、障がい者仕様トイレ等必要な設備を整備するものとする。

第3 外国人及び観光客対策

災害に対して知識が乏しく、かつ、日本語の理解も十分でない外国人や地理に不案内な観光客に対しては、平常時から基礎的防災情報の提供等、防災知識の普及を図る。

また、被災外国人や観光客に適切に対応できるよう、対応マニュアル等の整備を検討していく。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

(各課共通)

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に災害の発生を防ぎ、又は災害の拡大を防止するための組織及び応急対策について定める。

第1 中央市災害対策本部の設置

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、市長は災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、中央市災害対策本部を設置する。

1 災害対策本部の設置基準

市長が災害対策本部を設置する基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするとき。
- (2) 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。
- (3) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

2 災害対策本部廃止の時期

災害対策本部は、市内において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は応急措置がおおむね完了したと認められるときは廃止する。

3 設置及び廃止の通知

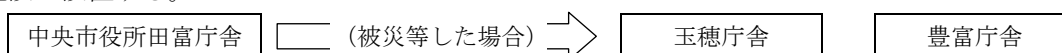
災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の標識を中央市役所田富庁舎に掲示する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
市職員	庁内放送、防災行政無線、電話、口頭
県知事	県防災行政無線（FAX）、電話
中北地域県民センター	県防災行政無線（FAX）、電話
甲府地区消防本部	県防災行政無線、電話
南甲府警察署	電話、連絡員
近隣市町村	県防災行政無線、電話
市内関係機関	防災行政無線、電話、連絡員
一般住民	防災行政無線、広報車、口頭（自治会長等を通じて）
報道機関	電話、口頭、文書

4 災害対策本部の設置場所

中央市役所田富庁舎の2階東1会議室に設置する。ただし、本庁舎が被災した場合には、次の施設に設置する。



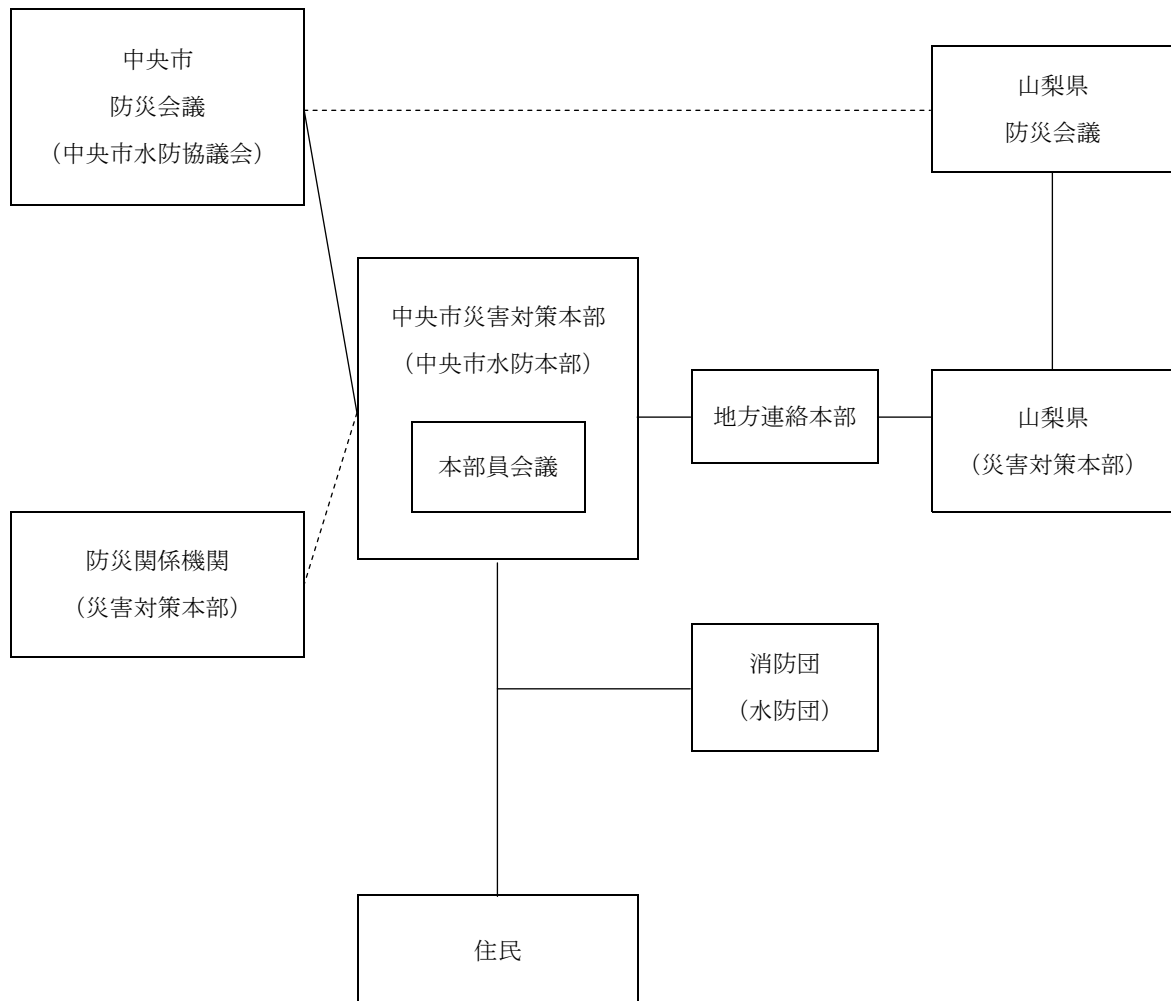
5 本部長の職務代理者の決定

本部長（市長）が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務代理者は、次のとおりとする。

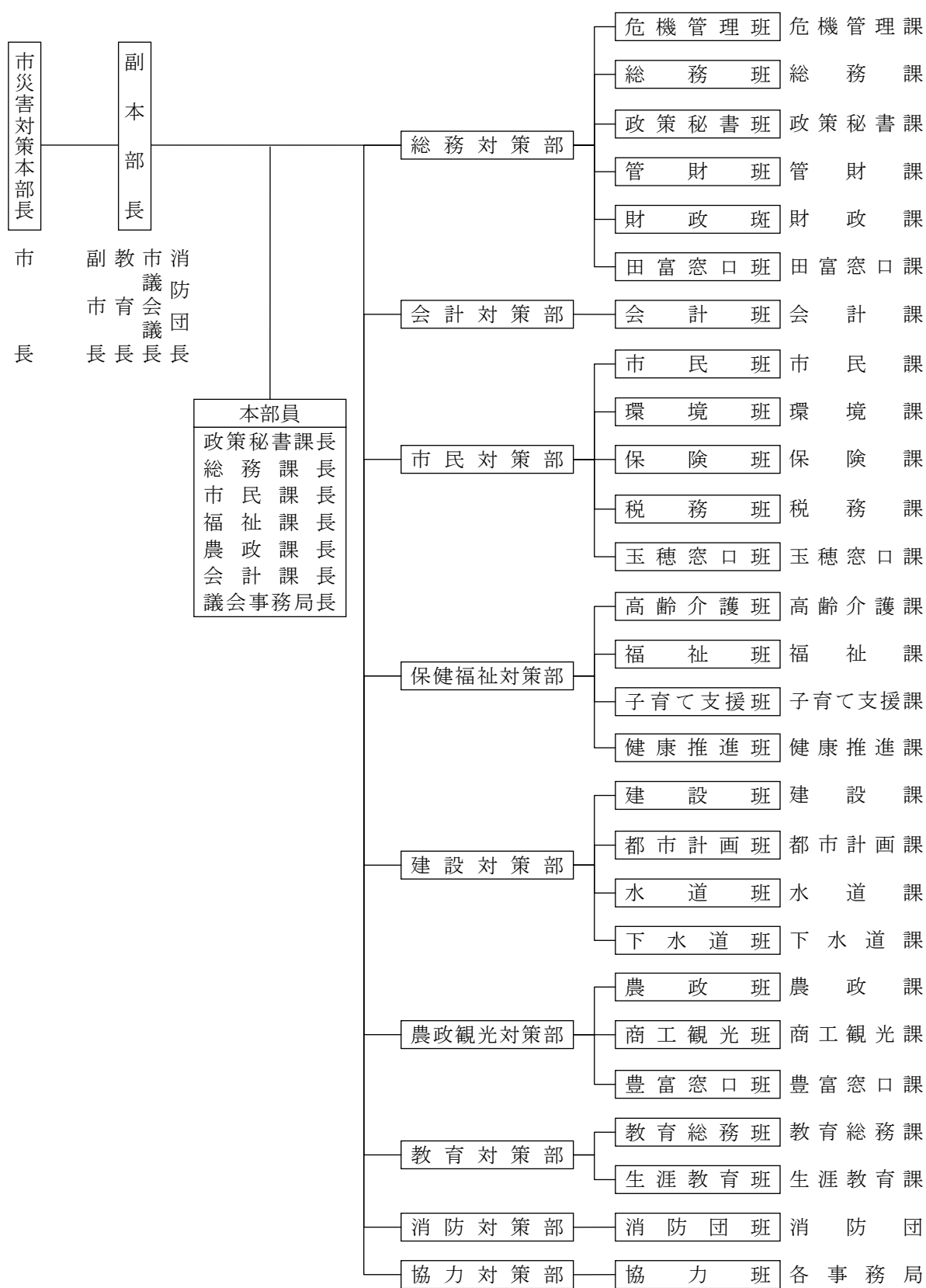
第1順位	副市長
第2順位	教育長
第3順位	総務課長

第2 災害対策本部の組織及び所掌事務

1 中央市防災組織系統図



2 中央市災害対策本部機構図



3 分担任務

- (1) 本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属する各部の職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
- (4) 本部には、部をおき、部には部長をおく。
- (5) 本部員会議は、災害対策本部に係る災害対策の基本的な事項について協議するものとする。
- (6) 所掌事務に定めていない事項については、本部員会議でその都度定めるものとする。

4 中央市災害対策本部所掌事務

部名（部長）	班名（班長）	分 掌 事 務
総 務 対 策 部 (総務課長)	危 機 管 理 班 (危機管理課長)	1 市災害対策本部の設置に関すること。 2 本部員会議に関すること。 3 防災行政無線の管理に関すること。 4 関係機関から、各種情報の収集に関すること。 5 住民等への避難指示等の伝達に関すること。 6 被害状況の取りまとめに関すること。 7 緊急通行（輸送）車両の確認申請に関すること。 8 県、他市町村、自衛隊、応援協定締結先等への応援要請に関すること。 9 県への被災状況等の報告に関すること。 10 消防署（出張所）及び消防団への情報伝達に関すること。 11 各自主防災会との連絡調整に関すること。 12 原子力災害の情報収集、広報に関すること。 13 災害救助法の適用に関すること。 14 各部との連絡調整に関すること。 15 その他他部に属さないこと。
	総 務 班 (総務課長)	1 O A機器類の点検、安全確保対策に関すること。 2 職員の動員配備、調整に関すること。 3 職員の被災状況・参集状況の把握に関すること。 4 交通安全の確保に関すること。 5 災害に伴う応急措置に従事した者に対する災害補償に関すること。 6 被災職員の福利厚生に関すること。 7 他部への応援に関すること。
	政 策 秘 書 班 (政策秘書課長)	1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 住民への広報活動に関すること。 3 報道機関への情報提供、協力要請等に関すること。 4 災害対策本部関連文書の記録・保存等に関すること。 5 外国人の安全確保及び支援に関すること。 6 危機管理班への応援に関すること。
	管 財 班 (管財課長)	1 庁舎の維持（庁舎停電時対策を含む）、管理に関すること。 2 所管施設（公園施設を含む。）の被害状況調査、応急

		対策にすること。 3 庁用自動車の集中管理、配車等に関するすること。 4 田富窓口班への協力に関するすること。
	財 政 班 (財政課長)	1 本部活動費等の予算編成に関するすること。 2 義援金の受付、保管、配分に関するすること。 3 田富窓口班への協力に関するすること。
	田 富 窓 口 班 (田富窓口課長)	1 住民からの相談、問い合わせ等の対応に関するすること。 2 避難所の開設、運営に関するすること。 3 田富地区の被害状況・応援要請の取りまとめ、市災害対策本部への報告に関するすること。
会 計 対 策 部 (会計管理者)	会 計 班 (会計課長)	1 本部活動費等関係経費の出納に関するすること。 2 各部への協力に関するすること。
市 民 対 策 部 (市民課長)	市 民 班 (市民課長)	1 所管施設の被害状況調査、応急対策に関するすること。 2 住民からの相談、問い合わせ等の処理等に関するすること。 3 行方不明の受付、行方不明者リストの作成に関するすること。 4 埋火葬許可証の発行に関するすること。
	環 境 班 (環境課長)	1 所管施設の被害状況調査、応急対策に関するすること。 2 廃棄物処理に関するすること。 3 被災地における環境衛生の保全に関するすること。 4 中巨摩地区広域事務組合との連絡調整に関するすること。 5 死体の処理及び埋火葬に関するすること。 6 ごみ及びし尿の収集、処理に関するすること。 7 被災動物の保護に関するすること。 8 仮設トイレの使用・処理に関するすること。
	保 険 班 (保険課長)	1 国民健康保険の被保険者証等の再交付に関するすること。 2 被災納税者の減免措置に関するすること。 3 国民年金保険料の免除申請に関するすること。 4 市民班への応援に関するすること。
	税 務 班 (税務課長)	1 家屋等の被害状況調査に関するすること。 2 市有財産及び営造物の被害調査及び応急対策に関するすること。 3 出動職員等への給食準備に関するすること。 4 被災住民への税関係の相談に関するすること。 5 救援物資、調達物資の受付、仕分けに関するすること。 6 市民税等の減免、徴収猶予措置に関するすること。 7 罹災証明の発行に関するすること。 8 応急対策に必要な予算編成に関するすること。 9 玉穂窓口班への応援に関するすること。
	玉 穂 窓 口 班 (玉穂窓口課長)	1 住民からの相談、問い合わせ等の処理に関するすること。 2 玉穂地区の被害状況・応援要請の取りまとめ、市災害対策本部への報告に関するすること。 3 避難所の開設、運営に関するすること。 4 児童生徒の安否確認に関するすること。 5 来庁者の避難誘導に関するすること。

保 健 福 祉 対 策 部 (福祉課長)	高 齢 介 護 班 (高齢介護課長)	1 所管施設の被害状況調査、応急対策に関する事。 2 在宅高齢者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関する事。 3 福祉班への協力に関する事。
	福 祉 班 (福祉課長)	1 福祉避難所の開設、運営に関する事。 2 障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関する事。 3 社会福祉協議会との連携協力に関する事。 4 社会福祉団体、社会福祉施設との連絡調整に関する事。 5 ボランティアの受け入れに関する事。 6 災害弔慰金の支給等に関する事。 7 被災者生活再建支援金の支給に関する事。 8 避難行動要支援者名簿の管理に関する事。
	子 育 て 支 援 班 (子育て支援課長)	1 保育児童、施設利用児童等の避難誘導に関する事。 2 保育園、児童館等の被害状況調査、応急対策に関する事。 3 所管施設の被害状況調査、応急対策に関する事。 4 児童福祉団体との連絡協力に関する事。 5 福祉班への協力に関する事。
	健 康 推 進 班 (健康推進課長)	1 診療所、所管施設の被害状況調査、応急対策に関する事。 2 救護所の設置に関する事。 3 医療救護活動に関する事。 4 医薬品、衛生材料の調達に関する事。 5 中巨摩医師会及び医療機関への協力要請に関する事。 6 感染症予防及び広報に関する事。 7 負傷者の収容及び応急処置に関する事。 8 避難所への巡回相談に関する事。 9 被災者への臨時健康相談・健康診断に関する事。 10 被災地、避難所における食品衛生管理に関する事。 11 被災住民に対する心のケア対策に関する事。
建 設 対 策 部 (建設課長)	建 設 班 (建設課長)	1 道路、橋梁、河川の被害状況調査、応急対策に関する事。 2 土砂災害に係る水防並びに応急復旧に関する事。 3 緊急輸送道路の確保に関する事。 4 応急活動に必要な重機等の調達に関する事。 5 道路障害物、がれきの除去に関する事。 6 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理に関する事。 7 被災建築物、被災宅地応急危険度判定に関する事。 8 市営住宅の被害調査、応急対策に関する事。 9 水防活動の応急対策の計画推進に関する事。 10 水防に係る応急復旧資材の調達及び保管に関する事。

		11 市建設協力会との連絡、応援協力に関すること。 12 交通規制に関すること。
	都市計画班 (都市計画課長)	1 都市計画施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 2 建設班への応援に関すること。
	水道班 (水道課長)	1 所管施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 2 上水道施設、簡易水道施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 3 応急給水に関すること。 4 応急給水用資機材の調達に関すること。 5 甲府市水道局との連絡、協力要請等に関すること。 6 水質検査に関すること。 7 指定給水装置工事事業者の応援協力に関すること。 8 避難所の給水設備等点検調整に関すること。 9 節水、給水等広報に関すること。
	下水道班 (下水道課長)	1 下水道施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 2 農業集落排水施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 3 仮設トイレの確保、設置に関すること。 4 下水道排水設備指定工事店の応援協力に関すること。
農政観光対策部 (農政課長)	農政班 (農政課長)	1 所管施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 2 関係団体、シルクの里振興公社等との連絡に関すること。 3 農林道、農業用排水路、家畜施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 4 食料、生活必需品、燃料等の確保及び配分の応援に関すること。 5 農作物及び農業用施設の被害調査、応急対策に関すること。 6 病虫害の防除に関すること。 7 畜産の感染症予防に関すること。 8 死亡獣畜の収集、処理に関すること。 9 農業被害に伴う金融対策等の相談及び指導に関すること。
	商工観光班 (商工観光課長)	1 商工業の災害対策及び被害調査に関すること。 2 商工業者に対する融資に関すること。 3 観光協会との連絡に関すること。 4 観光等の安全確保対策に関すること。 5 食料、生活必需品（救援物資を含む）、燃料等の確保及び配分に関すること。 6 豊富窓口班への協力に関すること。
	豊富窓口班 (豊富窓口課長)	1 住民からの相談、問い合わせ等の処理に関すること。 2 豊富地区の被害状況・応援要請の取りまとめ、市災害対策本部への報告に関すること。 3 避難所の開設、運営に関すること。 4 児童生徒の安否確認に関すること。

		5 来庁者の避難誘導に関すること。
教育対策部 (教育総務課長)	教育総務班 (教育総務課長)	1 小中学校との連絡に関すること。 2 文教施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 3 避難所の開設、運営に関すること。 4 児童生徒の安全確保対策、安全確認に関すること。 5 応急教育の実施に関すること。 6 炊き出しに伴う学校給食（共同）調理場の利用に関すること。 7 学用品の給与に関すること。
	生涯教育班 (生涯教育課長)	1 施設利用者の避難誘導に関すること。 2 社会教育施設、社会体育施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 3 避難所の開設、運営に関すること。 4 文化財の被害状況調査、応急対策に関すること。
消防対策部 (消防団長)	消防団班 (消防副団長)	1 消防に関すること。 2 水防に関すること。 3 住民の避難誘導に関すること。 4 住民への情報伝達に関すること。 5 救出・救護活動に関すること。 6 行方不明者の捜索に関すること。
協力対策部 (議会事務局長)	協力班 (議会事務局員)	1 議会議員との連絡調整に関すること。 2 議会への報告等に関すること。 3 各部への応援に関すること。

第3 現地災害対策本部の設置

- 1 本部長は、災害対策基本法第23条第5項の規定に基づき、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。
- 2 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 現地本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理するものとする。
- 4 現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

第4 県の現地対策本部との連携

市本部は、市内に大規模災害が発生し、県の現地対策本部が設置されたときは、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

なお、県の現地災害対策本部は「中央市役所田富庁舎2階東2会議室」に設置するものとする。

第5 市庁舎等が被災した場合の、県による情報収集活動

災害発生後、市庁舎等が被災したことにより、市が県に被災状況、及びこれに対してとられた措置の概要の報告をできなくなったものと認められた場合、災害対策基本法第53条第6項により、県は市に替わり、次により当該災害に係る情報を可能な限り収集するよう努める。

1 被災地への職員派遣

地方連絡本部（中北地域県民センター）職員を本市に派遣し、情報の収集に努める。

当該地方連絡本部の職員のほか、必要に応じて災害対策本部その他の職員を派遣し、情報の収

集に努める。

2 消防防災ヘリコプター

消防防災ヘリコプター緊急運航基準に規定する基準のもと、情報の収集に努める。

3 その他

必要に応じて、防災関係機関等に対し情報収集の協力を要請するものとする。

第2節 職員配備計画

(各課共通)

災害応急対策活動の実施に必要な人員の動員を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

第1 職員の配備基準

職員の配備体制は、次の配備基準によるものとする。なお、各種別の配備要員は、別途名簿を作成し、毎年更新するものとする。

中央市災害対策本部配備基準

種別	配備の基準	配備の内容	配備の要領	配備要員
警戒配備	1 次の注意報が発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 大雪注意報 2 震度3の地震が発生したとき。 3 その他必要により市長が配備を指示したとき。	危機管理課の最小限の人員をもって警戒体制をとる。 【措置内容】 ・ 気象情報の受伝達 ・ 被害状況の把握	【対応事務】 ・ 施設管理者及び自主防災会との連絡 ・ 危機管理課員は各種気象情報又は地震情報を本部長並びに副本部長及び関係部長等に連絡	・ 危機管理課 (2人)
第1 配備	1 大雨注意報・洪水注意報・大雪注意報(※1)が発表されたとき(ただし、今後警報へと発展するおそれがある場合)。 2 市内において震度4の地震が発生したとき。 3 その他必要により市長が配備を指示したとき。	小規模の災害が予想されそうな場合又は発生した場合 【措置内容】 ・ 気象情報の受伝達 ・ 被害状況の把握 ・ 必要に応じ関係機関との連絡	パトロール強化、資材準備、応急対策 【対応事務】 ・ パトロール ・ 施設管理者及び自主防災会との連絡 ・ 被害予想区域の住民への広報 ・ 災害情報に関する広報 ・ 本部長、副本部長等への報告 ・ 被害がある場合は応急対策の実施 ・ 被害状況の県への報告	・ 課長以上全員 ・ 第1 配備担当職員全員
第2 配備	1 大雨警報・洪水警報・暴風警報・大雪警報(※1)が発表されたとき	小規模の災害が局地的に発生し、又は発生するおそれがあるときに対応しうるもので、事態の推移	パトロール強化、資材準備、応急対策 【対応事務】 ・ 前記第1 配備に掲げる	・ 課長以上全員 ・ 第2 配備担当職員全員

	(小規模の災害が発生、又は発生するおそれがある場合)。 2 震度 5 弱又は 5 強の地震が発生したとき。	に伴い速やかに第 3 配備に移行できる体制とする。 【措置内容】 ・気象情報の受伝達 ・被害状況の把握 ・関係機関との連絡 ・必要により災害対策本部の設置	事務 ・被害状況の県への報告(震度 5 強以上は消防庁にも報告) ・その他次の事務の実施 (1) 市内被害状況調査の実施 (2) 警察等関係機関との連絡 (3) 応急対策の実施	・震度 5 弱又は 5 強の地震が発生した場合は、全職員
第 3 配備	1 特別警報が発表されたとき。 2 大規模な災害(※ 2)が広範囲にわたって発生し、又は発生のおそれがあるとき。 3 災害対策本部を設置したとき、又は災害対策本部長が配備を指示したとき。 4 震度 6 弱以上の地震が発生したとき。(基本的には所属の庁舎へ参集する。ただし、困難な場合は最寄りの庁舎へ参集する。)	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行えるものとする。	災害対策に全力を集中する。各部長は、状況に応じて随時災害対策本部長に災害情報を報告する。 【対応事務】 ・被害状況調査の実施 ・本部員会議の開催 ・応急対策方針の決定 ・広域応援要請の検討 ・物資、資機材の調達 ・その他応急対策の実施	全職員

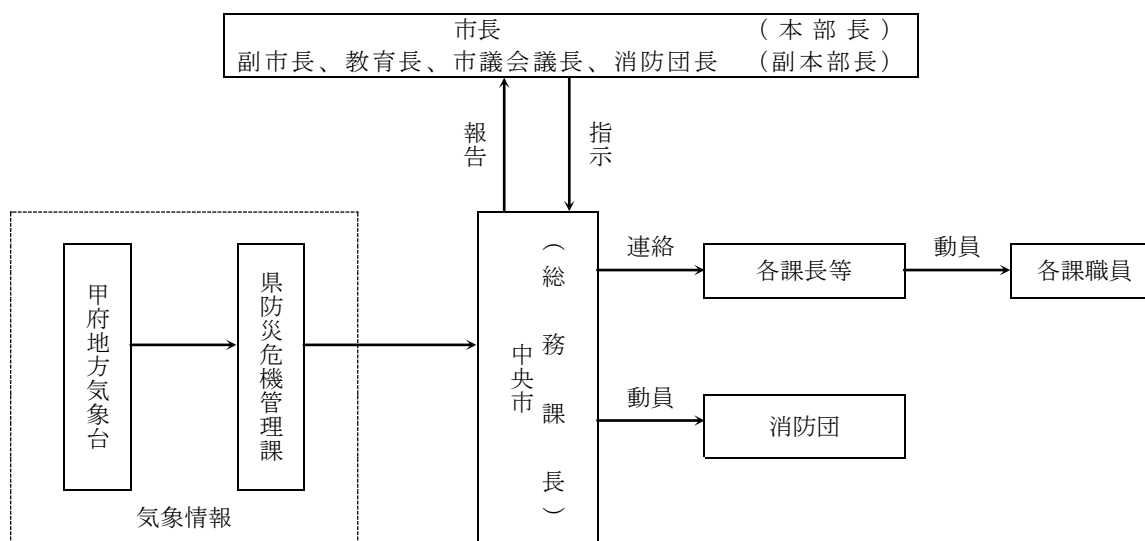
※ 1 大雪注意報・大雪警報時の対応については、「市降雪時対応マニュアル」を基に対応する。

※ 2 「大規模な災害」とは、災害救助法による救助を必要とする場合や、災害が広範囲にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とする場合である。

第 2 配備及び参集体制

1 勤務時間中における伝達及び配備

- (1) 気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、総務課長は、各課長に非常配備を伝達するとともに庁内放送、電話等により徹底する。
- (2) 各課長は直ちに関係職員に連絡し、所定の応急業務に従事させる。
- (3) 総務課長は、消防団長に非常配備を伝達する。



2 勤務時間外、休日における伝達及び配備

(1) 宿日直者は、非常配備に該当する気象情報が関係機関から通知され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長、市議会議員、消防団長）及び総務課長に報告するものとする。総務課長は、各課長を通じ職員に非常配備を伝達する。

(2) 総務課長は、消防団長に非常配備を伝達する。

(3) 連絡を受けた本部員は以後の状況の推移に注意し、必要のある場合は登庁する。

(4) 自主参集

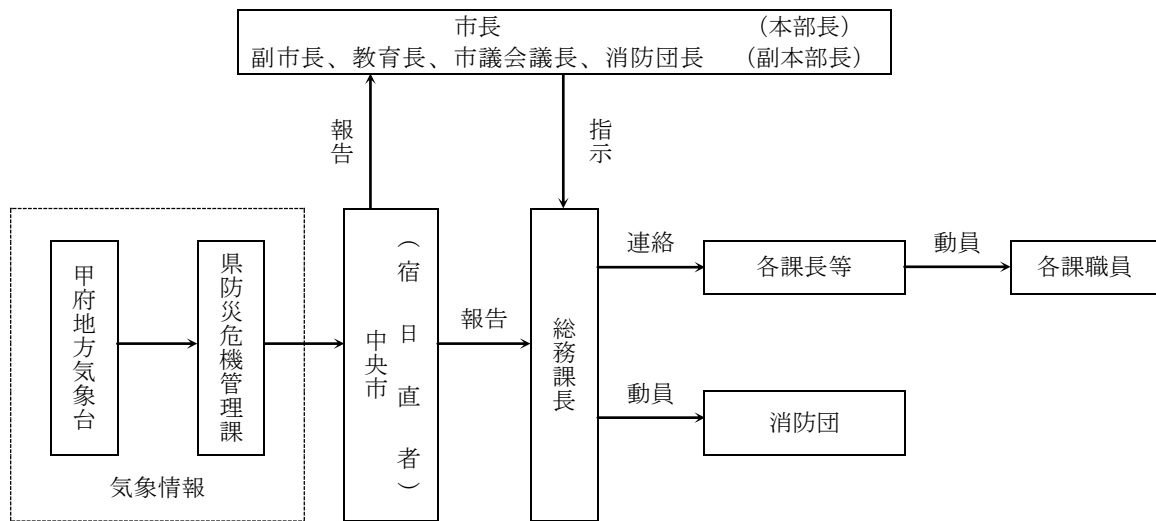
勤務時間外等において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害多大と判断されるときは、所属長からの連絡を待たずに職員自ら所属の課等に参集するものとする。

(5) 参集困難な際の措置

職員は、勤務時間外等において大規模な災害が発生した場合に、交通途絶等のため所定の場所につくことができないときは、最寄りの庁舎、指定避難場所等の公共施設に参集し、当該施設管理者の指示に従い当該業務の応援をするものとする。

(6) 初動体制の確立

市長は、初動体制の確立を図るため、庁舎近傍に居住する職員をあらかじめ緊急対策班員として指名する。緊急対策班員は、勤務時間外に災害が発生した場合、直ちに登庁し、各種情報の収集、報告等初動活動にあたるものとする。



3 配備状況の報告

各課長は、所属職員の参集状況を記録し、総務課長を通じて本部長に報告を行う。

第3 部相互間の応援動員

災害応急対策を行うにあたって、対策要員が不足する場合は部内で調整するものとするが、部内の調整だけでは応急対策の実施が困難な場合は、次により他部の応援を得て実施するものとする。

1 動員要請

各課長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務課長に要請するものとする。

- (1) 応援内容
- (2) 応援を要する人数
- (3) 応援を要する日時
- (4) 出動場所
- (5) その他必要事項

2 動員の措置

- (1) 総務課長は、応援要請内容により、余裕のある他の部から動員の指示を行うものとする。
- (2) 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて、所要の応援を行うものとする。

第4 初期応急対策の実施

市長は、被害が甚大で、速やかに応急対策を実施する必要がある場合は、直ちに本部員会議を招集し、初期応急対策方針を決定するものとする。

第3節 応援協力要請計画

(危機管理課)

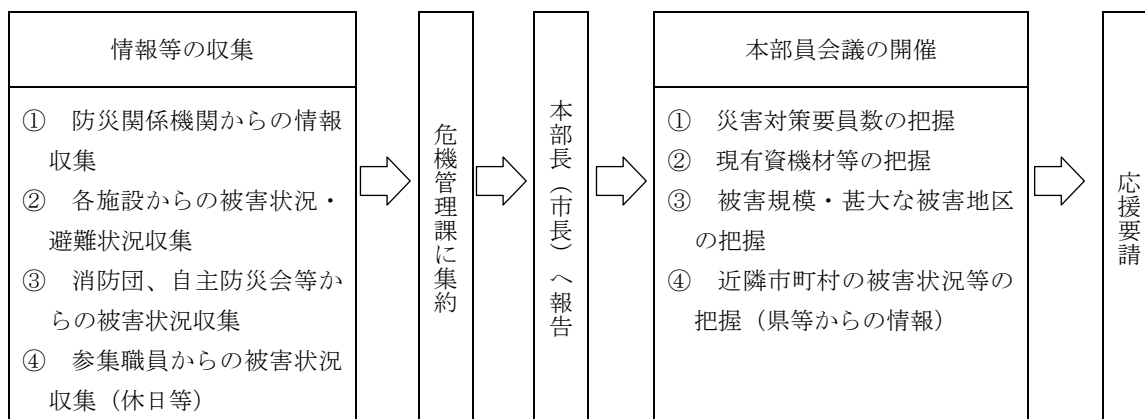
災害発生時に際し、市のみでは迅速な災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合には、県、他の市町村等に応援を要請し、適切な対策を行うものとする。

第1 応援要請の決定

大規模災害が発生した場合は、次により本市の被害状況等を把握し、また応急資機材の現状等を確認し、本部員会議において応援要請の必要の有無を決定する。

- 1 県、警察、消防等の関係機関から、災害情報、被害状況等の情報を収集
- 2 公共施設から、施設・施設周辺の被害状況、避難状況等を収集
- 3 消防団・自主防災会等から、地域の被害状況を収集
- 4 休日、勤務時間外においては参集職員から、参集途上の被害状況を収集

応援要請決定フロー



第2 知事及び他の市町村に対する応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援を求めることができる。また、災害対策基本法第68条により知事に対して応援を求め、又は応急対策の実施を要請することができる。その際、要請はとりあえず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

なお、知事は市町村長等から災害応急対策を実施するための応援を求められた場合、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まないものとされている。(災害対策基本法第68条)

第3 指定地方行政機関等に対する応援要請

市長は、災害対策基本法第29条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、市長は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

- 1 市長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。(災害対策基本法施行令第15条)
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数

- (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
- 2 市長が、知事に対し職員の派遣について斡旋を求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。(災害対策基本法施行令第16条)
- (1) 派遣の斡旋を求める理由
 - (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣の斡旋について必要な事項

第4 応援協定等に基づく要請

1 応援協定に基づく要請

市は、大規模災害の発生に備え、次表のとおりあらかじめ相互応援協定を締結している。

大規模な災害が発生し、応援協定に基づく応援が必要と判断した場合は、あらかじめ定められた手続に従い、応援を求めるものとする。

なお、県内の協定締結市町村への連絡先については、別表のとおりである。

相互応援協定名	協定締結先	相互応援協力内容
災害時における相互応援に関する協定書	中部西関東市町村地域連携軸協議会構成会員市町村	① 救援及び災害復旧に必要な職員等の派遣 ② 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な職員等の派遣 ③ 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供 ④ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な機材の提供 ⑤ 救援活動及び災害復旧活動に必要な車両の提供 ⑥ 被災者を一時収容するための施設の提供 ⑦ 前記①～⑥に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	甲府市・富士吉田市・都留市・大月市・韮崎市・南アルプス市・甲斐市・笛吹市・北杜市・上野原市・山梨市・甲州市・中央市	① 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 ② 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 ③ 被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ④ 被災者等を一時受け入れるための施設の提供 ⑤ 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 ⑥ 前記①～⑤に掲げるもののほか、被災都市が必要と認めるもの
災害時等の相互応援に関する協定書	静岡県御前崎市	① 食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供 ② 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

		③ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 ④ ごみ及びし尿の処理に必要な車両の斡旋 ⑤ 被災者（要配慮者を含む。）を一時受け入れるための施設及び住宅の提供並びに斡旋 ⑥ 被災児童、生徒等を一時受け入れるための施設の提供及び斡旋 ⑦ 医療施設、介護施設等の入所者を一時受け入れるための施設の提供及び斡旋 ⑧ 救援、救助、応急復旧等に必要な職員の派遣 ⑨ 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項
山梨県中央市と静岡県牧之原市との間における災害時等の相互応援に関する協定書	静岡県牧之原市	① 食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供 ② 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供 ③ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 ④ ごみ及びし尿の処理のための車両の提供及び斡旋 ⑤ 被災者を一時収容するための施設の提供及び斡旋 ⑥ 被災児童、生徒等を一時受け入れるための施設の提供及び斡旋 ⑦ 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣 ⑧ ボランティアの斡旋 ⑨ 被災者に対する住宅の提供及び斡旋 ⑩ 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項
消防相互応援協定	甲府地区広域行政事務組合・甲府市・昭和町	火災等の災害発生時に、相互の消防力を活用した、災害による被害の最小限度の防止
中央自動車道消防相互応援協定書	上野原市・大月市・都留市・富士五湖消防組合・富士吉田市・西桂町・河口湖町・東山梨消防組合・東八代広域行政事務組合・甲府地区広域行政事務組合・甲府市・昭和町・峡北広域行政事務組合・韮崎市	関係市町村の区域内の高速道路上における消防・救急業務を必要とする事故に関する相互応援
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	国土交通省関東地方整備局から、中央市市災害対策本部等への情報連絡員の派遣による情報交換
災害時における田富郵便局、田富町間の協力に関する覚書 （玉穂町も同様に締結）	田富郵便局	① 災害救助法適用時における郵便・為替預金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事業取扱い及び援護対策 ② 郵便局が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供 ③ 市が所有し、又は管理する施設及び用地の提供

		④ 郵便局又は市が収集した被災住民の避難先及び被災状況の情報の相互提供 ⑤ 郵便局は必要に応じ避難場所に臨時に郵便差出箱を設置 ⑥ その他前記①～⑤に定めのない事項で、協力できる事項
道路破損等の情報提供並びに防災行政無線の使用に関する覚書	東京電力パワーグリッド 山梨総支社	① 東京電力パワーグリッドが市に提供する情報 ア 道路標識等の損傷 イ 道路・橋・トンネル等の陥没、崩落の危険箇所 ウ ごみの不法投棄の発見 エ 電力供給に係る事故停電情報において、防災無線の広報依頼等を伴う情報 ② 市が東京電力パワーグリッドに提供する情報 ア 電線への樹木の倒壊・接触並びに飛来物の接触等 イ 電柱の傾斜等
災害時における応急対策業務の実施に関する協定書	中央市建設協会の会	① 公共土木施設等の機能の確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業 ② 緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送 ③ その他中央市が必要とする業務
災害時における水防救難備品の貸与に関する協定書	自然体験クラブ エヴォルヴ	災害時に、優先的な水防救難備品の貸与
災害時における仮設資機材の供給に関する協定書	甲陽建機リース株式会社 株式会社アクティオ	災害発生時の仮設資機材の供給
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	赤帽山梨県軽自動車運送 協同組合 社団法人山梨県トラック 協会甲府支部	① 物資等の緊急輸送 ② その他物資等の緊急時の輸送に付随する業務として中央市が必要と認めるもの
災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	株式会社いちやまマート 株式会社オギノ 株式会社クスリのサンロード 株式会社くろがねや 株式会社やまと	災害救助に必要な物資（食料、衣料、日用品、燃料、医薬品等）の調達、運搬
災害時における石油燃料等の供給に関する協定書	山梨県石油協同組合	災害発生時の石油燃料等の供給
洪水発生時における避難施設としての使用に関する協定	株式会社いちやまマート 富士観光開発株式会社	一次避難場所として、無料での施設使用の協力
災害時石造物等の応急措置活動支援に関する協定	山梨県石材技能士会	倒壊した石造物等、二次災害が心配される擁壁・塀等応急措置活動
災害時における応急対策業務に関する協定書	一般社団法人 甲府地区 建設業協会	災害時に市が管理する道路、河川、建物等の施設（公共営造物）の応急対応業務のための応急復旧の支援要請

災害時における被害家屋状況調査に関する協定書	山梨県土地家屋調査士会・公益社団法人山梨県公共嘱託土地家屋調査士会	中央市職員との連携による中央市内の家屋の調査、市が発行する「罹災証明」について市民からの相談の補助
災害時における支援協力に関する協定書	マックスバリュ東海	災害発生後に必要な食料品、生活必需品のうち、調達可能な物資の供給
災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	ユニー株式会社 アピタ 田富店	災害発生後に必要な食料、衣料等のうち、調達・製造が可能な物資の供給（大規模地震発生時は、県との協定を優先）
廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害相互応援協定締結確認書	首都圏1都5県の64市町村	①応援物資・資器材の提供 ②応急及び復旧に必要な職員の派遣
災害発生時における避難施設としての使用に関する協定	中巨摩地区広域事務組合	大規模な地震・台風等の際に「勤労青年センター体育館」を避難所として開放
災害時における医療救護に関する協定書	中巨摩医師会中央市班	医師・看護師等で編成する医療救護班の派遣要請
災害時における歯科医療救護に関する協定書	中巨摩歯科医師会中央市班	歯科医師・歯科衛生士又は事務職員等で編成する歯科医療救護班の派遣要請
災害時における医療救護（薬剤師会）に関する協定書	中巨摩東薬剤師会中央市薬剤師	薬剤師で編成する薬剤師班の派遣要請
山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定	山梨県	山梨県独自の生活再建支援制度について、県・市が共同して支援金を支給

※ 市町村名等は、協定締結時のもの

資 料 編	・ 災害時における相互応援に関する協定書	P 370
	・ 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P 373
	・ 災害時等の相互応援に関する協定書	P 378
	・ 山梨県中央市と静岡県牧之原市との間における災害時等の相互応援に関する協定書	P 380
	・ 消防相互応援協定	P 382
	・ 中央自動車道消防相互応援協定書	P 383
	・ 災害時の情報交換に関する協定	P 386
	・ 災害時における水防救難備品の貸与に関する協定書	P 388
	・ 災害時における田富郵便局、田富（玉穂）町間の協力に関する覚書	P 392
	・ 道路損傷等の情報提供並びに防災行政無線の使用に関する覚書	P 394
	・ 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書	P 398
	・ 災害時における仮設資機材の供給に関する協定書	P 400
	・ 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	P 404
	・ 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	P 412
	・ 災害時における石油燃料等の供給に関する協定書	P 420
	・ 洪水発生時における避難施設としての使用に関する協定	P 427
	・ 災害時石造物等の応急措置活動支援に関する協定	P 431
	・ 災害時における応急対策業務に関する協定書	P 435
	・ 災害時における被害家屋状況調査に関する協定書	P 437

・災害時における支援協力に関する協定書	P 439
・災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	P 444
・廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害相互応援協定締結確認書	P 452
・災害発生時における避難施設としての使用に関する協定	P 456
・災害時における医療救護に関する協定書	P 461
・災害時における歯科医療救護に関する協定書	P 473
・災害時における医療救護（薬剤師会）に関する協定書	P 485
・山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する要綱	P 496
・山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定	P 506

2 自衛隊の災害派遣要請

大規模な災害が発生し、自衛隊による救援活動の実施が適切と判断した場合には、本章第4節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、知事に自衛隊の派遣要請を依頼する。

3 消防防災ヘリコプターの出動要請

災害発生に際し、消防防災ヘリコプターの活動を必要とする場合には、本章第5節「消防防災ヘリコプター出動要請計画」の定めるところにより、知事に消防防災ヘリコプターの出動要請を行う。

第5 応援受入体制の確保

1 連絡窓口の明確化

市は、県及び他市町村等との連絡を速やかに行うため、危機管理課に連絡窓口を設置する。

2 搬送物資受入施設の整備

市及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、次の施設を救援物資の集積所とし、その整備に努める。

施設名	所在地	電話番号
田富市民体育館	中央市臼井阿原1740—76	(055) 273—1473

3 受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入体制を確立しておく。

なお、応援部隊の宿泊場所は、自衛隊の宿泊予定施設として指定している施設のうち、自衛隊が宿泊している施設以外の中から、災害現場の状況、作業内容等を勘案し、作業の実施に最も適切と思われる施設を選定する。

資 料 編	・ヘリコプター主要発着場一覧	P 360
	・自衛隊宿泊予定施設一覧	P 360

第6 広域一時滞在

1 実施・受け入れ体制の整備等

災害発生に伴い、市や県の区域を越えた被災住民の避難に対する県及び市町村の対応は、本章「第16節避難計画 第12市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ」によるものとし、このために必要な市長及び知事が行う協議等の手続は次によるものとする。

なお、市長は被災住民について、他の市町村に避難させ、一時的な滞在を図ろうとする場合に備え、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結及び本章「第16節避難計画 第7避難計画の作成」に規定する避難計画において、被災住民の移送方法等について検討を行うな

ど、必要な措置が速やかに実施できるよう努めるとともに、県内外の他市町村から被災住民の受け入れを求められた場合に備え、提供しようとする公共施設の選定、また、自己の管理下でない施設を提供しようとする場合は、あらかじめ当該施設を管理する者の同意を得るなど必要な体制の整備に努める。

2 広域一時滞在

(1) 他市町村へ被災住民の一時的滞在を求める場合の対応

ア 協議の実施

災害発生により、市内の被災住民について、県内の他の市町村における一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認められる場合、県内の他の市町村長（協議先市町村長）に被災住民の受け入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。
（災害対策基本法第86条の2第1項及び第86条の6第1項）

イ 知事への報告

アの協議をしようとするときは、市長は、あらかじめ知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。（災害対策基本法第86条の2第2項）

ウ 協議内容の公示及び通知等

協議先市町村長より受け入れ決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。（災害対策基本法第86条の2第6項）

エ 広域一時滞子の終了

市長は、広域一時滞子の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。（災害対策基本法第86条の2第7項）

(2) 他市町村から被災住民の一時的滞在を求められた場合の対応

ア 協議の実施

市長は、広域一時滞子の必要があると認める市町村長（協議元市町村長）又は知事より、
(1)ア又は5(1)の規定に伴い協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。

なお、市長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。（災害対策基本法第86条の2第3項及び第86条の6第1項）

イ 受け入れ決定の通知等

市長は、受け入れの決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に係る機関等に通知する。（災害対策基本法第86条の2第4項及び第5項）

ウ 広域一時滞子の終了

市長は、協議元市町村長より広域一時滞子の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に係る機関等に通知する。（災害対策基本法第86条の2第8項）

(3) 知事からの助言

市長は、必要に応じて知事に対して広域一時滞在に関する事項について助言を求める。
(災害対策基本法第86条の6第1項)

3 県外広域一時滞在

(1) 他市町村へ被災住民の一時的滞在を求める場合の市長及び知事の対応

ア 知事に対する協議及び要求等

市長は、災害発生により、被災住民について、県外の他の市町村における一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認める場合、知事に対し協議を行い、知事が県外の当該市町村を含む都道府県知事（協議先知事）に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めるものとする。（災害対策基本法第86条の3第1項）

イ 知事による当該他の都道府県知事との協議

市長よりアの要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行う。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。（災害対策基本法第86条の3第2項及び第86条の6第2項）

ウ 受け入れ決定の通知等

知事は、協議先知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに市長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第86条の3第9項）

エ 協議内容の公示及び通知

市長は、知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。（災害対策基本法第86条の3第10項）

オ 広域一時滞在の終了

市長は、広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第86条の3第11項及び12項）

4 県外市町村からの避難住民の受け入れ

(1) 知事から協議を受けた場合の対応

ア 被災住民の受け入れ

市長は、知事から県外市町村からの避難住民の受け入れの協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。（災害対策基本法第86条の3第5項）

イ 受け入れ決定の通知等

市長は、被災住民を受け入れる施設を決定した際は、直ちに施設を管理する者及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。（災害対策基本法第86条の3第6項及び7項）

ウ 広域一時滞在の終了

市長は、知事より広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けた際は、速やかに、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。（災害対策基本法第86条の3第14項）

5 知事による協議等の代行及び特例

(1) 広域一時滞在(県内)の協議等の代行

知事は、災害の発生により本市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について広域一時滞在有の必要があると認めるときは、2(1)に準じ、市長の実施すべき措置を代わって実施する。

なお、市が必要な事務を行えるものと認めるときは、速やかに事務を市長に引き継ぎを行う。

また、上記の事務の代行を開始、終了したときは、知事はその旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、市長に通知する。(災害対策基本法第86条の4第1項、2項及び第86条の5並びに同法施行令第36条の2)

(2) 県外広域一時滞在有の協議等の特例

知事は、災害の発生により本市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について県外広域一時滞在有の必要があると認めるときは、市長より3(1)アの要求がない場合にあって、3(1)イに準じ、協議先知事との協議を実施する。

協議先知事から受け入れ決定の通知を受けた際は、その内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

知事は、県外広域一時滞在有の必要がなくなつたと認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に係る機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。(災害対策基本法第86条の5)

別表

災害時応援協定締結県内市町村等連絡先一覧

締 結 市 町 村	電話番号	県防災行政無線	締結協定
甲府市	055—237—1161	電話・FAX共通—008	①
韮崎市	0551—22—1111	〃 —013	①
甲斐市	0551—28—2211	〃 —016	①
北杜市(旧須玉町、旧明野村、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町、旧武川村、旧小淵沢町)	0551—42—1111	〃 —015	①
昭和町	055—275—2111	〃 —027	①
南アルプス市(旧八田村、旧白根町、旧芦安村、旧若草町、旧櫛形町、旧甲西町)	055—282—1111	〃 —014	①
市川三郷町(旧市川大門町、旧三珠町、旧六郷町)	055—272—1101	〃 —021	①
身延町	0556—36—0011	〃 —025	①
富士川町(旧増穂町)	0556—22—3111	〃 —022	①
富士川町鯉沢サービスセンター(旧鯉沢町)	0556—22—2151	〃 —023	①
早川町	0556—45—2511	〃 —024	①
南部町(旧富沢町、旧南部町)	0556—66—2111	〃 —026	①

①災害時における相互応援に関する協定書

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

(危機管理課)

災害時において、人命及び財産の救援のため、必要かつやむを得ない場合は、知事に対して自衛隊の派遣の要請を依頼するものとする。

第1 災害派遣要請の派遣基準

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救護及び応急復旧までを範囲とするのが一般的である。

なお、派遣基準は以下の3要件を満たすものとする。

公 共 性	公共の秩序を維持するため、人命・財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
緊 急 性	災害の状況から、直ちに対処しなければならない状況であること。
非 代 替 性	他の機関では対処不能か、能力が十分ではなく自衛隊で対処する必要があるもの。

また、災害派遣の撤収（終了）段階においては、上記の3要件消失の程度、土木工事への転換の可否及び民間業者の圧迫の可能性等を考慮するとともに、「予定された作業の完了」、「民心の安定」、「復興機運の確立」等、努めて明確な派遣目的の達成段階において、派遣を要請した知事と調整を実施することとされている。

第2 災害派遣時に実施する救援活動

災害派遣時に自衛隊が実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

区 分	内 容
被 害 状 況 の 把 握 (情 報 収 集)	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避 難 の 援 助	避難者の誘導、輸送等
避 難 者 等 の 捜 索 救 助	行方不明者等の捜索及び負傷者の救助
水 防 活 動	堤防、護岸等決壊したときの土のう作成、運搬、輸送、設置等
消 防 活 動	利用可能な消防車（駐屯地に1台）及びその他の防水用具を利用した消防機関への協力及び山林火災等における航空機（中型・大型）による空中消火（不燃材等は通常関係機関が提供）
道 路 や 水 路 の 障 害 物 の 除 去	道路若しくは水路の破損又は障害物等の啓開・除去
応急医療、救護、防疫	被災者に対する応急医療及び感染症対策（薬剤等は関係機関が提供）
通 信 支 援	災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない範囲で実施
人員及び物資の緊急輸送	被災者等のけが人、救急患者等の患者空輸及びトラック、航空機を利用した物資輸送
炊 飯 及 び 給 水	被災者に対する炊飯及び給水
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、災害による被害者で応急救助を要するものに対し、特に必要な救じゅつ品（消耗品に限る）
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類・爆発物及び不発弾等危険物の保安措置及び除去

そ の 他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの
-------	----------------------------

第3 災害派遣要請

1 災害派遣要請の依頼

市長は、市の地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を明記した文書をもって自衛隊の災害派遣要請を依頼するものとする。

ただし、事態が急迫し、知事に依頼することができないときは、市長は、直接部隊に通知するものとする。この場合、市長は速やかにその旨を知事に通知するものとする。

(1) 一般災害派遣要請の場合

ア 提出（連絡）先 山梨県総務部防災危機管理課

イ 提出部数 1部

ウ 記載事項

（ア）災害の状況及び派遣を要請依頼とする理由

（イ）派遣を希望する期間

（ウ）派遣を希望する区域及び活動内容

（エ）その他参考となるべき事項

緊 急 の 場 合 の 連 絡 先

部 隊 名	電 話 番 号	F A X 番 号	県防災行政無線
陸上自衛隊第1特科隊	(0555) 84—3135 3136 (内線238)	(0555) 84—3135 3136 (内線239)	(地上系) 95-220-1-051 (衛星系) 916-435
	〈夜間〉 (0555) 84—3135 (内線280、302)		

資 料 編 ・ 自衛隊災害派遣要請依頼書

P 570

第4 災害派遣部隊の受け入れ体制

1 派遣部隊が集結（野営）するための必要地積

派遣部隊	必要な地積		備 考
1 ㇿ中隊	2, 500㎡	50m×50m	駐車場、天幕展張及び炊事所等を含む
1 ㇿ連隊（隊）	20, 000㎡	100m×200m	
1 ㇿ師（旅）団	160, 000㎡	400m×400m	
要支援内容	トイレ等の供与が必要		

※ 集結地（野営地）は、指揮・命令及び実行の確認等のため、やむを得ない場合を除き1コ中隊が同一地に集結できる地積を選定できることが望ましい。

2 ヘリコプター発着場の必要地積

種類	必要な地積	備 考
小型ヘリ ※1	30m×30m	離発着に必要な地積で、駐機地積は別とする
中型ヘリ ※2	40m×40m	
大型ヘリ ※3	100m×100m	

※1 航空偵察又は指揮・連絡等に使用する小型ヘリ

※2 ※1の使用目的のほか、人員・物資を輸送に使用する中型のヘリ

※3 人員・物資を輸送するための大型ヘリ

資 料 編	・ヘリコプター主要発着場一覧	P 360
	・自衛隊宿泊予定施設一覧	P 360

第5 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣部隊の撤収要請を知事に依頼する場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊長と協議して行う。

第6 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた本市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。なお、費用区分は、山梨県地域防災計画第3章災害応急対策6「(10) 経費負担区分の参考例」を参考とする。

- 1 災害派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊の装備に係わるものを除く）等の購入費及び修繕費
- 2 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用又は借り上げ料
- 3 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 4 災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係わるものを除く）
- 5 災害派遣部隊の輸送のための民間輸送機関に係わる運搬費
- 6 損害賠償費

第7 災害派遣部隊に付与される権限

- 1 人の生命・身体等に対する危害防止措置
 - (1) 警告・避難等の措置（警察官職務執行法）
 - (2) 警戒区域を設定し、立入りの制限・禁止、退去を命ずる等の措置（災害対策基本法）
- 2 危害防止、損害拡大防止、被災者救出のための措置
 - (1) 土地・建物等への立入り（警察官職務執行法）
- 3 緊急通行車両の円滑な通行を確保するための措置
 - (1) 妨害車両の移動等の措置（災害対策基本法）
- 4 消防、水防及び救助等災害発生の防ぎょ又は災害の拡大防止のために必要な措置
 - (1) 他人の土地、その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収容する措置（災害対策基本法）
 - (2) 市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、現場にある災害を受けた工作物、物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置（災害対策基本法）
 - (3) 住民又は現場にいる者を応急措置の業務に従事させる措置（災害対策基本法）

第5節 消防防災ヘリコプター出動要請計画

（危機管理課、消防本部）

災害の状況に応じ、消防防災ヘリコプターによる応急活動が必要と判断した場合は、速やかに県に対し消防防災ヘリコプターの出動を要請し、被害の情報収集、救出・救助活動等を行うものとする。

第1 要請の範囲

市長は、次のいずれかの事項に該当し、航空機の活動を必要と判断する場合には、「山梨県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対し応援要請を行う。

- 1 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 2 市の消防力によっては防ぎよが著しく困難な場合
- 3 その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

第2 消防防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請は、原則として、次の基本要件を満たす場合に行うものとする。

公 共 性	災害等から住民の生命、財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊 急 性	差し迫った必要性があること（緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）。
非 代 替 性	消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）。

2 緊急運航基準

消防防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりとする。

(1) 災害応急対策活動

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合（地震の場合は、震度5弱以上で情報収集に出動）
- イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
- エ その他、消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(2) 火災防ぎょ活動

- ア 林野火災等において、地上における消火活動では消火が困難であり、消防防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合
- イ 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
- ウ その他、消防防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

(3) 救助活動

- ア 水難事故及び山岳遭難等における人命救助
- イ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助
- ウ その他、消防防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合

(4) 救急活動

- ア 交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも著しく有効であると認められ、かつ原則として医師が搭乗できる場合
- イ 交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認めら

れる場合

ウ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合

第3 緊急運航の要請

消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請は、災害が発生した市町村の長及び消防事務に関する一部事務組合の消防長並びに関係行政機関の長が、「山梨県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき行うものとし、「第1 要請基準」に該当する事態が発生した場合には、消防防災航空隊に対して電話にて速報後、資料編掲載の「消防防災航空隊出場要請書」により、ファクシミリを用いて行うものとする。

- 1 災害の種別
- 2 災害の発生場所及び災害の状況
- 3 災害発生現場の気象状態
- 4 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 5 災害現場の最高指揮官の職・氏名及び連絡手段
- 6 応援に要する資機材の品目及び数量
- 7 その他必要な事項

資 料 編	・ 飛行場外離着陸場一覧	P 360
	・ ヘリコプター主要発着場一覧	P 360
	・ 消防防災航空隊出場要請書	P 571

第4 受入体制

緊急運航を要請した場合、市は、消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入体制を整えるものとする。

- 1 離着陸場所の確保及び安全対策
- 2 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- 3 空中消火基地の確保
- 4 その他必要な事項

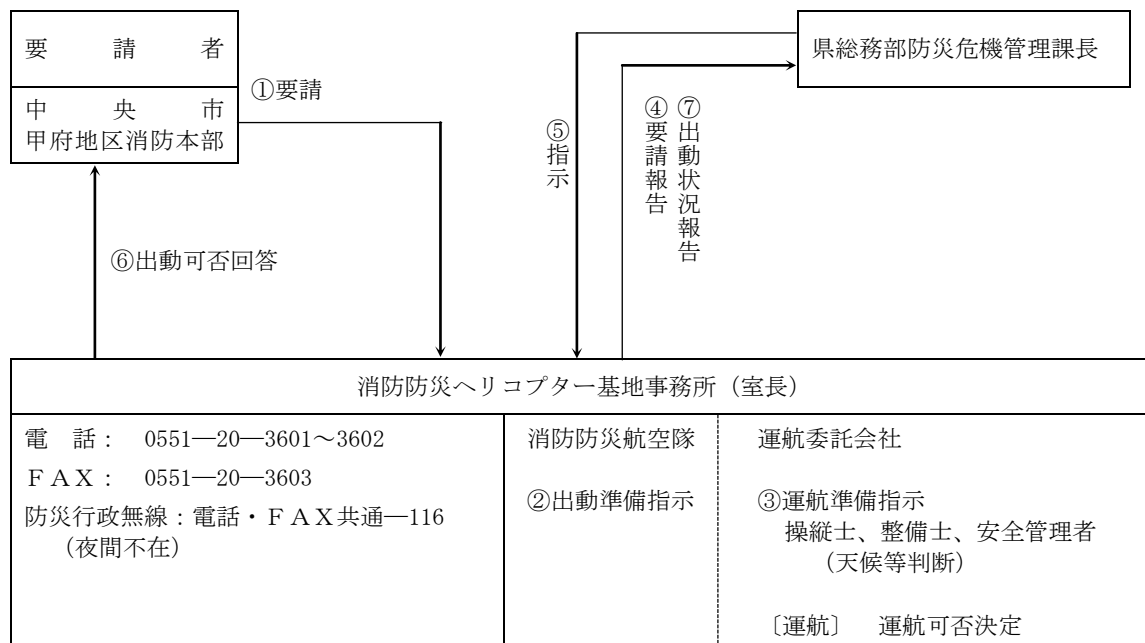
第5 経費負担

協定に基づき応援を要請した際に要する運航経費は、山梨県が負担するものとする。

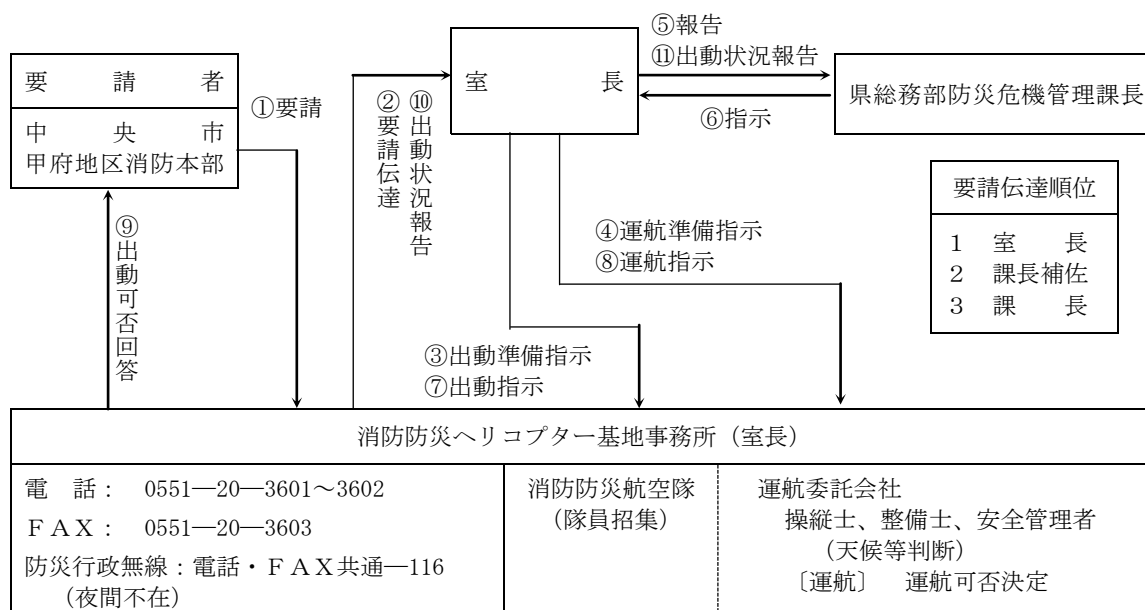
別表 1

伝 達 系 統 図

1 緊急運航連絡系統図



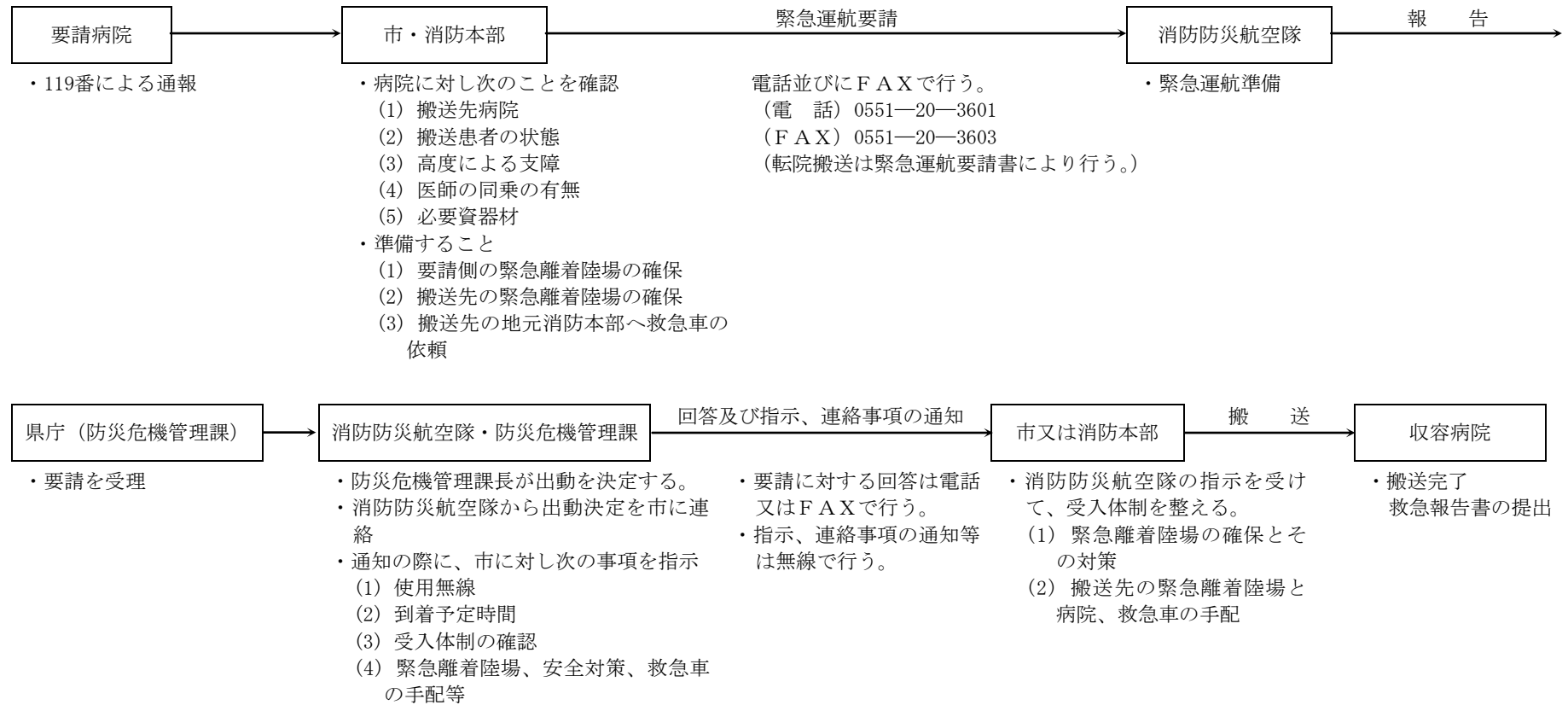
2 土・日・祝祭日緊急運航連絡系統図



(夜間の場合) 災害等が発生し、翌朝日の出とともに運航を希望する場合は、災害等の状況を室長に連絡し、室長は関係者に連絡する。

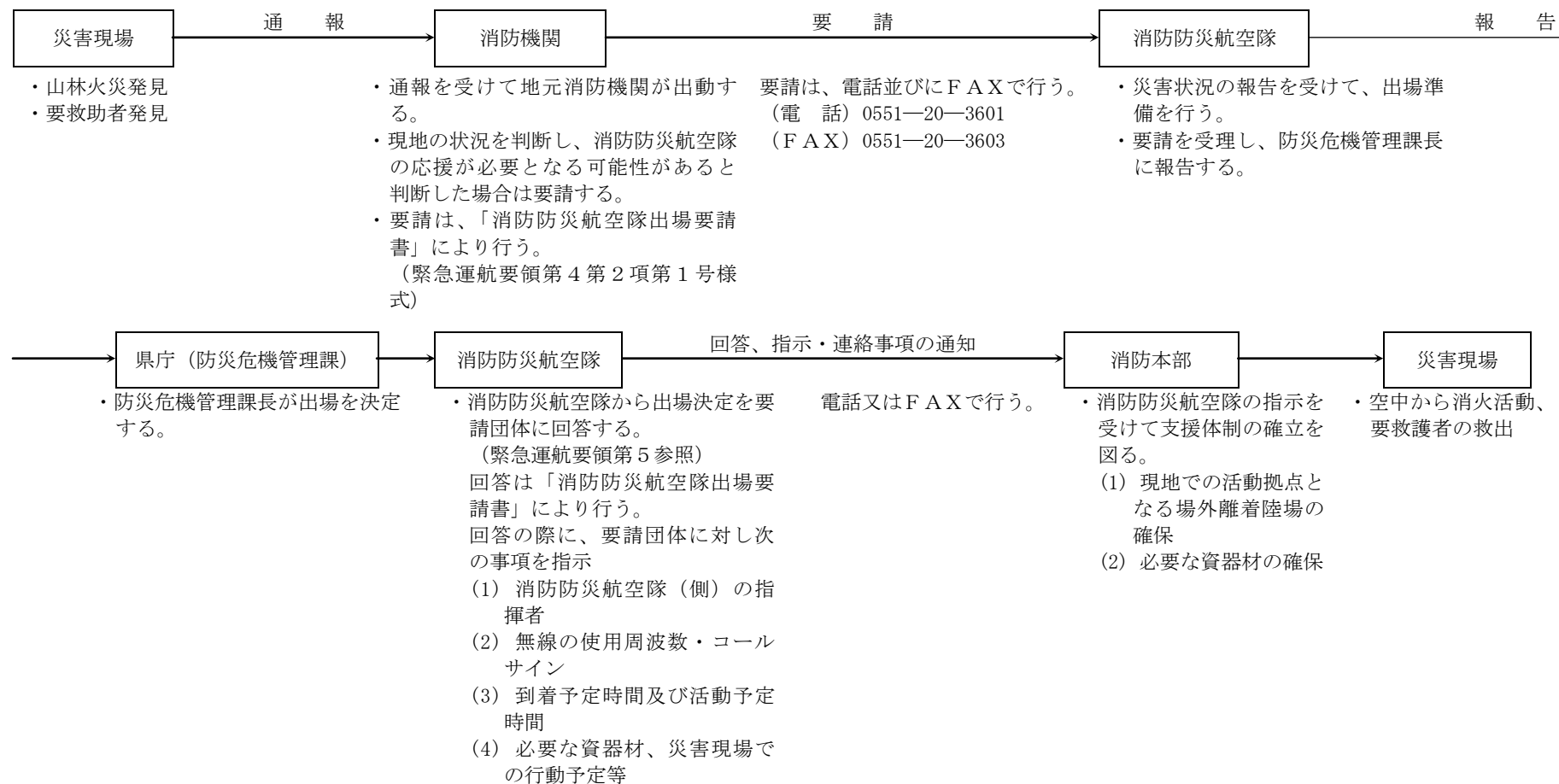
別表 2

救急搬送の流れ（転院搬送の場合） ※医師の同乗が必要



別表 3

災害発生から応援出動までの流れ（山林火災・人命救助の場合）



第6節 予報及び警報等の伝達計画

(危機管理課、政策秘書課、玉穂窓口課、豊富窓口課)

気象業務法に基づく注意報・警報等を迅速かつ正確に伝達し、防災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限度に防止する。

第1 予報及び特別警報・警報・注意報等の種類等

1 甲府地方気象台が発表する予報・警報

(1) 予報・警報の種類

種 類	定 義
府 県 天 気 予 報	予報発表時から明後日までの風、天気、降水確率、気温等の予報
地 方 天 気 分 布 予 報	地方予報区を対象に、約20km格子で3時間単位の気象状態（天気、降水量、気温、降雪量）を、5時、11時予報は24時間先まで、17時予報は30時間先まで分布図形式で行う予報
地 域 時 系 列 予 報	代表的な地域又は地点を対象に3時間単位の気象状態（天気、気温、風向、風速）を、5時、11時予報は24時間先まで、17時予報は30時間先まで時系列グラフ表示で行う予報
週 間 天 気 予 報	発表日翌日から7日先までの天気、降水確率、気温等の予報（含む、信頼度）
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがあるときに、その旨を注意する予報
警 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって重大な災害が起こるおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
特 別 警 報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
府 県 気 象 情 報	気象予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予報、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報
土 砂 災 害 警 戒 情 報	山梨県と甲府地方気象台が共同で発表する情報。大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村を対象に発表する情報
記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	数年に1回程度しか発生しないような激しい短時間大雨を観測又は解析したときに、府県気象情報の一種として発表する情報
竜 巻 注 意 情 報	雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する情報
指 定 河 川 洪 水 予 報	河川の増水やはん濫等に対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報

※予報区とは、予報及び警報・注意報の対象とする区域。天気予報については全国、地方、府県の各予報区がある。

(2) 警報・注意報基準一覧

次の基準に達すると予想される場合、又は達した場合に発表する。

平成27年 3 月26日現在

府県予報区			山梨県	
一次細分区域			中・西部	
市町村等をまとめた地域			中北地域	
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	3 時間雨量90mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	142
	洪水		雨量基準	3 時間雨量90mm
			流域雨量指数基準	－
			複合基準	平坦地：3 時間雨量60mmかつ流域雨量指数 釜無川流域＝32
			指定河川洪水予報による基準	富士川（釜無川を含む）[船山橋]、笛吹川 [石和]、荒川 [荒川]
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ20cm
	波浪		有義波高	
高潮		潮位		
注意報	大雨		雨量基準	3 時間雨量40mm
			土壌雨量指数基準	106
	洪水		雨量基準	3 時間雨量40mm
			流域雨量指数基準	－
			複合基準	－
			指定河川洪水予報による基準	富士川（釜無川を含む）[船山橋]、笛吹川 [石和]
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ5cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度25％で実効湿度50％ ※1		
	なだれ	1. 表層なだれ：24時間降雪が30cm以上あって、気象変化の激しいとき 2. 全層なだれ：積雪50cm以上、最高気温15℃以上（甲府地方気象台）で、かつ24時間降水量が20mm以上		
	低温	夏期：最低気温が甲府地方気象台で16℃以下又は河口湖特別地域気象観測所で12℃以下が2日以上続く場合 冬期：最低気温が甲府地方気象台で-6℃以下 河口湖特別地域気象観測所で-10℃以下		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下		
	着氷	著しい着氷が予想される場合		
	着雪	著しい着雪が予想される場合		
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	100mm

※1 湿度は甲府地方気象台の値

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- ※ 1 大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ 1、3 時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1 時間雨量70mm 以上」を意味する。
- ※ 2 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は別添 1 を参照。
- ※ 3 土壌雨量指数基準値は 1 km 四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示している。1 km 四方毎の基準値については、別添資料 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
- ※ 4 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30 以上」を意味する。
- ※ 5 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点ではん濫警戒情報、又は、はん濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点ではん濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

<参考>

土壌雨量指数 : 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報を基に、5 km 四方の領域ごとに算出する。

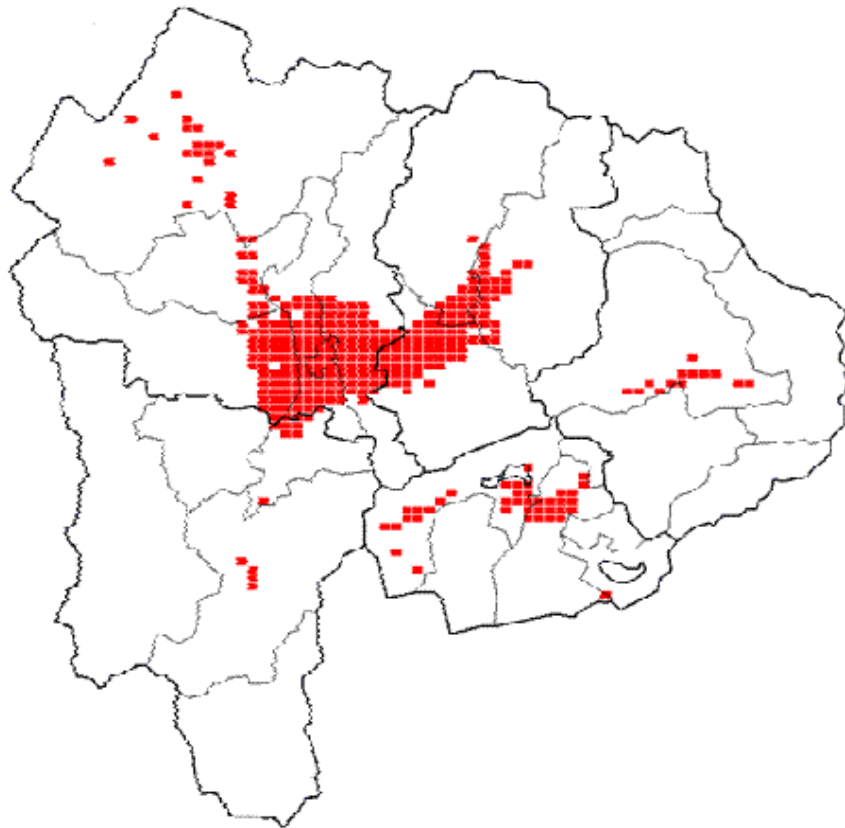
流域雨量指数 : 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報を基に、5 km 四方の領域ごとに算出する。

平坦地、平坦地以外の定義

平坦地 : おおむね傾斜が30 パーミル以下で、都市化率が25 パーセント以上の地域

平坦地以外 : 上記以外の地域

(別添1)「平坦地、平坦地以外」の地域区分図



(3) 警報・注意報の切替・解除

警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切り替えられる。

(4) 記録的短時間大雨情報の発表基準

標題	発表基準
山 梨 県 記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	県内気象官署、地域気象（雨量）観測所又は解析雨量で、1時間に100mm以上を観測又は解析したとき。

(5) 気象等に関する特別警報の発表基準

大雨や強風等の気象現象によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。

現 象	特別警報の基準	指標の種類
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	雨を要因とする特別警報の指標
	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	台風等を要因とする特別警報の指標
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	雪を要因とする特別警報の指標

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

ア 雨を要因とする特別警報の指標

以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報が発表される。

- ① 48時間降水量及び土壌雨量指数（※１）において、50年に一度の値以上となった5 km格子が、共に府県程度の広がりの中で50格子以上出現。
- ② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度以上となった5 km格子が、共に府県程度の広がりの中で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm（※２）を超える格子のみをカウント対象とする）。

土壌雨量指数（※１）：降った雨が地下の土壌中に貯まっている状態を表す値。この値が大きいほど、土砂災害発生の危険性が高い。

3時間降水量150mm（※２）：1時間50mmの雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨）が3時間続くことに相当。

山梨県内市町村の「50年に一度の値」は以下のとおり。

一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	48時間 降水量（mm）	3時間 降水量（mm）	土壌雨量指数
中・西部	中北地域	甲府市	348	109	219
中・西部	中北地域	韮崎市	359	106	218
中・西部	中北地域	南アルプス市	381	103	223
中・西部	中北地域	北杜市	306	96	192
中・西部	中北地域	甲斐市	339	101	213
中・西部	中北地域	中央市	389	117	240
中・西部	中北地域	昭和町	351	111	221
中・西部	峡東地域	山梨市	313	99	197
中・西部	峡東地域	笛吹市	375	113	225
中・西部	峡東地域	甲州市	372	104	214
中・西部	峡南地域	市川三郷町	469	136	273
中・西部	峡南地域	早川町	549	145	286
中・西部	峡南地域	身延町	628	186	338
中・西部	峡南地域	南部町	643	196	349
中・西部	峡南地域	富士川町	453	130	254
東部・富士五湖	東部	都留市	547	157	281
東部・富士五湖	東部	大月市	492	132	258
東部・富士五湖	東部	上野原市	521	137	273
東部・富士五湖	東部	道志村	637	175	316
東部・富士五湖	東部	小菅村	497	125	264
東部・富士五湖	東部	丹波山村	475	119	254
東部・富士五湖	富士五湖	富士吉田市	593	198	325
東部・富士五湖	富士五湖	西桂町	428	130	239

東部・富士五湖	富士五湖	忍野村	549	182	303
東部・富士五湖	富士五湖	山中湖村	585	198	326
東部・富士五湖	富士五湖	鳴沢村	613	195	332
東部・富士五湖	富士五湖	富士河口湖町	493	151	279

注1)「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注2) 48時間降水量、3時間降水量、土壌雨量指数いずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注3) 特別警報は、府県程度の広がりでも50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

イ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表される。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報が、特別警報として発表される。

ウ 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

山梨県内観測地点の「50年に一度の積雪深」は以下のとおり。

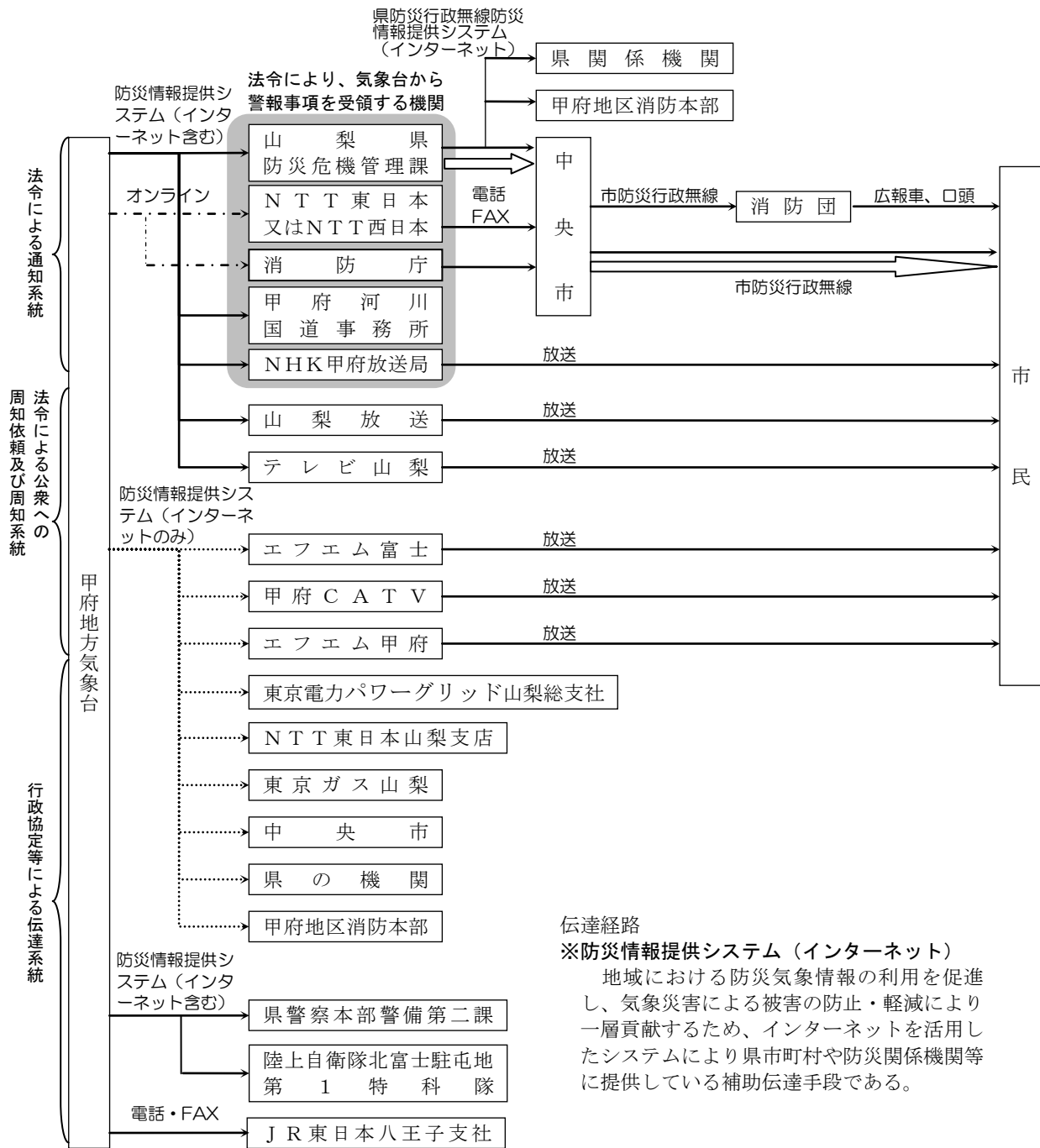
府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	備 考
山梨県	甲府	50	積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いので、あくまで参考値として扱う
山梨県	河口湖	90	

注1) 50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注2) 特別警報は、府県程度の広がりでも50年に一度の値となる現象を対象。

個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

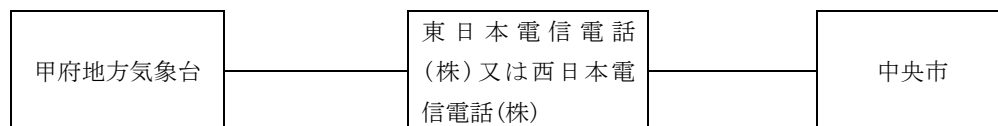
(6) 甲府地方気象台の伝達経路



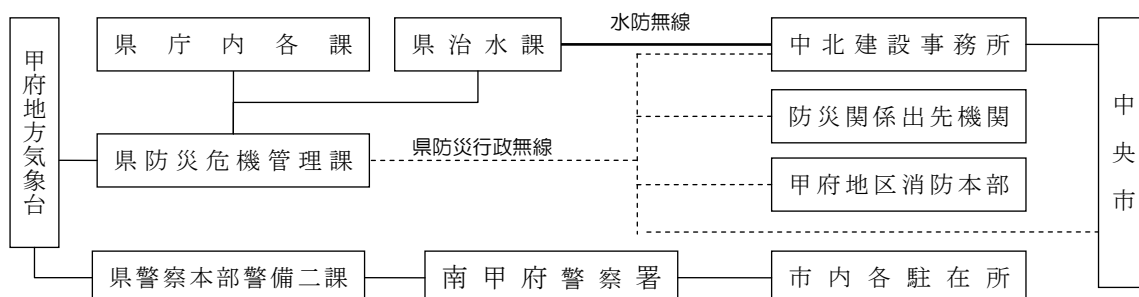
(注1) 全ての注意報、警報は、全機関（N T T 東日本又はN T T 西日本へは、警報に関する事項のみがオンライン伝達される）に伝達。ただし、J R 東日本八王子支社へは指定河川洪水予報のみが伝達される。情報は、種類によって上記伝達先の一部を省略し、伝達することがある。

(注2) 特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

(7) N T Tの扱う気象警報・洪水警報の伝達



(8) 県の水防管理団体への伝達



2 山梨県（砂防課）と甲府地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的とした情報である。土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。したがって、この情報が発表されたときは、市長は、避難勧告等の措置をとり、住民は、土砂災害警戒情報が発表されていなくても、斜面の状況には常に注意を払い、土砂災害の前兆現象に気がついた場合には、直ちに市に通報し、安全な場所に避難する。

(1) 土砂災害警戒情報の発表対象地域

土砂災害警戒情報は、その目的及び現在の技術的水準等の諸制約から、市町村を最小単位とする。

(2) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア 発表基準

大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が協議のうえ、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

イ 解除基準

監視基準について、その基準を下回り、一連の降雨をもたらす気象現象が過ぎ去ったことを確認し、併せて土壌雨量指数の2段目タンク貯留高の減少傾向を確認した場合とする。

(3) 伝達経路

土砂災害警戒情報の伝達は、本節第1「予報及び特別警報・警報・注意報等の種類等」1「(6) 甲府地方気象台の伝達経路」による。

3 国土交通省と気象庁とが共同して発表する洪水予報（富士川（釜無川を含む。）及び笛吹川洪水予報）

(1) 洪水予報の発表

洪水予報は、国土交通省甲府河川国道事務所と甲府地方気象台及び静岡地方気象台が共同発表する。

(2) 洪水予報指定区間

富士川（釜無川を含む）	韮崎市の武田橋から海まで
笛吹川	山梨市の岩手橋から富士川合流点まで

(3) 洪水予報の発表及び解除の基準

洪水警報：はん濫発生情報、はん濫危険情報、はん濫警戒情報

洪水注意報：はん濫注意情報

種 類	情報名	発表基準
洪水警報（発表） 又は 洪水警報	はん濫発生 情報	・はん濫が発生したとき ・はん濫が継続しているとき
	はん濫危険 情報	・はん濫危険水位に到達したとき ・はん濫危険水位以上の状態が継続しているとき
	はん濫警戒 情報	・はん濫危険水位に達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき （一時的な水位の上昇・下降にかかわらず、水位の上昇の可能性があるとき） ・はん濫危険情報を発表中に、はん濫危険水位を下回ったとき （避難判断水位を下回った場合を除く）
洪水注意報（発表） 又は 洪水注意報	はん濫注意 情報	・はん濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・はん濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
洪水注意報 （警報解除）	はん濫注意 情報（警戒 情報解除）	・はん濫危険情報又ははん濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（はん濫注意水位を下回った場合を除く） ・はん濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（はん濫危険水位に達した場合を除く）
洪水注意報解除	はん濫注意 情報解除	・はん濫危険情報、はん濫警戒情報又ははん濫注意情報を発表中に、はん濫注意水位を下回り、はん濫のおそれなくなったとき

(4) 伝達経路

伝達経路等については、別に定める「水防計画」による。

4 市の発表する警報（火災警報）

空気が乾燥し、かつ強風で火災の危険が予想されるとき、市長が発表する。

（注） 甲府地方気象台は次の条件に該当すると予想されるとき、又は該当したときは、消防法第22条第1項に基づき、知事に「火災気象通報」を通報する。

- ① 実効湿度60%以下で最小湿度35%以下となり、最大風速が7 m/s以上吹く見込みのとき。

- ② 実効湿度50%以下で最小湿度25%以下となる見込みのとき。
- ③ 最大風速12メートル（甲府地方気象台の観測値は14メートル以上を目安とする）以上吹く見込みのとき（降雨・降雪中、又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないこともある。）。

5 火山情報の受理、伝達

気象庁火山監視・情報センターが富士山についての噴火警報・火山情報等を発表した場合、甲府地方気象台は、噴火警報・火山情報等について知事への通報及び県内関係機関への伝達を行う。

なお、県内への影響が予想される他火山の降灰予報についても同様の通報・伝達を行う。
本市における火山災害は降灰によるものが想定されているため、特に降灰について、重視する。

(1) 噴火警報・火山情報等の種類

ア 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

気象庁火山監視・情報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

イ 噴火予報

気象庁火山監視・情報センターが、警報の解除を行う場合等に発表する。

ウ 降灰予報

（ア）降灰予報（提示）

活動が活発化している火山において、噴火が発生した場合の降灰の範囲についての事前の予報

（イ）降灰予報（速報）

実際に噴火が発生した場合に、噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲の予測

（ウ）降灰予報（詳細）

噴火発生から20～30分程度以内の降灰の量、範囲等について、6時間先までの詳細な予測

エ 火山情報等

（ア）火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。

（イ）火山活動解説資料

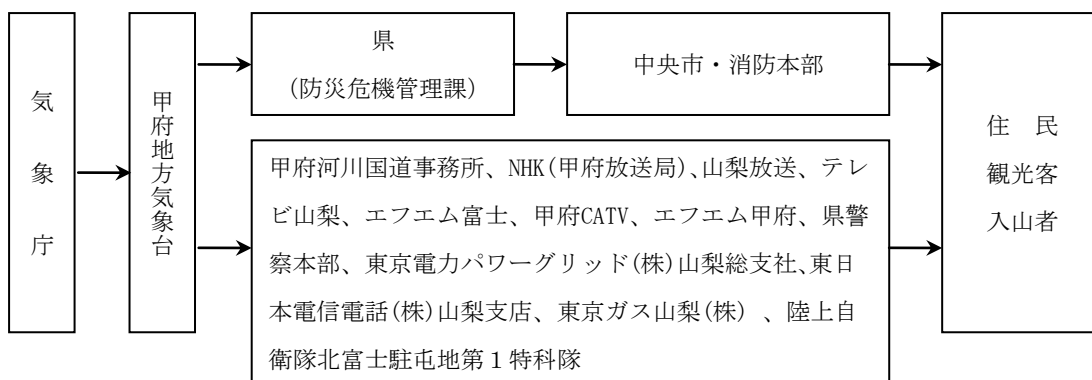
地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又

は必要に応じて臨時に発表する。

(2) 噴火警報・噴火予報の発表基準・警戒レベル

種別	名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (警戒事項等)
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル 5 (避難)
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル 4 (避難準備)
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル 3 (入山規制)
		火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル 2 (火口周辺規制)
予報	噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合 その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	レベル 1 (活火山であることに留意)

(3) 伝達系統（降灰予報及び火山情報等）



第2 特別警報、警報、注意報等の伝達

1 市職員への伝達

特別警報、警報、注意報等の伝達にあたっては、本庁内は庁内放送で、その他の施設及び機関については、防災行政無線及び電話を使用して行うものとする。

2 住民その他関係団体

市長は伝達された警報等を必要に応じて速やかに、次により周知徹底するものとする。

- (1) サイレン又は警鐘
- (2) 防災行政無線
- (3) 広報車
- (4) その他

第3 異常現象発見時の通報、伝達

1 異常現象発見時の通報、伝達

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は

警察官に通報する。通報を受けた市長又は警察官は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに関係機関に伝達する。

(2) 地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

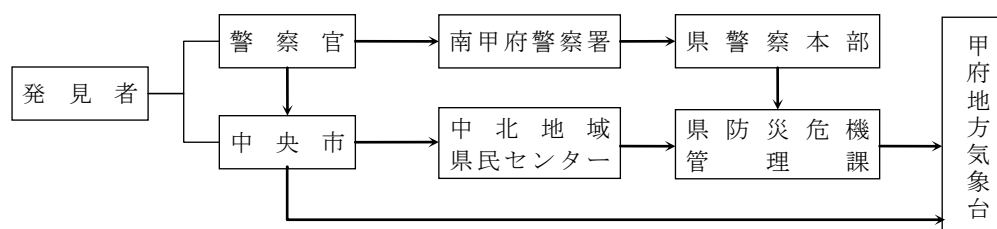
2 通報を要する異常現象

区 分	主 な 異 常 現 象
気 象 関 係	強い突風、竜巻、強い降雹、激しい雷雨、土石流、堤防の水漏れ、地割れ等
地 震 関 係	頻発地震、地割れ、山崩れ、断層等の地変現象、地鳴り等の付随現象等
火 山 関 係	噴煙、噴気、鳴動等の火口付近の異常、温泉、湧水、井戸等の異常

3 通報手段

加入又は公衆電話等の有線施設によるか、それぞれの施設に設置された無線設備（山梨県防災行政無線等）による。

4 伝達系統



第4 住民、消防団、自主防災組織等からの情報収集、伝達

土砂災害の前兆現象や近隣の災害発生情報等についての住民又は自主防災組織等からの情報収集及び伝達体制の整備を行う。

第7節 被害状況等報告計画

(各課共通)

迅速かつ適切な災害応急復旧対策が実施できるよう、被害状況の調査を直ちにを行うとともに、県等に被害状況の報告を行うものとする。

第1 被害状況の調査

被害状況の正確な情報は、災害応急対策等の基礎的要件として不可欠のものであるので、市は、次により災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達する。

なお、収集にあたっては、人的被害の状況、建築物の被害状況、火災・土砂・降灰被害の発生状況等の情報を優先して収集するとともに、情報の収集・伝達にあたっては、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用を努める。

1 各部における被害状況調査

各部は、部内各班及び庁舎間の連携を図り、関係団体等の協力を得て、所管の被害状況調査を実施する。

なお、被害状況の調査を行うにあたっては、脱漏、重複等のないよう十分留意するとともに、異なった被害状況の場合はその原因、理由を検討し、再度調査を行う。

担 当		協力団体等	調 査 事 項
対策部	主となる班		
総 務 対 策 部			◦ 一般被害状況、応急対策実施状況等の総括
	危機管理課	消防団、自主防災会	◦ 各地区の人的・物的被害状況
	管 財 班	自主防災会	◦ 庁舎、公園施設の被害状況
市 民 対 策 部	市 民 班		◦ 市有財産の被害状況
	税 務 班	自主防災会	◦ 家屋の被害状況
	環 境 班	中巨摩地区広域事務組合	◦ ごみ・し尿処理施設の被害状況
保健福祉対策部	健康推進班	医師会	◦ 医療機関の被害状況
	子育て支援班	民生児童委員	◦ 保育園・児童館、保育園児等の被害状況
	福 祉 班	施設管理者、民生児童委員	◦ 社会福祉施設の被害状況
建 設 対 策 部	下 水 道 班		◦ 下水道施設の被害状況
	水 道 班	甲府市水道局、自主防災会	◦ 水道施設の被害状況
	建 設 班	自主防災会	◦ 公共土木施設の被害状況 ◦ 市営住宅の被害状況
	都市計画班		◦ 都市計画施設の被害状況
農政観光対策部	農 政 班	農協、農業委員	◦ 農業関係被害状況、農業用施設の被害状況
	商工観光班	商工会	◦ 商工業関係の被害状況
教 育 対 策 部	教育総務班	学校施設管理者	◦ 児童・生徒、学校施設の被害状況
	生涯教育班	施設責任者	◦ 施設利用者、社会教育施設・社会体育施設の被害状況
		文化財所有者	◦ 文化財の被害状況

2 各地区の被害調査

各地区の被害状況は、各庁舎配備職員が地区の消防団及び自主防災会から速やかに収集し、随時、危機管理班へ報告する。

3 郵便局との連携強化

市は、田富郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、田富郵便局が収集した被災状況等について相互に情報交換し、市内及び市周辺の被災状況等を把握する。

資 料 編 ・ 災害時における田富郵便局、田富（玉穂）町間の協力に関する覚書	P 392
--	-------

4 関係機関からの情報収集

市は、消防、警察、中北建設事務所等関係機関と連絡を密にし、必要な情報を収集する。

5 市防災会議構成機関における相互連絡

市防災会議構成機関はそれぞれ収集した被害状況等を、必要に応じて市と相互に連絡するものとする。

6 県への応援要請

被害が甚大のため、市において調査が不可能のとき、又は調査に専門的な技術が必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

第2 情報の取りまとめ

各部が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、総務課長が取りまとめ、本部長に報告する。

第3 災害情報の報告等

1 県等への報告

本部長は、総務課長からの報告に基づき、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

ただし、消防組織法第22条に基づく「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合及び通信の途絶等により県に報告が不可能なときには、直接消防庁に対し報告を行うものとする。

なお、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行うものとする。

県への被害状況等の報告先

	電話番号	FAX番号	県防災行政無線
県総務部防災危機管理課	055—223—1430	055—223—1429	(衛星系) 200—2513
中北地域県民センター	0551—23—3057	0551—23—3012	① * — 9 —400—2021 ② " —400—2009

消防庁への被害状況等の報告先

区分		通常時（9：30～18：15） ※消防庁応急対策室	左記以外 ※消防庁宿直室
回線別	電 話	03—5253—7527	03—5253—7777
	FAX	03—5253—7537	03—5253—7553
消防防災無線	電 話	96—90—49013	96—90—49102
	FAX	96—90—49033	96—90—49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	916—048—500—90—49013	916—048—500—90—49102
	FAX	916—048—500—90—49033	916—048—500—90—49036

2 消防機関への通報殺到時の措置

(1) 甲府地区広域行政組合消防本部は、119番通報が殺到した場合には、その状況をただちに市本部のほか県及び消防庁に報告するものとする。

(2) 市は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するものとする。

甲府地区広域行政組合本部	県防災行政無線（衛星系）電話・FAX共通—036
--------------	--------------------------

3 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

4 報告の様式・種類

市は県が定める「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、次により県に災害報告を行うものとする。

(1) 災害報告取扱要領

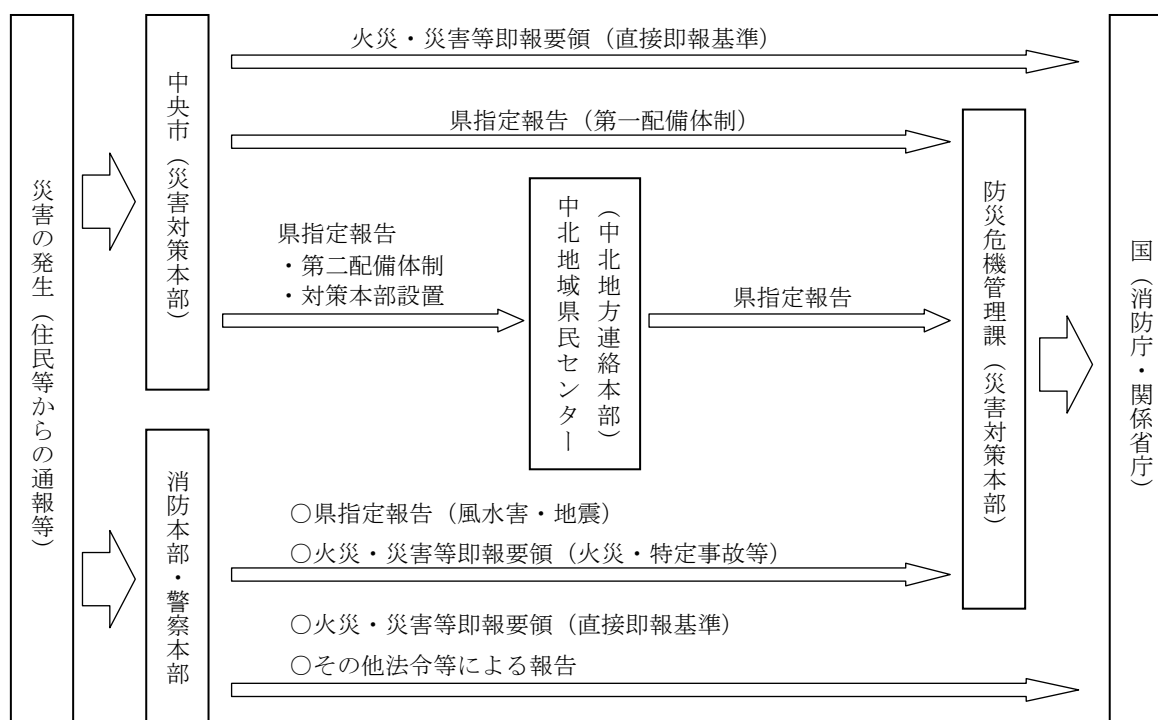
- ア 災害確定報告（第1号様式） … P 545
 イ 災害中間報告（第2号様式） … P 546
 ウ 災害年報（第3号様式） … P 547

(2) 火災・災害等即報要領

- ア 火災等即報（第1号様式、第2号様式） … P 540、541
 イ 救急、救助事故等報告（第3号様式） … P 542
 ウ 災害即報（第4号様式（その1、2）） … P 543、544

(3) 県指定に基づく被害報告

ア 伝達系統



イ 報告ルート

(ア) 第一配備態勢

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	市 県警察本部 消防本部	市・県警察本部・消防本部→県（防災危機管理課）→消防庁等 直接即報基準
人、建物	市	市→防災危機管理課→消防庁等
農水産物	市	市→中北農務事務所→農業技術課→防災危機管理課
農業用施設	市 中北農務事務所	市→中北農務事務所→耕地課→農業技術課→防災危機管理課
林業施設	市ほか	市ほか→森林環境総務課→防災危機管理課
道路、橋梁、 河川砂防、ダム、都市建築、下水道	各管理者	管理者→中北建設事務所 →下水道事務所 →各主管課→治水課→防災危機管理課 →ダム事務所→

発電施設	各発電施設	各発電施設→企業局電気課→防災危機管理課
ライフライン	各事業者	各管理者→防災危機管理課

(イ) 第二配備態勢

被害区分	調査報告主体	報 告 ル ー ト
総括情報	市 県警察本部 消防本部	市→中北地域県民センター→県（防災危機管理課）→消防庁等 ↑ 直接即報基準 県警察本部・消防本部→防災危機管理課
人、建物	市	市→中北保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
病院	各施設管理者	施設管理者→中北保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
社会福祉施設	各施設管理者	施設管理者→中北保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
水道、清掃施設	市	→中北保健福祉事務所→衛生薬務課→福祉保健総務課→防災危機管理課 市 →中北林務環境事務所→森林環境総務課→防災危機管理課
農水産物	市	市→中北農務事務所→農業技術課→防災危機管理課
農業用施設	市 中北農務事務所	市→中北農務事務所→耕地課→農業技術課→防災危機管理課
林業施設	市 中北林務環境事務所	市→中北林務環境事務所→各主管課→森林環境総務課→防災危機管理課
道路、橋梁、河川、砂防、ダム、都市建築、下水道	各管理者	管理者→中北建設事務所 →下水道事務所 →各主管課→治水課→防災危機管理課 →ダム事務所→
発電施設	各発電施設	各発電施設→企業局電気課→防災危機管理課
ライフライン	各事業者	各管理者→防災危機管理課

(ウ) 第三配備態勢

被害区分	調査報告主体	報 告 ル ー ト
被害状況	県民・自主防災組織 事業者・管理者 市	県民等→市災害対策本部→中北地方連絡本部→県災害対策本部→国（消防庁、関係省庁等）

(エ) その他の報告ルート

被害区分	調査報告主体	報 告 ル ー ト
商工関係	商工会等	商工会→商工会連合会、商工会議所→産業政策課→防災危機管理課
文教施設	各管理者	市 →教育事務所→教・総務課→防災危機管理課 私学管理者 →私学文書課 →防災危機管理課 県立学校管理者 →教・総務課 →防災危機管理課
県有施設	各管理者	教育委員会関係 各管理者 → 教・総務課 →防災危機管理課 企業局関係 各管理者 → 企・総務課 →防災危機管理課 上記以外 各管理者 → 管財課 →防災危機管理課

資料編	・「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式	P 539
	・「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式	P 544
	・県指定に基づく被害報告様式	P 572

第4 被害程度の判定基準

被害程度の判定は、災害応急対策の実施に重大な影響を及ぼすものであるから、適正に行うよう努めるものとし、その基準は次のとおりである。

被害程度の判定基準等

1	死	者	死体を確認したもの、又は確認できないが死亡が確実なもの
2	行方不明	者	所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの
3	重傷者・軽傷者		・重傷者～1月以上の治療を要する見込みのもの ・軽傷者～1月未満で治療できる見込みのもの
4	住家		社会通念上の住家であるか否かを問わず、現実に住居している建物
5	棟		建築物の単位で、独立したひとつの建築物。渡り廊下のように2以上の母屋に付着しているものは、各母屋として扱う。
6	世帯		生計を一にしている実際の生活単位。同一家屋内の親子であっても生計が別々であれば2世帯となる。寄宿舎等共同生活を営んでいるものについては、寄宿舎等を1単位として扱う。
7	被害額		物的被害の概算額を千円単位で計上する。
8	住家全壊 (全焼・全流失)		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
9	住家半壊 (半焼)		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
10	床上浸水		建物の床上以上に浸水したもの、又は全壊又は半壊には該当しないが、堆積物等のため一時的に住居できないもの
11	床下浸水		建物の床上に達しない程度に浸水したもの
12	一部破損		建物の損壊が半壊に達しない程度のもの。ただし、軽微なものは除く。
13	非住家		住家以外の建物で、この報告中の他の被害項目に属さないもの 非住家は、全壊又は半壊のもの
14	非住家（公共建物）		国、県、市町村、J R、N T T等の管理する建物
15	非住家（その他）		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物
16	文教施設		学校（各種学校を含む。）全壊及び半壊程度の被害を受けたもの
17	病院		医療法に定める病院（20人以上）
18	流失埋没		田畑の耕土が流失し、又は堆積のために耕作が不能となったもの
19	冠水		植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの
20	農業用施設		水路、ため池、揚水機、農道、ハウス、蚕室等
21	林業用施設		治山施設、林道、林産施設、苗畑施設等
22	農産物		食料作物、園芸作物、工芸作物、肥・飼料作物、茶、桑等
23	畜産被害		家畜、畜舎等の被害
24	水産被害		養魚場、漁船等の被害
25	林産物		立木、素材、製材、薪炭原木、木炭、椎茸、わさび、竹等

26	商	工	被	害	建物以外の商工被害、工業原材料、商品、生産機械器具等
27	道			路	高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道
28	橋			梁	市町村道以上の道路に架設した橋
29	河			川	堤防、護岸、水制、床止等付属物を含む。
30	砂			防	砂防法適用の砂防施設及び同法準用の砂防施設
31	下	水		道	下水道法適用の公共下水道、流域下水道、都市下水道
32	林			道	新生崩壊地、拡大崩壊地、新生地すべり地、拡大地すべり地
33	鉄	道	不	通	機関車、電車の運行が不能になった程度の被害
34	清	掃	施	設	ごみ処理場及びし尿処理施設
35	通	信	被	害	電話、電信が故障し、通信不能になった回線数
36	被	災	世	帯	通常の生活を維持することができなくなった世帯をいい、全壊、半壊及び床上浸水に該当する世帯を計上する。
37	被	災	者		被災世帯の構成員

(注)

- 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

第8節 広報計画

(政策秘書課、豊富窓口課、玉穂窓口課、消防団)

災害発生のおそれがある場合及び災害発生時において、広報活動を通じて住民に正確な情報を周知し、民心の安定を図るとともに、報道機関に対しても、迅速な情報の提供を行うものとする。

第1 実施機関

災害時の広報活動は、総務対策部政策秘書班において行う。ただし、災害の状況に応じて各部及び消防団その他の機関において実施する。ただし、勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、関係部において積極的に関係機関への通報に努め、事後総務対策部に報告する。

第2 広報の方法

防災行政無線、広報車、電話等を通じ、また中央市ホームページの掲載等により迅速に広報を行うものとする。また、被害の概要、応急対策の実施状況等については、広報紙やチラシの配布、掲示板への掲示を通じて周知するものとする。なお、平時から全ての住民に広報が伝達されるよう、手法について随時検討に努めるものとする。

また、市は、必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話等を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。

第3 広報資料の収集

災害情報の収集は、本章第7節「被害状況等報告計画」によるものとするが、正確な情報収集に努め、必要により総務対策部は災害の状況に応じて取材班を編成し、取材等を行う。

また、災害現場写真等の資料は、関係部等が撮影したものを収集する。

第4 広報内容

広報は、おおむね次の事項に重点をおいて広報を行うものとする。

なお、広報を行うにあたっては、関係機関等の協力を得て、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努めるとともに、聴覚障がい者に対しては、市ホームページへの掲載やチラシの配布等、視覚障がい者に対しては、点字や音声コードを使用したチラシの配布等、外国人に対しては外国語教師や語学ボランティアの協力による情報の多言語化、在宅の要配慮者に対しては民生委員、自主防災会、ボランティアの協力を得ての戸別訪問等による必要な情報提供等の実施を検討する。

- 1 災害時における住民の心構え
- 2 避難の勧告、指示事項
- 3 災害情報及び市の防災体制
- 4 被害状況及び応急対策実施状況
- 5 被災者に必要な生活情報
- 6 一般住民に対する注意事項
- 7 その他必要な事項

第5 災害用伝言ダイヤルの周知

災害発生時には、東日本電信電話(株)の電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族等に安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」を開設するので、活用方法を広報紙への掲載、市庁舎、避難場所等への掲示等により、住民に周知を図るものとする。また、震度6以上の地震等大きな災害発生時の専用サービスとして「災害用伝言板」が携帯電話各社によって開設される。

第6 住民からの問い合わせへの対応

市は、必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する相談窓口を市役所、支所等に開設し、住民等からの情報ニーズを見極め、必要な情報の収集・整理を行う。

なお、被災者の安否について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に影響を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するものとする。

ただし、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第9節 災害通信計画

(危機管理課)

予報、警報の伝達、災害情報の収集、被害状況等の報告その他災害応急対策の実施に必要な通知、要請等の通信の迅速、円滑な運用を確保するため、通信設備の優先利用、非常通信の利用、放送の要請等について定めるものとする。

第1 災害時における通信の方法

市は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、必要な通信手段を確保するとともに、情報の内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

1 通信施設の現況

本市の通信施設としては、次の施設が設備されている。この中から状況に適した通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を伝達又は報告するものとする。

(1) 県防災行政無線

県防災行政無線は、県と県内各市町村、消防本部、県出先機関とを有機的に結んでいる。

市は、県防災行政無線を活用して県と情報連絡を行うとともに、県出先機関や近隣市町村等との連絡に活用する。

(2) 市防災行政無線（固定系・移動系）

市は、各地区住民等への広報、市本部と災害現場等との通信連絡等のため、市防災行政無線を活用し通信の確保を図る。

(3) 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）

配備要員への連絡手段とし、また出先機関や関係機関・団体等との連絡手段として、一般加入電話を活用する。また、山間部との通信、回線混乱時対策として、衛星携帯電話の導入を進める。

(4) 消防無線

南消防署や中央市消防団との連絡手段として消防無線を活用する。

2 関係機関等への連絡方法

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、次の連絡方法により関係機関等に報告又は通報する。

市	↔	県	=	県防災行政無線・N T T回線
市	↔	消防署	=	N T T回線・消防無線・県防災行政無線
市	↔	警 察	=	N T T回線
市	↔	消防団	=	N T T回線・防災行政無線（移動系）・消防無線
市	↔	自主防災会	=	N T T回線・防災行政無線（移動系、同報系）・広報車
消防署	↔	消防団	=	N T T回線・消防無線

第2 非常・緊急通話

災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができる。

第3 非常電報の利用

災害の予防若しくは災害応急措置等に必要な事項を内容とした電報は、「非常電報」として取り扱われ、他の電報に優先して伝送及び配達される。この場合、指定された東日本電信電話(株)に「非常電報」であることを申し出るものとする。

第4 災害時優先電話の利用

災害時、電話が輻輳し、かかりにくい場合には、あらかじめ東日本電信電話(株)に登録してある災害時優先電話を使用して、防災関係機関、指定避難所、公共施設等との通信を確保する。

なお、災害時優先電話は受信用には使用せず、発信専用として活用することを職員に徹底する。

第5 他の機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するた

め特に必要があるときは、警察事務、消防事務、鉄道事業、電力事業を行う機関の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続により利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続、通信の内容等について具体的に協定しておくものとする

市域における他機関の通信施設は、資料編のとおりである。

第 6 非常通信の利用

非常災害に際し、有線通信が途絶したとき、又は自己の無線局が不通になったときは、最寄りの無線局に非常通信を依頼して通信することができるので、平常時から最寄りの官公署、会社、アマチュア等の無線局と十分協議を行い、非常通信が円滑に運用されるよう配慮しておくものとする。なお、平時から訓練等を通じて、災害時の個人情報の取扱いや運用について検討に努めるものとする。

1 非常通信により通信することのできる内容

- (1) 人命の救助に関するもの
- (2) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関するもの
- (3) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- (4) 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して無線局に非常通信を行わせるための指令及びその他の指令
- (5) 非常事態に際して事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (6) 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの
- (7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- (8) 避難者の救援に関するもの
- (9) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- (10) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの
- (11) 中央防災会議、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救助その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (12) 災害の救援に必要な関係を有し、人心の安定上必要な緊急を要するニュースを新聞上、通信社又は放送局が発受するもの

2 非常通信の依頼手続

- (1) 電報頼信紙又は適宜の用紙に片カナで書く。
- (2) 通報は何通でも依頼できるが、1 通の通報文は本文200字以内とする。
- (3) あて先は、受信人の住所、氏名及び分かれば電話番号をはっきり記載する。
- (4) なるべく本文の末尾に発信人名を記載する。
- (5) 用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号も記載する。

3 非常通信の料金

- (1) 東日本電信電話(株)以外の無線局に依頼する場合、原則として無料

(2) 東日本電信電話(株)の無線局に依頼又は利用する場合（非常電報が伝送される途中において東日本電信電話(株)の無線局を利用する場合も含む。）は、特別の場合を除き有料

第7 放送の要請

市長は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合で、利用できる全ての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では到底間に合わない等のときは、県があらかじめ締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて放送局に放送を要請することができる。

ただし、県を通じて放送要請を求めるいとまのないときは、市長は別記様式（P102）により直接放送局に対して放送要請を求めることができる。

放 送 局 名	協定締結 年 月 日	電話番号及び県防災行政無線番号		申 込 窓 口
N H K (甲府放送局)	S 58. 7. 1	(055) 255—2113	9-220-1-058	放 送 部
山 梨 放 送	S 58. 7. 1	昼 (055) 231—3232 夜 (055) 231—3250 (090—1555—8222)	9-220-1-066	放送本部
テ レ ビ 山 梨	S 58. 7. 1	昼 (055) 232—1114 夜080—3126—4455	9-220-1-067	放 送 部
エフエム富士	H 2. 2. 28	(055) 228—6969	9-220-1-068	—

第8 インターネットシステムの活用

災害時には、インターネットにより、県から次の災害情報を取得することができる。

市もホームページを開設しているので、災害時には市の被害状況、避難所開設状況、ライフライン復旧状況等の災害情報等を掲載するものとする。

- 1 県ホームページに掲載される最新の気象情報・震度情報
- 2 県ホームページに掲載される災害情報に関する各種情報

山梨県庁URL⇒<http://www.pref.yamanashi.jp/pref/index.jsp>
中央市URL⇒<http://www.city.chuo.yamanashi.jp/gyosei/>

第9 アマチュア無線の活用

災害により通信連絡が困難になった場合、又は市の行う情報収集・伝達活動を補完する必要がある場合には、山梨中央市防災ネットアマチュア無線クラブに対して急使を派遣して直接情報収集及び伝達活動の協力を依頼する。

第10 急使による連絡

通信網が全滅したときは、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡しなければならないが、多くの場合、道路の不通が予想されるので、これらの連絡方法を具体的に定め要員を確保しておくものとする。

別記様式

放 送 要 請 に つ い て (放 送 局 あ て)			
年 月 日 中 央 市 長 殿 災害対策基本法第57条の規定に基づき、次のとおり放送を要請します。 1 要 請 先 NHK・YBS・UTY・FM富士 2 緊急警報信号の要否 要 ・ 否 3 要請理由 (1) 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため (2) 災害時の混乱を防止するため (3) (市町村) から要請があったため (4) 4 放送希望日時 (1) 直 ち に (2) 月 日 時 分 5 放送事項 (1) 別紙のとおり			
受 信 者		発 信 者	

第 10 節 雪害対策計画

(各課共通)

雪害が発生した場合、又は、発生のおそれがある場合、市は、県及び関係機関と連携し、被害拡大防止と被災者の救助救護に努める必要がある。このため、市は、雪害の規模や程度、拡大の可能性等を判断し、災害対策本部等を速やかに設置し、雪害応急対策を実施する。

第 1 職員の配備体制、活動体制

市は、「降雪時対応マニュアル」を基に必要な職員の参集及び活動体制を確立する。また、職員は災害応急対応に注力するものとするが、併せて、自らの身の安全の確保にも努めるものとする。

第 2 情報収集及び情報連絡体制

- 1 市は、国、県、近隣市町村、甲府地方気象台、南消防署、南甲府警察署、公共交通機関、ライフライン施設管理者等の防災関係機関と連絡を密にし、情報収集に努める。
- 2 市は、自治会長や自主防災組織に連絡し、所管地域の被害状況を収集するとともに、市民からの情報、相談等を受け付けるための相談窓口を設置する。
- 3 降雪状況、被害状況、避難状況は、随時把握するものとし、応急対応のために必要があるときは、防災関係機関に連絡し、情報の共有を図る。

第 3 広報活動

市は、災害予防計画における広報活動のうち、雪害時においても必要な事項については、繰り返し広報を実施して、住民に対する注意喚起等を行う。さらに、雪の影響による重大事故等が発生したときは、迅速かつ的確な広報を実施し、再発防止に努める。

広報の実施については、市ホームページ、市防災行政無線等で直接広報するとともに、テレビやラジオ等の報道機関に要請し、行うものとする。

第 4 要配慮者の状況把握

市は、関係機関の協力により、支援が必要となる要配慮者、そのうち、早期の避難が必要となる避難行動要支援者の状況把握に努める。

大雪により自らの活動が困難となった要配慮者に対しては、市が自治会や関係団体と連携し、支援活動や情報提供を行う。

第 5 帰宅困難者対策

積雪、雪崩等により道路交通が困難又は不能になり、帰宅困難者が発生した場合は、必要に応じて近隣の避難所を開設し、帰宅困難者を誘導する。

第 6 農業施設対策

市は、大雪が予想されるときは農家等に対して、甲府地方気象台からの気象情報や中北農務事務所からの減災のための技術的な対応方法の周知を行う。

災害が発生したときは、農業施設の被害状況を速やかに把握し、被害の拡大防止・発生の防止に努めるよう、対策の徹底を図る。

第 7 孤立地区対策

積雪、雪崩等により道路交通が困難又は不能になり、孤立する可能性がある地区については、早期に状況を把握し、当該地域の住民に対して食料・飲料水・燃料等の十分な備蓄に努めるよう周知

を図る。

第8 市民、事業所等の活動

市は、大雪災害時に市民の安全性を確保するための注意事項や安全対策について情報提供を図るとともに、市民や事業所等に対して、近隣の被害状況の情報提供や除排雪の実施、要配慮者の安否確認等の活動を要請する。

第9 道路の除排雪の実施

市内の道路の除排雪については、建設課を中心に「降雪時対応マニュアル」を基に行うものとする。

なお、除排雪の実施にあたっては、市庁舎機能の確保や救援物資・市外からの応援の受入等のための輸送道路確保を優先するものとする。

第10 排雪場所・集雪場所の確保

市は、各道路管理者と調整し、道路から排雪場所の確保を図る。

また、必要に応じて、市有地に集雪場所を確保する。集雪場所を設置したときは、市民に広報し、利用の促進を図る。

第11 雪崩・融雪対策

地形並びに気象情報等に基づき、雪崩等の発生が予想される場合には、当該区域に対する消防団等の警らを強化し、関係者に必要な注意等を行うとともに市及び防災関係機関は相互に連絡をとりながら防止対策を図る。

第11節 消防計画

（危機管理課、消防団、建設課、消防本部、南甲府警察署）

各種災害の予防並びに防除に対処するため、消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう消防組織、施設及び活動等について定める。

第1 組織

1 甲府地区広域行政事務組合消防本部南消防署

近隣の3市1町で組織する甲府地区広域行政事務組合消防本部南消防署の田富・玉穂出張所及び中道出張所が常備消防として設置され、火災の初期鎮圧と未然防止及び緊急、救助の業務を行っている。

2 中央市消防団

本市の消防団は、現在3地区8分団、団長以下、団員数422名で編成されている。しかしながら、農業人口の減少、市外通勤者の増加等により昼間不在の消防団員も多く、昼火事の出動可能人員を確保するよう努めなければならない。

今後は団員個々の実働能力、年齢等を勘案し、再編成を行っていくとともに教育訓練の充実・強化をなお一層推進していく必要がある。

(1) 消防団の構成

(平成27年4月1日現在)

区分 消防団別		条 例 定 数	実 員 合 計	階 級							機 械			機 械 置 場	団 本 部 車 両	
				団 長	副 団 長	本 部 員	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	ポン プ 車	可 搬 式			積 載 車
中央市消防団	玉穂分団	465	100		1		3	4	12	12	68	2	10	10	12	
	田富分団		167		1		3	6	14	14	129	3	13	14	16	
	豊富分団		145	1	1		3	6	6	6	122	7	1	1	6	1
	計	465	412	1	3		9	16	32	32	319	12	24	25	34	1

(2) 消防分団の担当区域

分 団 及 び 部 の 担 当 区 域

分 団 名	部	担 当 区 域 (自 治 会 名)
玉穂第1分団	第1部	井之口1、井之口2、神明
	第2部	西新居、中楯、上成島
	第3部	宿成島、新成島、下成島1、下成島2
	第4部	極楽寺、高橋
	第5部	乙黒
	第6部	新城
玉穂第2分団	第11部	下河東・東、下河東・西
	第7部	下河東・下
	第8部	町之田、一町畑
	第9部	上三條
	第10部	下三條1、下三條2
	第12部	若宮
田富第1分団	第1部	鍛冶新居
	第2部	山之神
	第3部	布施第3、宮北
	第4部	布施第4
	第5部	布施第5
	第13部	リバーサイド第1、リバーサイド第2、リバーサイド第3
田富第2分団	第6部	臼井阿原第1、臼井阿原第2
	第7部	西花輪第1、西花輪第2、新道、釜無
	第8部	東花輪第1、東花輪第2、東花輪第3、桜、清川
	第12部	新町第1、新町第2、東
田富第3分団	第9部	大田和
	第10部	藤巻、飛石
	第11部	今福、今福新田
	第14部	山王第1、山王第2、山王第3
豊富第1分団	第1部	高部、神明
	第2部	浅利
豊富第2分団	第3部	大鳥居、久保団地
	第4部	
豊富第3分団	第5部	関原
	第6部	木原

第2 消防本部の活動計画

消防本部の活動計画は、甲府地区広域行政事務組合消防本部消防計画の定めるところによる。

第3 消防団員の招集

1 非常招集

大規模な災害の発生が予想される場合、事前に消防団員の非常招集を実施する。

団員については、団長から各地区副団長、分団長、各部長を通じて防災行政無線放送N T T回線及び消防無線で伝達する。

団員は、招集がなくとも災害が発生し、又はそのおそれがあると認知したときは直ちに出勤しなければならない。

2 招集集結場所

団員は、各部消防詰所及び消防小屋に集結すること。

3 人員報告

消防団長は、非常招集発令から完了までの間、30分ごとに招集人員及び集結場所を本部長に速報すること。

第4 災害地への動員

1 動員方法

消防団長は、団員を災害地に被害の規模に応じて動員するよう指示する。

出動区分は、次の第1出動、第2出動及び第3出動とする。

(1) 第1出動 火災発生地の地区分団

(2) 第2出動 火災発生地の隣接分団

(3) 第3出動 管内全消防団

2 伝達の方法

災害発生の連絡は、防災行政無線、警鐘及び電話等により行う。

3 輸送方法

あらかじめ招集した集結場所から災害地への輸送は、消防車両及び市災害対策本部に要請し、調達を受けた車両により実施する。

第5 火災防ぎょ計画

1 火災警報発令時の計画

火災警報発令時における火災の事象は一般の防ぎょ計画では万全を期し得ないので、部隊の状況、風位、風速、重要度に応じた進入担当部署を考慮して、一般防ぎょ計画を基礎として、いかなる火災の事象にも応じられるよう、次の事項に留意して計画を策定するものとする。

(1) 消防団

消防ポンプ車の運用について、最少出動要員を消防詰所等に待機させ出動の迅速を図る。

2 隣接市町村との相互応援等

火災等の災害発生時には、甲府地区の市町村とあらかじめ締結している消防相互応援協定に基づき応援を要請し、協定市町村相互の消防力を活用して被害を最小限度に防止する。

資 料 編 ・ 消防相互応援協定

P 382

・ 中央自動車道消防相互応援協定書

P 383

3 災害防ぎょに関する措置

- (1) 消防組織法第43条による非常事態発生の場合、知事から市長に必要な指示があったときは、防ぎょ措置の早期確立を期するものとする。
- (2) 大規模の火災又は爆発事故発生の場合で、隣接市町村の消防機関が市を応援する場合には、その指揮系統を乱すことのないよう、事前に協議をしておくものとする。

4 大火の際の応援部隊の誘導計画

気象その他の事象により、火災が延焼拡大して大火となり、延焼阻止の見込みがたたない場合には、協定市町村に応援を要請するとともに、次の事項に留意し計画を策定するものとする。

(1) 応援部隊の集結場所の指定

- ア 応援部隊の集結場所を指定する。
- イ 集結場所には地元の誘導班員を派遣しておく。

(2) 応援部隊の水利の誘導

- ア 延焼阻止線に最も近い、しかも安全な道路を選んで誘導する。
- イ 水利は、自然水利又は水量豊富なプール等に誘導する。

5 危険区域の防ぎょ計画

火災発生の場合、延焼拡大のおそれのある地域を危険区域とし、次の事項に留意し、小地域に区画し、計画を策定する。

- (1) 危険区域の設定要件は、次のとおりであり、この危険区域設定とともに、部隊の運用について計画を策定しておくものとする。

- ア 道路地形及び水利の状況
- イ 公園、空き地、路面の有無
- ウ 建築物の粗密及びその構造の種別
- エ 爆発、引火物件その他、危険物取扱場所の有無

(2) 防ぎょ計画の設定要件

- ア 出動部隊数
- イ 各部隊の到着順ごとの水利統制
- ウ 各部隊の進入担当方面
- エ 使用放水口数及び所要ホース数
- オ 避難予定地及び誘導方法並びに人的危険発生のおそれのある箇所における人命救助方法（地域内の危険区域図並びに説明書を作成する。なお、危険区域図には、消防車、人員、その他必要事項を記入し活用を図る。）

6 特殊建物の防ぎょ計画

火災発生の場合、延焼拡大、人命に対する危険性等が滞在する建物であるから、特殊な防ぎょ計画を策定するものとする。

なお、防ぎょ計画設定要件は、上記「危険区域の防ぎょ計画」の設定要件に準じ、防ぎょ上必要と認められる最小限度の消防車及び人員を予定しておくものとする。

7 消防水利の統制計画

各地区毎に、水道給水系統、鉄管、口径、給水能力、水圧等を考慮して、消火栓使用可能部隊を定め、到着順位に応じて消火栓と自然水利部隊とに区別した水利統制計画を次により策定す

る。

- (1) 平常時の統制計画
- (2) 減水時の統制計画
- (3) 断水時の統制計画

8 飛火警戒計画

飛火によって、第2次及び第3次の火災が続発し、大火を導引するおそれのある場合を考慮して策定する計画であって、受持区域全般にわたって、あらかじめ警戒配置場所及び警戒方法並びに地元自衛団体の統制連絡を決定しておき、いずれに火災が発生しても警戒配置につくことができるように計画を策定するものとする。

(1) 飛火警戒隊の編成

ア 飛火警戒隊（編成は所定防ぎょ部隊以外の予備部隊、このほか風下方面の自衛団体）

飛火警戒隊は、飛火によって第2次、第3次の火災が発生したとき出動防ぎょする。

イ 飛火巡ら隊（消防団若しくは自衛団体）

飛火巡ら隊は、飛火によって発生する火災の危険を早期に発見するため、要所を巡回し警戒する。

(2) 飛火警戒の配置基準

ア 風下方面400m以内は、飛火警戒隊を根幹とし、地元自衛団体等と飛火警戒にあたる。

イ アの飛火警戒隊は、風下方面おおむね200m内外の場所であって、通信連絡が至便で、高所見張りに適する地点を選んで配置する。

ウ 風下方面600m以上及び風下寄、風横方面であって、飛火危険のおそれのある地域に対しては地元住民をもって警戒にあたる。

(3) 飛火警戒の要領

ア 飛火警戒隊のうち1人を高所見張員として、飛火火災の早期発見に充てる。

イ 自衛団体には、消火器、バケツ、火たたき等携帯させ、住宅等の屋上その他の高所に配置する。

9 防ぎょ線の計画

火災の延焼範囲が拡大し、通常の防ぎょ手段により難い場合に応ずるための計画で、次の事項を考慮して策定するものとする。

(1) 防ぎょ線の種別

ア 大防ぎょ線……大火災を防止する延焼阻止線

イ 中小防ぎょ線……火炎、輻射熱、飛火等を防圧する所定の延焼阻止線

(2) 防ぎょ線の設定要件

次の事項に留意して定める。

ア 地形、水利状況

イ 道路、公園、空き地の有無

ウ 建築物の粗密、耐火構造建物の有無

エ 自衛消防の有無

(3) 部隊の配置

防ぎょ線には種別に応じ、次の事項に留意して必要な消防車、人員及び配置場所等を予定す

る。

ア 所要部隊の配置と担当方面の指定

イ 応援部隊の集結場所の指定

ウ 各隊のとるべき水利と誘導方法の指定

エ 各隊のホースの延長数、進入部署

(地域内の防ぎょ線図並びに説明書を作成する。なお、防ぎょ線図には消防車、人員その他必要事項を記入し、活用の便を図る。)

資料編・消防力の現況

P 508

10 救出、救助活動

大規模災害時には、家屋の倒壊、障害物の落下、交通の混乱等が複合して大規模な人身災害が予想されることから、人命の救出、救助については、消火活動に優先して行う。

11 避難路の確保

- (1) 火災が発生した場合、当該地域から住民が安全に避難できるよう火災の鎮圧と延焼防止に全力を傾注し、安全な避難路を確保する。
- (2) 火災現場における避難誘導は、消防関係機関が地域住民の協力を得て行う。

第12節 原子力災害応急対策計画

(危機管理課)

本節は、中部電力浜岡原子力発電所において原災法第10条の規定に基づく特定事象の発生情報入手した場合の対応及び原災法第15条の規定に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合（本市が緊急事態応急対策実施区域に指定されない場合も含む。）の緊急事態への応急対策を中心に示したものである。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本節に示した対策に準じて対応する。

第1 情報の収集及び連絡体制の確立

1 特定事象発生後

市は、県を通じて国、所在県、原子力事業者等の防災関係機関から、特定事象に関する情報を収集し、必要に応じ、市内関係機関及び市民へ情報提供を行う。

2 原子力緊急事態宣言発出後

市は、県を通じて国、県、原子力事業者等の防災関係機関から、原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等とあわせて、緊急事態応急対策活動の状況を把握し、必要に応じ、市内関係機関への情報提供を行う。

第2 避難者の受け入れ

原子力災害による県外から山梨県内への避難者の流入があった場合及び県内他市町村から本市への避難者の流入があった場合、本章「第3節応援協力要請計画 第6広域一時滞在」により県と協議の上、一時避難所を確保するとともに、市営住宅等を活用し避難者の受け入れに努める。

第3 屋内退避、避難誘導等の防護活動

原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策

を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、下記の表１の指標を踏まえて、住民等に屋内退避や避難の勧告又は指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

万一、本市に対して原災法第15条の指示があった場合、住民等に対し即時性のある正確かつきめ細やかな情報の提供を行うこととする。

なお、情報提供にあたっては、要配慮者に十分配慮するものとする。

表１ 屋内退避又は避難等に関する指標

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

注）１．予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。

２．予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

３．外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

（「防災指針」より抜粋）

第４ 医療活動

県は、住民の健康不安を解消するため、必要に応じ、健康相談窓口の設置等メンタルヘルス対策を実施する。

また、原子力災害により住民が被ばくした場合は、迅速に医療対策を実施して県民の生命・健康の保全に努める。

市は、県が実施する医療活動に協力するとともに、活動の情報を住民に提供し、市民の健康対策を支援する。

第５ 住民等への的確な情報伝達活動

市は県と連携し、必要に応じ、相談窓口の設置をするなど速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

また、住民等のニーズを見極めたうえで、多様な情報伝達手段により、即時性のある正確かつきめ細かな情報の伝達を行う。

第6 風評被害等の影響への対策

市は、県や報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、県が実施する緊急時モニタリング結果を迅速に公表し、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動に努める。

第7 除染活動の実施・支援

事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがある地域では国、追加被ばく線量が年間1～20ミリシーベルトの地域では市が主体となって除染を行う。

追加被ばく線量が年間1～20ミリシーベルトの地域については、市が「市町村による除染実施ガイドライン」（環境省）に基づき、汚染の状況や住民のニーズに応じた除染計画を策定し、計画的な除染を行う。

第13節 緊急輸送計画

（総務課、管財課）

災害時における被災者の避難、対策要員の輸送、緊急物資の輸送、被災者への支給物資等の輸送に迅速確実を期するための緊急輸送計画は、次により実施するものとする。

第1 実施責任者

市長は、適切な方法により、被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県又は各輸送機関に、車両、要員等の応援を要請する。

第2 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設の被害状況等を総合的に勘案して、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- 1 自動車による輸送
- 2 機関車及び列車による輸送
- 3 航空機による輸送
- 4 人力による輸送

第3 輸送力の確保

- 1 自動車による輸送

（1）車両確保の順序

車両は、おおむね次の順序により確保する。

- ア 市保有の車両等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 営業用車両等（日常的に運送業者との連絡をとり、緊急輸送体制を整備しておく。）
- エ その他自家用車両等

（2）車両の確保

- ア 市有車両

災害時における市有自動車の集中管理及び配備は、総務対策部管財班が行い、各部は緊急輸送用の自動車を必要とするときは管財班に依頼するものとする。

管財班は、稼働可能な車両を掌理し、要請に応じ配車を行う。

なお、配車を行うにあたっては、当該車両が緊急通行車両であることの確認手続を警察署等で速やかに行うものとする。緊急通行車両の確認手続の方法は、本章第14節「交通対策計画」に定めるとおりである。

イ その他の車両

各部からの要請により、市有車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、危機管理班は直ちに市内の公共的団体に属する自動車、又は状況により営業用の自動車等を借り上げて、必要数の車両を確保する。

ウ 協力要請

市内で自動車の確保が困難な場合には、「災害時における相互応援に関する協定書」等に基づき、締結市町村に必要な数の車両の提供を要請するほか、協定締結事業者に緊急輸送を要請し、あるいは他市町村又は県に調達あっ旋を要請する。

資 料 編	・災害時における相互応援に関する協定書	P 370
	・大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P 373
	・災害時等の相互応援に関する協定書	P 378
	・山梨県中央市と静岡県牧之原市との間における 災害時等の相互応援に関する協定書	P 380
	・災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	P 404

2 機関車及び列車等による輸送

自動車による輸送が不可能な場合、又は機関車及び列車により輸送することが適当な場合は、日本貨物鉄道(株)(JR貨物)に協力を要請して行うものとする。

なお、JRにより輸送する場合は、「JR貨物運賃割引の運用基準」を参考とする。

3 航空機による輸送

地上交通が途絶した場合、又は輸送の急を要する場合等、ヘリコプターによる輸送が適切であると判断した場合は、本部長は知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請し、あるいは自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

消防防災ヘリコプターの出動要請方法、自衛隊の災害派遣要請依頼方法は、本章第5節「消防防災ヘリコプター出動要請計画」、第4節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

4 人力等による輸送

前記1から3までによる輸送が不可能な場合は、人力等により搬送する。輸送のための労働力の確保は、本章第29節「労働力確保計画」の定めるところによる。

第4 緊急輸送道路の確保

1 県による緊急輸送道路の指定

県は、大規模災害発生時に効率的な輸送活動を行うため、あらかじめ緊急輸送道路を選定している。

市域における県指定緊急輸送道路は、次表のとおりである。

区分	道路種別	路線番号	路線名	起終点
第一次緊急輸送道路	高速国道		中央自動車道	市内全線
	一般国道	140	国道140号	甲府市境（豊富地区）～市川三郷町境（豊富地区）
第二次緊急輸送道路	主要地方道	3	甲府市川三郷線	昭和町境（田富地区）～市川三郷町境（田富地区） 昭和町境（田富地区）～韮崎南アルプス中央線交点（田富地区）【昭和バイパス】
		12	韮崎南アルプス中央線	南アルプス市境（田富地区）～国道140号交点（豊富地区） 南アルプス市境（田富地区）～甲府市境（玉穂地区）【新山梨環状線】
		29	甲府中央右左口線	甲府市境（玉穂地区）～国道140号交点（豊富地区） 市道3579号線交点（豊富地区）～甲府市境（豊富地区）
	市町村道		中央市道1003号線	JR身延線常永橋（玉穂地区）～山梨大学医学部附属病院（玉穂地区）
			中央市道1028号線 中央市道2017号線	甲府市川三郷線（田富地区）～県立防災安全センター（田富地区）
			中央市道3579号線	国道140号交点（豊富地区）～甲府中央右左口線交点（豊富地区）

2 市による緊急輸送道路の指定

市は、災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、市域の県指定緊急輸送道路と、市庁舎、支所、指定避難所、ヘリコプター主要発着場、救援物資集積所等市の防災活動拠点とを結ぶ市道を緊急輸送道路として指定し、整備を図るものとする。

第14節 交通対策計画

（危機管理課、管財課、消防本部、建設課、警察署）

災害により道路、橋梁に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき、又は災害時に緊急輸送のため交通確保が必要であると認められるときの通行禁止及び制限並びにこれに係る応急対策は、おおむね次のとおりとする。

第1 交通応急対策

1 交通支障箇所の調査及び連絡

- (1) 市長は、自ら管理する道路について、災害時における危険予想箇所を平素から調査しておくものとする。

また、災害が発生した場合には、消防団や自主防災会から各地区の道路被害の状況を収集するとともに、建設対策部が中心となり道路の被害状況を調査する。

- (2) 調査の結果、通行支障箇所を発見したときは、速やかに市本部に連絡するとともに、道路占

用物件等に被害を発見した場合には、当該道路占有者にも通報するものとする。

- (3) 市本部は、調査班等から収集した情報を南甲府警察署や他の道路管理者に連絡するなど、道路の被害情報を共有するものとする。

2 応急対策方法

災害による道路等の破損、流失、埋没その他により交通途絶した場合には、市内建設業者等の協力を得て速やかに道路の補強、障害物等の除去、橋梁の応急補強等、必要な措置を講じ、道路交通の確保を図る。

また、必要によっては南甲府警察署や他の道路管理者と連絡・調整し、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定する等円滑な交通の確保に努める。

道路施設の被害が広範囲にわたるなど甚大な被害の場合には、県に自衛隊の災害派遣要請を依頼して交通の確保を図るものとする。

第2 交通規制対策

1 交通規制実施責任者

交通の規制は、次の区分により行う。

	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 市長	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警察	公安委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合	災害対策基本法第76条、 道路交通法第4条第1項
	南甲府警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについては交通規制を行う。	道路交通法第5条第1項
	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第4項

2 市長の措置

市長は、自ら管理する道路、橋梁の応急措置を建設課長に指示して行い、南甲府警察署と協力して交通規制を実施する。ただし、市で対処することができないときは、県に要員の確保について応援を要請する。

3 南甲府警察署、公安委員会、自衛官及び消防吏員等の措置

- (1) 南甲府警察署及び公安委員会は、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、被害状況に応じ、避難路、緊急輸送道路の確保に重点をおいた交通規制を迅速、的確に実施するものとする。
- (2) 公安委員会は規制を行う場合は、あらかじめ当該道路の管理者に規制の対象等必要な事項に

ついて通知されるので、市としては速やかに地域住民に周知するものとする。

(3) 措置命令等

ア 警察官の措置命令等

(ア) 警察官は、通行禁止区域等において車両等が緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両等の占有者、所有者又は管理者に対し、車等の移動を命ずるものとする。

(イ) 命ぜられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することができる。

イ 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

ウ 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の運行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

(4) 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

4 道路管理者の措置

道路管理者は、道路施設の破損等から施設構造の保全又は交通の危険を防止する等のため、必要があると認めたときは、通行を規制するものとする。

また、交通規制を行った場合は、南甲府警察署長に通知するものとする。

5 交通規制事項の周知

道路の破損及び決壊その他の状況により通行の規制を要すると認めたときは、次の事項を明示し、一般通行に支障のないようにするものとする。

(1) 規制の対象

(2) 規制する区域又は区間

(3) 規制する期間

6 交通規制の標示

(1) 県公安委員会は、災害対策基本法等に定められた標示等を設置する。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官が指示する。

(2) 道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年12月17日総理府、建設省令第3号)に定められた標識等を設置して行う。

7 道路標識の設置基準

(1) 道路標識を設ける位置

標識の種別	位置
通行の禁止	歩行者や車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央又は左側の道路
通行制限	通行を制限する前面の道路
迂回路線	迂回路線の入口及び迂回路の途中交差点

(2) 道路標識の構造

堅固なもので作り、所定の位置に設置し、修理及び塗装等の維持管理を常に行い、夜間は遠方から確認しうるように照明又は反射装置を施すものとする。

第3 交通情報及び広報活動

市は、災害発生時における道路の被害状況及び交通状況等交通情報の把握に努めるとともに、これらの交通情報、交通規制の実施状況、車両の使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関との協定を締結するとともに、道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

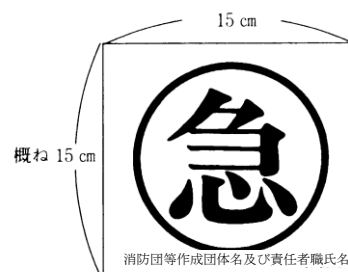
また、インターネットにより情報提供を行う。

第4 災害出動車両の有料道路の取扱い

道路交通法施行令第3条の緊急自動車及び災害対策基本法施行令第33条の緊急通行車以外の車両で、救助補助、水防活動等に出動するため、有料道路を通行するときの取扱いは次のとおりとする。

1 緊急出動の取扱い

災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、若しくは発生直後に緊急出動するときは、通行車両の責任者（総務対策部）が作成した右の表示を貼付した車両を無料とする。



（通行車両の責任者（総務対策部）が作成して貼付する。）

2 災害復旧等の出動の取扱い

(1) 災害応急復旧等に出動する車両が有料道路を通行するときは、中北地域県民センター、中北建設事務所、市、消防本部及び消防団（以下「関係機関」という。）に申し出る。

(2) 申し出を受けた関係機関は、次の内容を下記有料道路管理者に速やかに通報する。

ア 通行予定時刻

イ 目的

ウ 行先

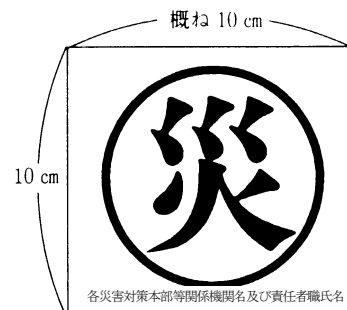
エ 車両数

オ 通行区間

カ 代表者氏名

通 報 先	電 話 番 号
山梨県道路公社企画課	055—226—3835
中日本高速道路株式会社東京管理局西局交通管理課	0426—91—1171

- (3) 通報を受けた有料道路管理者は、適当と認めたとき通行料を無料とする。
- (4) 通行する当該車両は、通行車両の責任者（総務対策部）が作成した右の表示を貼付する。



（通行車両の責任者（総務対策部）が作成して貼付する。）

第5 運転者のとるべき措置

1 走行中の運転者の措置

- (1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- (2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周辺の状況に応じて行動する。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、キーはつけたままとし、ロックはしない。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難時の運転者の措置

避難のために車両を使用しない。

3 通行禁止区域内の運転者の措置

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。
 - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- (3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

第6 緊急通行車両の確認申請

1 緊急交通路の通行を認める車両の分類

- (1) 緊急通行車両（災害対策基本法施行令第32条の2）

緊急自動車、災害応急対策に使用される車両

◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能

※ 第一局面＝大規模災害発生直後

(2) 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意志決定により通行を認めるもの。(アの車両を除く。)

なお、規制除外車両は、次に掲げる2種類に分類される。

ア 自動車番号標(ナンバープレート)により、外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両(標章及び規制除外車両の確認証明書は要しない。)

(ア) 自衛隊車両等(=災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両)

◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能

自衛隊車両等であって特別の自動車番号標(ナンバープレート)を有しているものについては、緊急交通路の通行に際し確認標章の掲示を不要とするため、規制除外車両として取り扱う。

(イ) 大型貨物自動車、事業用自動車等

◆ 第二局面において緊急交通路の交通容量に余裕がみられる場合は、大型貨物自動車、事業用自動車等を一律に除外するなど、規制除外車両の範囲の拡大を図る。

※ 第二局面=交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面

イ ア以外の車両(標章及び規制除外車両の確認証明書は必要)

(ア) 規制除外の事前届対象となる車両

◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能

- 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る)
- 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(イ) 規制除外の事前届対象とならない車両

◆ 第二局面において、緊急交通路の交通量や道路状況、被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、緊急度、重要度を考慮しつつ、交通規制の対象から除外する車両。

- 燃料を輸送する車両(タンクローリー)
- 路線バス・高速バス
- 霊柩車
- 一定の物資を輸送する大型貨物自動車

※ 搬送する物資の例

- ・医薬品、医療機器、医療用資材等
- ・食料品、日用品等の消費財
- ・建築用資材
- ・金融機関の現金
- ・家畜の飼料
- ・新聞、新聞用ロール紙

2 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両の確認手続

災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続は、県防災危機管理課又は警察本部交通規制課、南甲府警察署及び交通検問所等において実施する。

(2) 緊急通行車両の事前届出

公安委員会においては、災害発生時の確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、本市においても庁用自動車については事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておくものとする。

(3) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、おおむね次に掲げる業務に従事する車両とする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に従事するもの
- イ 消防・水防その他の応急措置に従事するもの
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に従事するもの
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に従事するもの
- オ 施設及び設備の整備並びに点検に従事するもの
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に従事するもの
- キ 犯罪の予防、交通の規制あるいは社会秩序の維持に従事するもの
- ク 緊急輸送の確保に従事するもの
- ケ その他災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止のための措置に従事するもの

(4) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

ア 確認の申出

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。

イ 標章及び証明書の交付

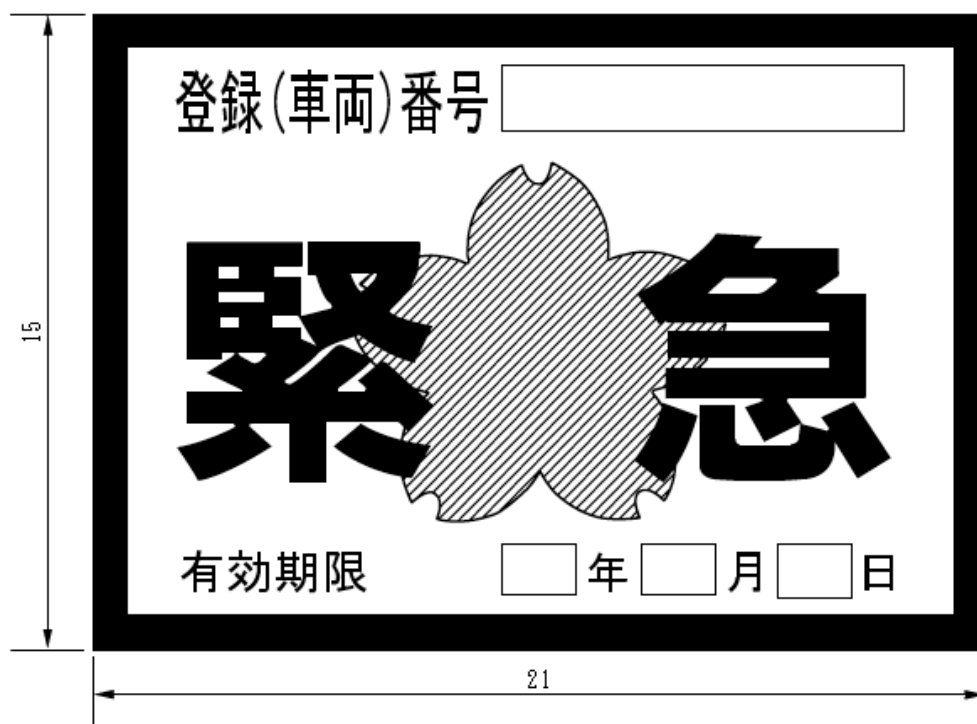
前項において確認したときは、知事又は公安委員会から申出者に対し、災害対策基本法施行規則で定めた標章（別図）及び証明書（別記様式 … P 121）が交付される。

ウ 標章の掲示

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとする。

別図

緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 ㊟ 公 安 委 員 会 ㊟	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

3 規制除外車両の確認

(1) 規制除外車両の確認手続

公安委員会の行う規制除外車両の確認手続は、警察本部交通規制課、警察署及び交通検問所等において実施する。

この場合、標章及び規制除外車両確認証明書を交付する。

(2) 規制除外車両の事前届出

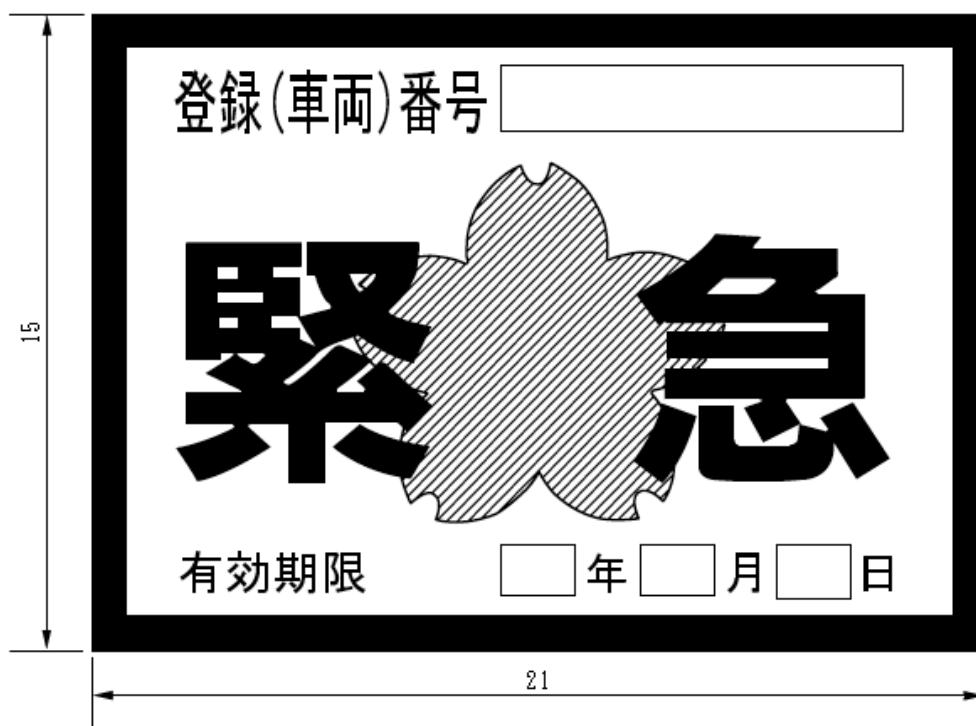
県公安委員会（警察本部交通規制課経由）においては、災害発生時の交通検問所等現場における確認手続の効率化を図るため、規制除外車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、本市においても庁用自動車については事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておくものとする。

(3) 規制除外車両事前届出済証の交付を受けている車両の確認

規制除外車両事前届出済証の交付を受けている車両について確認申請があったときは、確認のため必要な審査は省略する。

規制除外車両の確認に係る標章
別図

緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式

第 号		年 月 日	
規制除外車両確認証明書			
山梨県公安委員会 ㊟			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時		年 月 日 時 から 年 月 日 時 から	
通行経路	出発地		目的地
備考		取扱者 署（隊） 階級 指名 印	

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

第 15 節 災害救助法による救助

（各課共通）

災害が発生した際に、一定規模以上の災害の救助活動については、速やかに災害救助法の適用を受け、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を図る。

第 1 市における災害救助事務

市における災害救助事務の一般的な手順は次のとおりである。

なお、災害救助事務を行うにあたり使用する各種様式は、資料編掲載の「各種救助に係る様式」及び「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式によるものとする。

段階	実施事項	内 容	担 当 部
事前対策	避難所の確保	1 学校、公民館、民間の建造物の利用や野外仮設建物の設置準備	総務対策部
		2 管理運営マニュアル作成	
	救助物資調達先の準備	1 備蓄物資の確保（事業者、団体等）	農政観光対策部
		2 商工会等との事前打合せ	

	応急救助体制の整備	平常時から災害時を想定した訓練を実施	総務対策部
	被害状況調査体制の確立	1 事前に担当地区を指定した調査班（消防団、自主防災会等で編成）を設け、調査責任者を置く。 2 市内各地区に情報収集責任者及び調査立会人を確保しておく。 3 調査用紙、報告用紙を常備し、記載方法、被害程度の判定基準、報告要領について説明訓練を行う。	総務対策部
災害発生直後	被害状況把握	1 現地の情報収集責任者からの報告 2 市の地区担当責任者の出動、調査班（消防団、自主防災会等で編成）による調査 「被災世帯調査原票」（様式4 …P551）の作成 ① 被害の程度（人的、物的） ② 家族の状況 ③ 課税状況、世帯類型、必要な救助被災世帯の集計 ・「世帯別被害調査表」（様式2 …P549）の作成 ・「地区別被害状況調査表」（様式1 …P548）の作成	総務対策部
	被害状況報告（発生報告）	【災害対策本部が設置されていないとき】 ○ 被害状況即報 市→防災危機管理課 ○ 「地区別被害状況調査表」（様式1 …P548）、 「世帯別被害調査表」（様式2 …P549） 市→中北地域県民センター→防災危機管理課 【災害対策本部が設置されているとき】 ○ 被害状況即報 市→中北地方連絡本部→県災害対策本部（中北地域県民センター） ○ 「地区別被害状況調査表」（様式1 …P548）、 「世帯別被害調査表」（様式2 …P549） 市→中北地域県民センター→防災危機管理課 ※ 災害救助法適用の可能性がある場合は、速やかに県災害対策本部及び防災危機管理課へ報告	総務対策部
災害救助法適用後 へ第一段階 ↓	災害救助法の適用要請	市→中北地域県民センター→防災危機管理課	総務対策部
	避難所の開設	1 避難所への誘導 2 担当職員の派遣 3 避難状況の把握 4 避難所の維持管理	保健福祉対策部
	被災者の救出	1 救出のための要員（消防団員）の動員 2 機械、器具の借り上げ	総務対策部
	炊き出しその他による食品の給与	1 食料の応急調達 2 炊き出し所への責任者の派遣 3 仕出し業者等への弁当の手配 4 給与状況の把握	農政観光対策部

	飲料水の供給	1 給水車の確保 2 機械、器具の借り上げ	建設対策部
	医療・助産	救護班の派遣要請等	保健福祉対策部
		救護班によらない医療の実施	
	死体の捜索	1 機械・器具の借り上げ 2 消防団、自衛隊等への協力要請	消防対策部
	死体の処理	死体安置所の確保、処理の実施	市民対策部
	埋葬	1 埋葬（火葬）の実施 2 棺、骨壺代支給	市民対策部
災害救助法適用後＜第二段階＞	応急救助実施状況報告	救助日報に基づき毎日報告	総務対策部
	被服寝具その他生活必需品の給与	物資購入（配分）計画作成 → 購入 → 給与	農政観光対策部
	学用品の給与	物資購入（配分）計画作成 → 購入 → 給与	教育対策部
	障害物の除去	1 対象世帯の選定 2 実施計画	建設対策部
	義援金受付開始	受付窓口の設置等	総務対策部
災害救助法適用後＜第三段階＞	中間報告	1 救助実施状況に変化があるごとに報告 2 とりあえず電話報告、後で文書（本計画資料編「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式）報告	総務対策部
	要配慮者等の状況報告	被保護移行見込世帯の状況	保健福祉対策部
	応急仮設住宅の設置	必要戸数の決定 → 敷地の確保 → 工事施行	建設対策部
	住宅の応急修理	対象世帯選定 → 実施計画 → 大工左官等雇上	建設対策部
	救助の特別基準の申請	特別基準の必要なものは、救助期間内に要請	総務対策部
	災害弔慰金等の支給	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給開始	会計対策部
	災害援護資金の貸付	災害援護資金の貸付申請受付開始	総務対策部
	被災者生活再建支援金の支給	被災者生活再建支援金の支給申請受付開始	会計対策部
	確定報告	文書（本計画資料編「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式）報告	総務対策部

資料編 ・「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式
・各種救助に係る様式

P 544

P 548

第2 災害救助法の適用基準等

災害救助法及び災害救助法施行令の定めるところによるが、本市における適用基準はおおむね次のとおりである。

1 災害救助法の適用基準

(1) 本市の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人口	被害世帯数
30,000人以上50,000人未満	60世帯

(2) 同一災害により県下に1,000世帯以上の滅失を生じた場合で、本市の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人口	被害世帯数
30,000人以上50,000人未満	30世帯

(3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県下で被害世帯数が5,000世帯以上に達した場合であって、市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

(4) 市の被害が(1)、(2)又は(3)に該当しないが、知事において特に救助を実施する必要があると認めた場合

2 滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯数の算定基準は、次のとおりである。

- ① 全壊（又は全焼・流失）住家1世帯で、住宅滅失1世帯として換算
- ② 半壊（又は半焼）住家2世帯で、住宅滅失1世帯として換算
- ③ 床上浸水及び土砂のたい積等により、一時的に居住できない状態になった住家3世帯で、住宅滅失1世帯として換算

第3 災害救助法の適用手続

- 1 災害に際し、市域における災害が前記「第2 災害救助法の適用基準等」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちに知事に災害救助法の適用を要請するものとする。
- 2 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

第4 災害救助法の実施機関

災害救助法に基づく救助の実施は、知事がこれを行う。

ただし、知事には、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。この場合、知事は市長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を市長に通知するとともに、物資や土地の収用等に係る事務の一部を市長が行うこととした場合は直ちにその旨を公示する。

第5 各種救助に係る様式

災害応急対策（災害救助法）に係る各種様式については、資料編に掲載の様式1から様式22までのとおりである

- ・地区別被害状況調査表 …………… 様式1 … P 548
- ・世帯別被害調査表 …………… 様式2 … P 549
- ・救助活動の種類別実施状況 …………… 様式3 … P 550
- ・被災世帯調査原票 …………… 様式4 … P 551
- ・救助の種目別物資受払状況 …………… 様式5 … P 552
- ・避難所設置及び収容状況 …………… 様式6 … P 553

・ 応急仮設住宅台帳	様式 7	… P 554
・ 炊き出し給与状況	様式 8	… P 555
・ 飲料水の供給簿	様式 9	… P 556
・ 物資の給与状況	様式10	… P 557
・ 救護班活動状況	様式11	… P 558
・ 病院診療所医療実施状況	様式12	… P 559
・ 助産台帳	様式13	… P 560
・ 被災者救出状況記録簿	様式14	… P 561
・ 住宅応急修理記録簿	様式15	… P 562
・ 学用品の給与台帳	様式16	… P 563
・ 埋葬台帳	様式17	… P 564
・ 死体搜索状況記録簿	様式18	… P 565
・ 死体処理台帳	様式19	… P 566
・ 障害物の除去状況	様式20	… P 567
・ 輸送記録簿	様式21	… P 568
・ 賃金職員等雇上台帳	様式22	… P 569

資 料 編 ・ 各種救助に係る様式

P 548

第 6 災害救助法による救助

1 避難

(1) 避難所収容対象者

現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者

(2) 避難所

学校、公会堂、公民館、神社、寺院、旅館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等

(3) 避難所設置の方法

ア 既存建物を応急的に整備して使用するが、適当な施設を得難いときは、野外に仮設物を又は天幕を借り上げ設置する。

イ 災害の状況により、市で処理が困難なときは、隣接市町村へ収容を委託する。

ウ 公用令書により土地建物を強制的に使用するときもある。

(4) 開設期間

災害発生の日から 7 日以内とするが、やむを得ないときに限り、厚生労働大臣に協議し、その同意を得たうえで最小限の期間を延長できる。

(5) 費用

夏期（4 月～ 9 月）	1 人 1 日当たり 320 円以内	天幕借上料、便所設置費等全ての経費を含む。
冬期（10 月～ 3 月）	別に定める額を加算する	

2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

(1) 応急仮設住宅の建設

ア 応急仮設住宅供与の対象者

(ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者

イ 応急仮設住宅の設置方法

(ア) プレハブ業界との協定により必要資材及び数量を確保する。

(イ) 敷地は、市長の協力を得て選定する。

(ウ) 設置は、直営、請負又はリースとする。

ウ 住宅の規模及び着工期限

規 模	費 用	着工期限	備 考
1 戸当たり 平均29.7㎡	1 戸当たり 2,621,000円以内	災害発生の日か ら20日以内	費用は、整地費、建築費、附帯工事費、労務費、 輸送費、事務費

エ 供与期間

建設工事が完了してから最長2年3か月とする。

(2) 住宅の応急修理

ア 応急修理の対象者

(ア) 住宅が半焼又は半壊し、自らの資力をもってしても応急修理ができない者

(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 応急修理の規模及び期間

費 用	応急修理の期間	修 理 の 規 模	備 考
1 戸当たり平均 567,000円以内	災害発生の日か ら1か月以内	居室、炊事場、便所等必要 欠くことのできない場所	費用は、原材料費、労務費、輸送 費、事務費

(3) 民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅の供給

被災者や被災状況を考慮し、建設される応急仮設住宅を補うものとして必要と判断された場合、民間賃貸住宅の借り上げ等による応急仮設住宅の供給を行う。

3 炊き出しその他による食品の給与

(1) 給与を受ける者

ア 避難所に収容された者

イ 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等で炊事のできない者

ウ その他滞留者等給与を必要と認められる者

(2) 給与できる食品

直ちに食すことのできる現物

(3) 給与の期間

災害発生の日から7日以内。ただし、大規模な災害のときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得たうえで必要最小限の期間を延長できる。

(4) 費用

1人1日1,080円以内（主食費、副食費、燃料費、雑費）

4 飲料水の供給

(1) 給与を受ける者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(2) 給与の方法

給水車の巡回による給水やろ水器等による浄水の供給等（災害直後において前記による飲料

水の確保ができない場合は、市販の飲料水の提供も可)

(3) 給与の期間

災害発生の日から7日以内

(4) 費用

給水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費（飲料水の購入費）

5 生活必需品の給与又は貸与

(1) 給与（貸与）を受ける者

ア 全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者

イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を失った者

ウ 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与（貸与）の期間

災害発生の日から10日以内

(3) 給与（貸与）費用の限度額

区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全全流	壊焼出	夏	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700
		冬	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000
半半床上浸水	壊焼	夏	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600
		冬	9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500

注：夏期（4月～9月）冬期（10月～3月）

6 医療

(1) 医療を受ける者

災害のため医療の方途を失った者で、医療を必要とする状態にある者

(2) 医療の方法

救護班によって行うことを原則とする。

(3) 医療の範囲

- ・診察 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他治療及び施術
- ・病院又は診療所への収容 ・看護

(4) 費用の限度額

救護班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
病院又は診療所	国民健康保険の診療報酬の額以内
施術者	その地域における協定料金の額以内

(5) 医療の期間

災害発生日から14日以内

7 助産

(1) 助産を受ける者

災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の方途を失った者（死産及び流産を含む。）

(2) 助産の範囲

- ・分娩の介助
- ・分娩前後の処置
- ・必要な衛生材料の支給

(3) 助産の方法

救護班及び助産師によるほか、産院又は一般の医療機関によっても良い。

(4) 費用の限度額

ア 使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費

イ 助産師の場合は、その地域の慣行料金の8割以内

8 救出

(1) 救出を受ける者

ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者

イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 費用の範囲

救出のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費等の経費

(3) 救出期間

災害発生の日から3日以内

9 障害物の除去

(1) 対象

ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

イ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去であること。

ウ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができないこと。

エ 住家は、半壊又は床上浸水であること。

(2) 実施期間及び費用の限度額

実 施 期 間	費用の限度額	備 考
災害発生の日から10日以内	1世帯当たり 134,300円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び賃金職員等雇上費等

10 輸送

(1) 輸送の範囲

ア 被災者を避難させるための輸送

イ 医療及び助産のための輸送

ウ 被災者救出のための輸送

エ 飲料水供給のための輸送

オ 救済用物資の輸送

カ 死体の捜索のための輸送

キ 死体の処理のための輸送

(2) 輸送の方法

原則として、官公庁の自動車等を使用して実施する。

(3) 輸送の期間

各救助種目別に定められている救助期間の範囲内とする。

(4) 費用

運送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗機材費、修繕費

11 死体の搜索

(1) 搜索を受ける者

行方不明の状態にあるもので、四囲の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 搜索期間

災害発生の日から10日以内

(3) 費用

搜索のための機械器具の借上費、修繕費及び燃料費等

12 死体の処理

(1) 処理を行う場合

災害の際死亡した者について、通常埋葬の前提として行うもの

(2) 処理の方法

救助の実施機関が、現物給付として死体の洗浄、縫合、消毒、死体の一時保存、検案等を行う。

(3) 処理期間

災害発生の日から10日以内

(4) 死体処理に要する費用の限度

区 分	限 度 条 件
洗浄、縫合、消毒	死体1体当たり3,400円以内
死体の一時保存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 既存建物が利用できない場合、1体当たり5,300円以内
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。

13 死体の埋葬

(1) 死体の埋葬を行うとき

ア 災害時の混乱の際に死亡した者であること。

イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(2) 埋葬の方法

救助の実施機関が現物給付として行う応急的な仮葬で、土葬でも火葬でも良い。

(3) 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内

(4) 費用の限度額

大人（12歳以上）	小人（12歳未満）	備 考
1体当たり208,700円以内	1体当たり167,000円以内	棺、骨壺、火葬代、賃金職員等雇上費、輸送費を含む。

14 学用品の給与

(1) 給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学に支障を生じている小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

(2) 給与の品目、期間及び費用

品 目	期 間	費 用 の 限 度 額
教科書・教材	災害発生の日から1か月以内	小学校児童及び中学校生徒 教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材費 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費
文房具	災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり 4,200円以内
通学用品		中学校生徒 1人当たり 4,500円以内 高等学校等生徒 1人当たり 4,900円以内

資 料 編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

P 532

第 16 節 避難計画

（政策秘書課、危機管理課、福祉課、高齢介護課、子育て支援課、健康推進課、環境課、消防本部、消防団、教育総務課、生涯教育課、警察署）

第 1 避難誘導体制の整備

1 避難基準の設定

市は、県から必要な助言を受け、土砂災害警戒区域や浸水が予想される地域の住民に対する避難勧告等を行う場合の基準を、あらかじめ降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報及び洪水予報の基準等により検討し、設定する。また、必要に応じ見直す。

2 避難準備情報発表体制の確立

市は、県から必要な助言、支援を受け、気象警報、降水量、河川水位その他情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合には、危険予想地域の住民に避難勧告を発令する準備に入ったことを知らせる避難準備情報を発表する体制の確立に努める。

< 3 類型の避難情報 >

避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備（要配慮者避難）情報	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	○通常の避難行動ができる者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高い	○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な逃避行動を直ちに完了 ○いまだ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の

	と判断された状況 ○人的被害の発生した状況	行動
--	--------------------------	----

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

3 避難勧告等の発令対象区域の設定と判断基準

避難勧告等の発令の判断基準は以下のとおりとする。なお、運用にあたっては、「避難判断マニュアル」に基づき、気象情報や今後の気象予測、警戒区域の巡視による情報等を総合的に判断して発令するものとし、以下の基準に該当しない場合であっても、市長が必要と判断した場合は避難勧告等を発令する。

(1) 河川のはん濫

避難勧告等の発令対象区域	○釜無川の浸水想定区域 ○笛吹川の浸水想定区域
避難準備(要配慮者避難)情報	○水位観測所の水位が「氾濫注意水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ○降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合 【氾濫注意水位】 ・釜無川（船山橋観測所）：2.00m ・笛吹川（石和観測所）：2.00m
避難勧告	○水位観測所の水位が「避難判断水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合 【避難判断水位】 ・釜無川（船山橋観測所）：2.00m ・笛吹川（石和観測所）：2.90m
避難指示	○水位観測所の水位が「氾濫危険水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき 【氾濫危険水位】 ・釜無川（船山橋観測所）：2.20m ・笛吹川（石和観測所）：3.30m ○異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ○決壊や越水・溢水の発生又ははん濫発生情報が発表された場合

(2) 土砂災害

避難勧告等の発令対象区域	○土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）：対象区域内の世帯のみ対象 ○土砂災害警戒区域（土石流）：避難行動を求めるのは警戒区域内の住民 ※隣接地については、幅広くとらえ、対象とする。
避難準備(要配慮者避難)情報	1～4のいずれかひとつに該当する場合に、避難準備情報を発令するものとする。 1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害警戒判定メッシュ情報の「実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合 2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合

	4 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難勧告	1～4のいずれかひとつに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。 1 土砂災害警戒情報が発表された場合（ただし、観測所地点上流域において今後の気象状況、降水短時間予報で、さらに降雨が予想される場合） 2 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」し、さらに降雨が継続する見込みである場合 3 大雨情報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 4 土砂災害の前兆現象（湧水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
避難指示	1～5のいずれかひとつに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 1 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合 2 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 3 土砂災害が発生した場合 4 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 5 避難勧告等による立ち退き避難が十分ではなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合

第2 避難の勧告又は指示

1 避難の実施責任者及び報告先

避難のための実施責任者及び報告先は、次表のとおりとする。

実施責任者	災害の種別	報告先	根拠法
市長（勧告、指示）	災害全般	知事	災害対策基本法第60条
知事（勧告、指示）	〃	市長	災害対策基本法第60条
警察官（指示）	〃	市長 公安委員会	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた県職員（指示）	洪水	警察署長	水防法第29条
水防管理者（市長）（指示）	〃	警察署長	水防法第29条
自衛官（指示）	災害全般	防衛庁長官の指定する者	自衛隊法第94条

2 避難勧告又は指示の方法

災害により危険が切迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため特にその必要が認められたときは、危険地域の住民等に対し、次の方法により避難のため、必要な勧告又は指示を行うものとする。

(1) 市長の勧告又は指示

土砂災害警戒情報が発表された場合、若しくは災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要が認められるときは、市長は立ち退きを勧告し、急を要すると認められるときは、立ち退きを指示するものとする。また、上記の場合並びに避難の必要がなくなったとき、及び警察官が避難の指示をしたときで市長に通知があったときは、市長は知事に報告を行う。

(2) 知事の勧告又は指示

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき

は、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。

(3) 水防管理者（市長）の指示

洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（市長）は、立ち退き又はその準備を指示する。この場合、南甲府警察署長に速やかに通知するものとする。

(4) 知事又はその命を受けた県職員の指示

洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県職員は、立ち退き又はその準備を指示するものとする。この場合、南甲府警察署長に速やかに通知するものとする。

(5) 警察官の指示

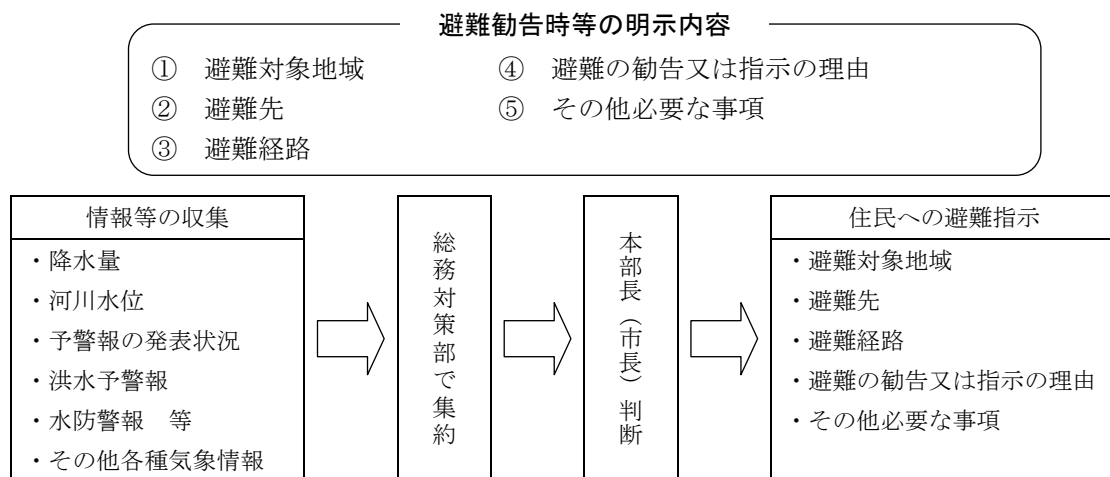
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められる事態において、市長が指示できないと認められるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は直ちに立ち退きを指示するものとする。この場合、その旨を市長に速やかに通知するものとする。

(6) 自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させるものとする。

3 避難の勧告又は指示の内容

避難の勧告又は指示は、次の内容を明示して行う。しかし、緊急時にあって全ての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を除いた避難の勧告又は指示を行う。



4 避難勧告又は指示の伝達方法

(1) 市長は、避難のための立ち退きを図るため万全を期し、避難場所、避難経路及び避難心得をあらかじめ住民に徹底させておくものとする。

(2) 避難の勧告又は指示は災害対策本部の広報活動によるが、勧告又は指示を発した場合は、自主防災会等を十分活用して、避難区域の住民に周知の徹底に努めるものとする。

(3) 市は、次の伝達方法により、住民等に対して避難場所、避難時の心得等の周知徹底を図る。
この際、地区の自主防災会等と緊密に連携をとって、避難区域の住民への周知の徹底に努めるものとする。

ア 市防災行政無線

イ 広報車

ウ 市ホームページ

エ その他

第3 警戒区域の設定

1 市長の措置

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 警察官、自衛官の措置

市長等が現場にいないとき、又は市長から要求があったとき、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第63条第2項、第3項の規定により、市長の職権を代行することができることとされている。

3 知事の措置

知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第73条第1項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令等を実施しなければならないこととされている。

第4 避難方法

1 避難の方法・誘導

住民が安全、迅速に避難するため、自主防災会（自治会単位）であらかじめ設定した集合地に集まり、安否確認等を行い、指定された避難所へ避難するものとする。市は、要所に誘導員として消防団等を配置し、また夜間時には投光器を設置するなど、迅速かつ安全に避難できるよう措置する。特に、要配慮者の避難にあたっては、避難の順位を優先させる等の配慮をする。

2 所持品の制限

携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立ち退きに支障のない最小限度のものとする。

3 住民の措置

災害が発生し、延焼等により避難が必要と判断した場合には、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末や戸締まり等をした後、気象情報や市の行う広報等に注意しながら、避難するものとする。

4 避難終了後の確認措置

(1) 避難の勧告又は指示を発した地域に対しては、警察官等の協力を得て状況の許す限り巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立ち退きの遅れた者等の有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。

(2) 避難の勧告又は指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡するなど必要な措置をとる。

第5 避難組織の整備

次の事項に留意して避難計画を作成するものとし、自主防災会等の単位ごとに避難組織の整備を図るものとする。

1 防災用具、非常持出品、食料等の準備又は点検

- 2 災害別、地域別の避難場所の所在、名称、収容可能人員
- 3 危険地域及び各種危険物施設等の所在場所
- 4 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- 5 集合地・避難経路及び誘導方法
- 6 避難の際の携帯品の制限
- 7 収容者の安全管理
- 8 負傷者の救護方法
- 9 避難路及び避難場所の点検
- 10 避難に対する教育、広報
- 11 避難訓練の実施

第6 避難場所の定義等

避難場所には、次のとおり「避難地」と「避難所」がある。

1 避難地

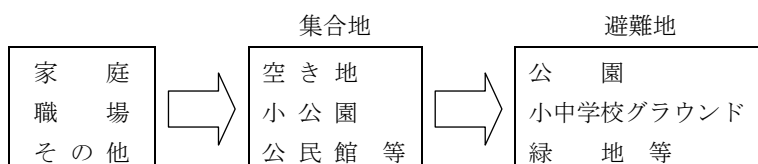
(1) 避難地の種類

避難地は、一時的に集合する「空き地」や身の安全確保等ができるオープンスペースを有する「グラウンド」等をいい、次の2種類がある。

区 分	定 義
集合地 (一次避難地)	自主防災会ごとに一時的に集合し、災害状況・安否等の確認や集団を形成できる場所で、次の避難地への中継地点として、集合した人々の安全が確保できる「空き地」・「小公園」・「公民館」等の広場をいう。
避難地 (二次避難地)	集合した人々の安全が確保できるスペースを有し、また避難に伴う不安や混乱を防ぎ、住民の避難誘導、情報伝達、応急救護等を行うことが可能な「公園」・「小中学校」等の緑地、グラウンド等をいう。

(2) 避難地等への避難方法

災害の状況に応じて、おおむね次の系統図に従って避難地等へ避難するものとする。



2 避難所

区 分	定 義
避難所	災害等により、居住場所を確保できなくなった者を収容する施設であり、かつ、救護・復旧等の活動を行うための拠点ともなるものをいう。 ※ 避難所を選定するにあたっては、次の点に留意する。 ○ 洪水等の危険が見込まれる避難地域は避ける。 ○ 建築物は、耐震・耐火性の高い建物を選定する。 ○ 避難生活が数週間以上にも及ぶことも考えられるため、物資の運搬・集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮する。 ○ 空き地を避難所に充てる場合は、あらかじめテント等の備蓄、調達をあわせて検討する。

3 指定緊急避難場所・指定避難所

市は、公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、想定される災害に対する安全性等に応じ、

その施設の管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において被災者の安全が確保される「指定緊急避難場所」及び避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、事前に施設の利用方法等を関係者と調整を図るものとする。

指定緊急避難場所は、国が示す災害に対して安全な構造を有する施設等であって災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

指定避難所は、速やかに被災者を受け入れること及び安全な避難生活を送ること等が可能な構造又は設備を有し、おおむね次に掲げる基準により、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

○ 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を地震、洪水等の災害の種類ごとに緊急時の避難場所として市長が指定するもの。（複数の異常な現象の種類を対象に指定可能）

○ 指定避難所

被災者が一定期間滞在する場であり、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保するため、公共施設等のうち市長が指定するもの。

第7 避難計画の作成

市は地域住民の意見を取り入れ、避難計画を作成し、自主防災会等の単位ごとに避難組織の整備に努めるとともに、発災時には、必要に応じて指定避難所を開設する。なお、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るものとする。

なお、この計画の作成にあたっては、県の指導を求めて行うものとする。

1 避難計画の概要

- (1) 防災用具、非常持出品、食料等の準備及び点検
- (2) 災害別、地域別の避難場所の所在、名称、収容可能人員
- (3) 危険地域、危険物施設等の所在場所
- (4) 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- (5) 避難経路及び誘導方法
- (6) 避難の際の携帯品の制限
- (7) 収容者の安全管理
- (8) 負傷者の救護方法
- (9) 自ら避難することが困難な避難行動要支援者に対する避難支援計画の具体化（避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランの策定、迅速な安否確認等）
- (10) 市町村・県の区域を越える避難の実施方法等

2 避難所等の選定基準

- (1) 指定避難所における被災者の1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
- (2) 指定避難所は、要避難地区の全ての住民を収容できるよう配置する。
- (3) 指定避難所は、崖崩れや浸水等の危険のおそれがない所とする。

- (4) 指定避難所のうち、体育館や武道館等は、天井材や照明器具等高所に設置されたものの落下防止等、避難住民の安全に配慮された施設とする。
- (5) 指定避難所は、要避難住民の避難経路等を考慮し、主要道路、河川等を横断する場所はできる限り避けて選定する。
- (6) 要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定しておくこととする。
- (7) 要配慮者にも配慮し、介護施設等による福祉避難所の開設、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保する。

3 避難所の整備

避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、衛星携帯電話等の通信機器、自家発電設備等のほか、要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。なお、平時から、避難所で使用する仮設トイレ等の処理能力、容量等を把握しておくとともに、容量を超えた場合の処分方法について、検討に努めるものとする。

さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。

要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設等の利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努めるものとする。

4 避難道路の選定条件

- (1) 避難道路沿いには、崖崩れや出水等のおそれがないものとする。
- (2) 避難道路の選択にあたっては、多数の避難者の集中や混乱にも配慮すること。
- (3) 避難道路は、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。

第8 避難所の開設及び運営

1 避難所の開設

- (1) 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある者が避難を必要とする場合は、市は一時的に収容し保護するため避難所を開設する。
- (2) 避難所の開設にあたっては、市は指定避難所の中から災害の状況に応じた安全な避難所を選定し、開設する。

避難所を指定する場合は、当該施設管理者と管理運営方法について事前に協議を行うものとする。特に、学校を避難所に指定する場合は、教育委員会、学校長と施設の使用区分及び教員の役割等について事前に協議を行い、教育の再開に支障のないようにする。

これら適当な施設を得難いときは、市内公共施設の応急的な使用を検討するほか、野外にバラックやテント等を設置し、開設するものとする。

- (3) 上記(2)によっても不足する場合には、「災害時における田富郵便局、田富（玉穂）町間の協力に関する覚書」に基づき郵便局施設の提供を求めるものとする。
- (4) 災害の状況により町内での対処が困難な場合には、「災害時における相互応援に関する協定書」に基づき協定締結市町村に対し、収容施設の提供を要請するものとする。
- (5) 市長は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護する。

2 避難所の管理運営

(1) 避難所への職員派遣

避難所を開設し、避難住民を収容するときは、直ちに避難所に指名した職員を派遣し駐在させ、自治会施設管理者等と協力して避難所の管理運営にあたる。なお、避難者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための職員配置に努める。

(2) 「避難所運営組織」の設置

市は、避難所における情報の伝達、食料、水等の配給、清掃等について、避難者、住民、自主防災会等の組織化を図り、自主的な運営管理が行われるように努めるものとする。

(3) 避難所管理運営上の留意事項

ア 避難所に駐在する職員は、避難者の人員・安否、必要とする物資・数量等の実態把握と保護にあたり、その状況を本部へ報告する。このとき、他自治体からの避難者を確認した場合は、その情報を住所地の自治体に速やかに連絡する。その際には、個人情報の取扱いに留意しながら、効率的な情報共有を行うこととする。

イ 避難所の運営にあたっては、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに仕切り板や更衣室の設置等避難者のプライバシーの保護、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等にも配慮する。また、要配慮者等のニーズの把握に努め、これらの者への情報提供等についても、放送や口頭による音声だけでなく、掲示板、張り紙等の視覚情報でも伝達を行うほか、周囲の避難者にも協力を求める等、伝達漏れのないよう配慮する。

ウ 避難所における避難者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための職員配置に努める。

エ 応急仮設住宅の迅速な提供等による避難者の住宅確保を図り、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

オ 女性や高齢者等、要配慮者が意思決定に参画できる体制とし、避難所運営の責任者に男女双方を配置し、お互いの意見が取り入れられる体制とする。

3 避難所に滞在できない被災者への配慮

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康診断の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

4 避難行動要支援者名簿

市は、市防災計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。この名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映されるよう、定期的に更新するものとする。

第9 要配慮者等対策

(1) 要配慮者、けが人、病人等への支援

ア 要配慮者やけが人、病人等に対しては、避難所内の生活のしやすい場所に要配慮者専用スペースを確保する。

イ 避難者の障がいの程度や体力、病状等の状況を判断し、避難所での生活が困難で、介護等が必要な者等に対しては、状況に応じて次の施設に要配慮者専用避難所（以下「福祉避難所」という）を開設し、必要な専門スタッフを確保する。

福祉避難所開設予定施設

地区	施設名	所在地	電話番号
田富	田富福祉センター	中央市臼井阿原301—5	273—7300
玉穂	玉穂勤労健康管理センター	中央市下河東620	274—1117
	玉穂保育園	中央市成島2378—2	273—2205
豊富	豊富健康福祉センター	中央市大鳥居3738—1	269—3330

(2) 外国人への対応

日本語が不自由な外国人避難者がいる場合は、中央市国際交流協会並びに山梨県民間社会福祉救援合同本部へ連絡し、通訳又は通訳ボランティアの派遣等の対応を図る。

第10 防火対象物等の避難対策

学校、病院等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の管理者は、これらの者の避難を必要と認めた場合は、人の生命、身体の安全を第一義とし必要な処置をとらなければならない。特に、学校における避難は、次の事項に留意するものとする。

- 1 台風等の予報により災害が予想される場合は、臨時休校、一斉早退、教職員の引率による集団登下校等状況を的確に判断し、連絡網により保護者へ連絡する等学校長は、適切な処置を行うものとする。
- 2 豪雨による浸水等児童・生徒等の登下校途次に危険のおそれがある場合は、その状況に応じて学校長は必要な処置をとるものとする。
- 3 危急の場合、やむを得ず校舎外に退避する場合は、諸般の状況を判断し、危険のおそれのある場所を避けるとともに、できるだけ分散隊形をとるようにするものとする。

なお、この場合、各集団に必ず教職員を配置するものとする。

第11 孤立集落への対応

市は、災害等によって孤立のおそれがある集落に対し、事前調査を行い、地域の実情に応じ、衛星携帯電話やヘリコプターによる救援活動体制の整備等に努める。

また、住民同士の自助、共助の能力を高めるため食料や医薬品の備蓄、負傷者の応急手当てや高齢者の介護等のための対策を推進する。

なお、孤立集落については、支援を行う孤立集落について明確にし、速やかに孤立の状況を把握する。

第12 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

市は、県と調整のうえ、市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れについて、本章「第3節 応援協力要請計画 第6 広域一時滞在」により市営住宅等を活用し、避難者の受け入れに努める。

第13 帰宅困難者等の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときは、市、警察、東海旅客鉄道(株)は、相互に密接な連携をとりつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。

滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは、必要に応じて、滞在場所を確保

し、保護する。

なお、滞在場所の確保にあたっては、男女ニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮するものとする。

第14 被災動物等の救護対策

市は、県、動物愛護団体等と協力・連携し、災害発生時における被災動物等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施するものとする。

- 1 動物収容施設の設置
- 2 放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管
- 3 飼料の調達及び配布
- 4 動物に関する相談の実施
- 5 動物伝染病等のまん延防止措置
- 6 集団避難場所における飼育動物の適正管理 等

第15 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

P 532

第 1 7 節 医療助産計画

（健康推進課）

災害のため医療機関が混乱し、被災した住民が、医療及び助産の途を失った場合に、応急的に医療を施し、及び助産の処置を確保し、被災者への保護に万全を図る。

第 1 実施責任者

被災者に対する医療の実施は市長が行うものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へ医療の実施又は必要な要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から委任されたときには市長が行うものとする。

第 2 応急医療対策

1 情報の収集及び提供

（1）災害医療情報等の収集・伝達

医療救護活動を迅速かつ効果的に実施するため、初動期において南消防署田富・玉穂及び中道出張所、中巨摩医師会等から次の情報を収集し、関係部署・関係機関に伝達を行う。

初動期の情報収集内容

- ① 震度その他自然災害の規模、地域性及び広域性
- ② 死傷病者の発生状況
- ③ 住民の避難状況（場所、人数等）
- ④ 医療機関の被害、診療・収容能力
- ⑤ 医薬品卸売業者、薬局等の被災状況、供給能力
- ⑥ 被災地域の通信、交通、水道、電気、ガス等の被害状況
- ⑦ 出動可能な医療救護班の数、配置
- ⑧ 関係機関との連絡先・連絡方法の確認
- ⑨ 周辺市町村の状況
- ⑩ 医療機関の医薬品の需給状況
- ⑪ 医療機関における受診状況
- ⑫ 避難所等の生活、保健、医療情報

(2) 住民への情報提供

市は、収集した医療機関の被災状況及び活動状況等を、市防災行政無線、広報車等により地域住民に提供する。

第3 市医療救護班の編成

- 1 医療の万全を期するため、保健福祉対策部は市医療救護班の編成を行う。市医療救護班の編成は、「中央市大規模災害時医療救護所設置運営マニュアル」を基に行う。
- 2 医師会、保健所、消防署等との緊密な連携を図るものとする。
- 3 患者護送入院等救護活動の緊急性に鑑み、平素主旨を徹底し、編成準備しておくものとする。

第4 市医療救護所の設置

適当な医療機関がないときは、安全性を考慮して、「中央市大規模災害時医療救護所設置運営マニュアル」に定められた設置予定場所に市医療救護所を設置する。

なお、救護所を設置したときは、その目標識等により周知する。

第5 医療救護班

1 医療救護班の要請

医療機関の被災等により初期医療に対応できない状況が認められる場合又は予想される場合その他必要に応じて、「大規模災害時医療救護マニュアル」に定める手順により、県に対して医療救護班の派遣を要請する。

医療救護班の編成

- ・ 県直轄救護班
- ・ 日赤救護班
- ・ 地区医師会班
- ・ 病院班（災害拠点病院、災害支援病院、その他の病院）
- ・ 歯科救護班
- ・ 精神科救護班
- ・ 薬剤師班
- ・ その他

2 医療救護所の設置

医療救護班は、避難場所、災害現場その他適当の場所に医療救護所を設置し、傷病者の応急救

置や治療等にあたる。市は、医療救護所の設置にあたり、次の点に留意して協力をする。

- (1) 被災傷病者の発生及び避難状況
- (2) 医療救護班の配備体制及び医療スタッフの派遣体制
- (3) 被災地の医療機関の稼働状況
- (4) 医療資機材、水、非常用電源等の確保の見通し
- (5) 搬送体制、情報連絡体制の確保の見通し

3 応急医療救護業務

災害時の医療救護班、歯科医療救護班の応急医療救護業務は次のとおりである。

(1) 医療救護班

- ア 傷病者の応急処置
- イ 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ）
- ウ 軽傷患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導
- エ 助産救護
- オ 死亡の確認及び遺体検案並びに死体処理への協力

(2) 歯科医療救護班

- ア 歯科医療を必要とする傷病者の応急処置及び衛生指導
- イ 軽傷患者や転送困難な患者等の治療
- ウ 検視・検案に際しての協力

第6 医療機関の医療救護体制

医療機関は、被災傷病者等の受け入れ、トリアージ、治療及び搬送等に努めるほか、県救護本部長の要請に基づき医療救護班及び医療スタッフの派遣を行う。

1 災害拠点病院等の指定

災害時の医療活動の拠点施設及びこれを支援する医療機関として、県は、災害拠点病院及び災害支援病院を指定している。災害拠点病院は、災害時の救急患者に対する診療、消防機関等と連携した傷病者等の受け入れ及び広域搬送、医療救護班の派遣及び地域の他の医療機関への応急用医療資機材の提供を行い、災害支援病院は、災害拠点病院の機能の支援を行うものとする。

2 応急医療救護活動

県は、県本部を設置した又はすることとなった場合、震度6弱以上の地震が発生した場合等、大規模災害が発生した場合には、別図の体制をとり、応急医療救護活動及び後方医療救護活動を行うものとする。

3 医療機関救護業務

災害時の医療救護班、歯科医療救護班の応急医療救護業務は次のとおりである。

- (1) 被害情報の収集及び伝達
- (2) 応需情報（診療可能状況）の報告
- (3) 傷病者の検査及びトリアージ
- (4) 重症患者の後方医療機関への搬送
- (5) 傷病者の処置及び治療
- (6) 助産救護
- (7) 医療救護班、医療スタッフの派遣

(8) 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

第7 歯科医療対策

市は、歯科医師会、歯科医療機関の協力を得て、救護所において、又は巡回診療によって歯科医療救護活動を行う。

1 情報の収集・提供

診療可能な歯科医療機関の情報、口腔保健センターの稼働状況を把握し、被災者及び関係機関へ積極的に診療情報を提供する。

2 診療体制の確保

必要に応じて、歯科医療救護班、巡回歯科診断車の派遣を要請するほか、輸送機関等の協力を得て集団診療を実施する。

3 歯科保健対策

歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会等の協力を得て、避難所又は被災地における歯科保健相談、指導等を実施する。

第8 精神保健医療対策

精神障がい者の被災による治療機会の喪失、被災体験からくる精神疾患の急発や急変、避難所生活等による精神疾患等に対しては、市内関係機関に協力を依頼して精神救護活動を行うものとするが、対応が困難な場合等には、県医療救護対策本部（障害福祉課）に対して精神科救護班の派遣、精神科病院の空床の確保等を要請するものとする。

第9 被災傷病者等の搬送体制の確保

1 緊急搬送の対象

- (1) 緊急搬送を必要とする被災傷病者
- (2) 被災地へ搬送する医療救護班（医療資器材、医薬品、食料等を含む。）
- (3) 医療救護のために必要な医薬品等

2 搬送体制

上記1の搬送の場合には、最も効率的かつ実現性の高い搬送手段、搬送経路を選択し行うものとする。

(1) 搬送手段

- ア 救急車
- イ 庁用車両
- ウ 自家用車両
- エ 防災ヘリコプター

(2) 搬送経路

「山梨県大規模災害時医療救護マニュアル」によるものとする。

(3) 搬送体制の整備

災害発生時に傷病者等を迅速に搬送できるよう、あらかじめ次の事項に留意して傷病者搬送体制を整備しておくものとする。

搬送体制整備上の留意事項

- 情報連絡体制……………傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。
- 医療内容等の把握……………あらかじめ市内の医療機関はもちろんのこと、近隣市町村の医療機関の規模、位置及び診療科目等を把握し、おおよその搬送順位を決定しておく。
- 搬送経路確保体制……………災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、緊急輸送道路の確保に係わる関係道路管理者との連携体制を図るとともに、南甲府警察署からの交通規制状況を把握する等の、搬送経路の確保体制を確立する。

第10 災害医療情報等の収集・提供等

1 災害医療情報等の収集

医療救護活動を迅速かつ効果的に実施するため、初動期において次の情報の収集に努める。

- (1) 震度その他自然災害の規模、地域性及び広域性
- (2) 死傷病者の発生状況
- (3) 住民の避難状況（場所、人数等）
- (4) 医療機関の被害、診療・収容能力
- (5) 医薬品卸売業者、指定薬局等の被災状況、供給能力
- (6) 被災地域の通信、交通、水道、電気、ガス等の被害状況
- (7) 出動可能な医療救護班の数、配置
- (8) 関係機関との連絡先・連絡方法の確認
- (9) 周辺市町村の状況
- (10) 医療機関の医薬品の受給状況
- (11) 医療機関における受診状況
- (12) 活動医療救護班等の派遣機関、派遣先、派遣班数、巡回診療の状況
- (13) 避難所等の生活、保健、医療情報

2 災害医療情報の提供

- (1) 総務対策部は、次の医療情報を住民に提供するよう努めるものとする。

なお、情報提供は、防災行政無線、広報車、市ホームページへの掲載等によるものとする。

ア 診療可能な医療機関の情報

名称、所在地、電話番号、診療科、診療日・診療時間、診療機能に関する制約等

イ 医療救護所等に関する情報等

医療救護所の所在地、連絡方法、診療時間、特定科診療日、巡回医療救護班の活動地域・診療時間、健康診断・保健指導窓口の開設日時、歯科医療救護班や精神科救護所の開設場所・診療時間帯等

- (2) 保健福祉対策部は、特に次の医療情報について、把握、収集に努め、家族等からの照会に対して積極的に回答に努めるものとする。

ア 被災入院患者の氏名

イ 搬送患者の転送先、入院患者の転院先・退院先

ウ 診療機能に関する情報全般

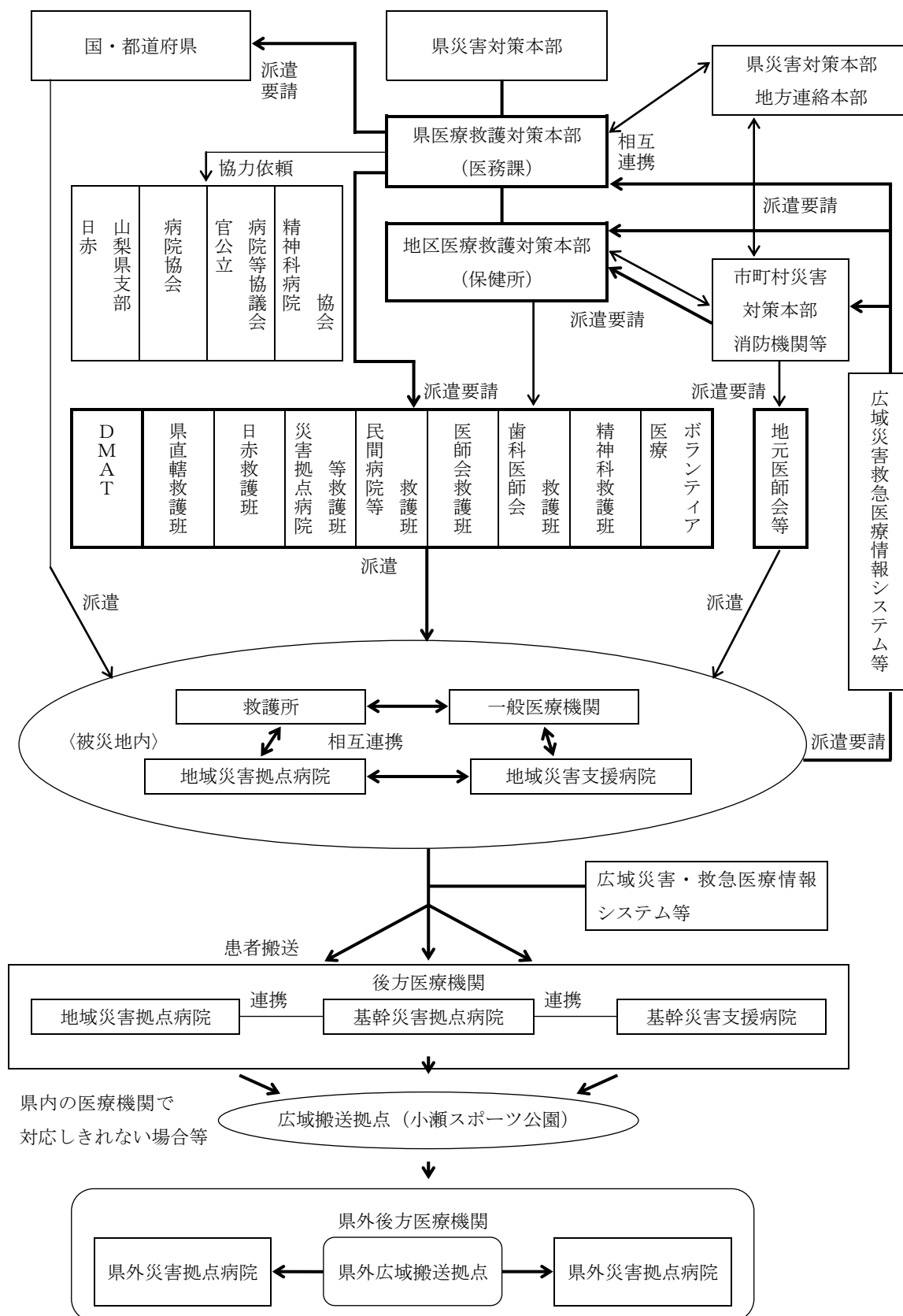
第11 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編	・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）	P 532
	・ 関係医療機関一覧	P 354

別図

医療救護体制及び医療救護班の派遣体系



第 18 節 防疫計画

(健康推進課)

災害時には生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件となるため、防疫措置を実施し、感染症発生の未然防止及びまん延の防止に万全を期するものとする。

第 1 実施責任者

被災地における防疫は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。

第 2 防疫活動

1 市の防疫組織

保健福祉対策部は、保健師とともに中巨摩医師会の協力を得て防疫組織を編成し、中北保健所との連携のもと、防疫活動を迅速に実施する。

2 感染症予防業務の実施方法

市は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、この節において「法」という。)の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

法第27条第2項の規定により、知事の指示に基づき消毒を実施するものとする。実施にあたっては、同法施行規則第14条に定めるところに従って行うものとする。

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条第2項の規定により、知事の指定区域内で知事の指示に基づきねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとし、実施にあたっては、同法施行規則第15条に定めるところに従って行うものとする。

(3) 物件に係る措置

法第29条第2項の規定により、知事の指示に基づき必要な措置を講ずるものとし、実施にあたっては同法施行規則第16条に定めるところに従って行うものとする。

(4) 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定により、知事の指示に基づき生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

3 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

4 避難所の防疫指導等

避難所は、多数の避難者を収容するため、また応急的なものであるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。市は、避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。この際、避難者による自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図るものとする。

5 広報等の実施

市は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識をもち、その予防に注意を払うよう、防災行政無線による広報や広報車による巡回放送、またパンフレット等の配布を行うものとする。

6 その他

法及び予防接種法並びにこれらの法の施行令、施行規則等の規定に従って措置するとともに、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により防疫措置に万全を期す。

第3 防疫用資器材及び薬剤

1 防疫用資器材

防疫用資器材は、市保有防疫用機器を使用する。不足する場合は、関係業者から調達する。

2 防疫用薬剤

防疫用薬剤は、市が備蓄しているものを使用する。不足する場合は、取扱業者から調達する。

3 応援協定に基づく緊急調達

市内等で必要な防疫用資器材等が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町村から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達の斡旋を要請する。

資 料 編	・ 災害時における相互応援に関する協定書	P 370
	・ 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P 373
	・ 災害時等の相互応援に関する協定書	P 378
	・ 山梨県中央市と静岡県牧之原市との間における 災害時等の相互応援に関する協定書	P 380

第19節 食料供給計画

（農政課、商工観光課、税務課、教育総務課）

災害の発生によって食料品の確保ができない被災者に対して、速やかに食料の供給を行い、人心の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者及び災害応急業務の従事者に対する食料の確保と炊き出し、その他食品の提供は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。

第2 災害時における食料の供給基準

1 炊き出しの対象者

- (1) 避難所に収容した者
- (2) 住家の災害のため全壊又は滅失し、炊事の方途のない者
- (3) 救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

2 供給品目

供給品目は、原則として米穀とし、実情に応じて弁当、乾パン、缶詰、インスタント食品等と

するものとする。

3 供給の数量

1人当たりの供給数量は、次のとおりとする。

(1) 被災者等に対して供給する災害救助用米穀の基準は、1食あたり玄米200グラム（精米180グラム）とし、乾パンについては、115グラムを1食分とする。

(2) 乳児及び幼児用粉乳

乳児及び幼児用粉乳については、必要量を市内の薬局から調達するものとする。

第3 食料の供給計画

1 事前措置

市は、食料の供給計画の策定にあたっては、「山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）」の本市における避難者数等を参照するなど必要数量等を把握し、計画的に備蓄を推進するとともに、不足した場合に備え、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、生産者、販売業者及び輸送業者等と十分協議し、その協力を得て実効性の確保に努める。

2 米穀の確保

(1) 被災者等に対して供給の必要があると認めた場合は、知事に対し応急用米穀の必要数量を通知し、知事又は知事の指定する者より購入するものとする。

(2) 各自主防災会においては、災害発生を想定して、常時自主防災会の人数に相応した自主的な「非常米」の備蓄を確保しておくものとする。

(3) 市内の米穀販売業者は、非常災害に備えて、いつでも市の要請に基づいて、備蓄米の配給を行うものとする。

(4) 協定締結市町村に必要な米穀の供給を依頼する。

3 災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の緊急引渡要領

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省生産局長は知事からの通知を受けて延納売却を行うものとする。

市長は、通信等の途絶のため知事の指定を受けることができない場合、農林水産省生産局長に対し、所定の文書をもって緊急引渡し of 要請を行い、現品を受領するものとする。

このほか、引渡し処理等の方法については、「災害時における食糧供給対策実施要領」によるものとする。

4 弁当、乾パン及びパンの確保

被災者への食料供給は、状況により弁当、乾パン等の供給が適当と判断した場合は、市内の仕出し業者、食料販売業者、製パン業者、また中央市商工会等に協力を要請し、弁当、乾パン及びパンを確保する。

5 副食、調味料等の確保

副食、調味料等については、市内の食料販売業者及び商工会等に協力を要請し、確保するものとする。また、状況により協定締結市町村から必要な副食等の供給を依頼する。

調達時の留意事項

- ① 被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかいもの、乳児に対して調製粉乳など、また寒い時期には温かいものなど）。
- ② 梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。

資 料 編	・災害時における相互応援に関する協定書	P 370
	・大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P 373
	・災害時等の相互応援に関する協定書	P 378
	・山梨県中央市と静岡県牧之原市との間における 災害時等の相互応援に関する協定書	P 380

第4 食料集積所の確保

他市町村等から搬送される救援食料及び調達食料の集積所を次の施設に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援食料等は、市民対策部の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、当該施設に管理責任者として市民対策部職員を配置し、食品の衛生管理に万全を期するものとする。

施 設 名	所 在 地	電話番号
田富市民体育館	中央市臼井阿原1740—76	(055) 273—1473

第5 炊き出しの実施

1 炊き出し場所

炊き出しのための施設は、市内公立学校のうち、給食調理場の施設を有する学校の施設を必要により利用するものとする。

また、状況によっては各避難所で炊き出しを実施する。

2 炊き出し従事者

炊き出しの従事者は、市民対策部を中心とする市職員をもって充てるほか、協力者として日赤奉仕団、ボランティア、自主防災会等の協力を得るものとする。

3 炊き出し用燃料等

炊き出し用燃料等については、市内業者の協力を得て確保するものとする。

第6 住民による備蓄の推進

大規模災害が発生した場合は、発生直後の食料確保は困難が予想されることから、住民に対し家族構成に応じた食料の備蓄を行うよう広報を実施する。

第7 国、県への物資等の供給の要請等

1 市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄する物資等が不足し、必要な災害応急対策の実施が困難と認めるときは、知事に対し、必要な物資の供給等を求めるものとする。

2 市長は、事態の緊急性等に照らし必要な場合には、国に物資等の供給等を直接依頼するものとする。

3 国は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、知事又は市長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、市長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

5 国、県、市及びその他防災関係機関等は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄物資等の供給に関し、相互に協力するよう努める。

第8 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

P 532

第20節 生活必需物資供給計画

（危機管理課、農政課、税務課）

災害により、住家に被害を受け、日常欠くことのできない被服、寝具等を失い、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者に対して、一時の急場をしのぐ程度の生活必需品の給（貸）与を実施する。

第1 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の供給は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。

第2 実施方法

1 給（貸）与対象者

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品をそう失し、又はき損したため、直ちに日常生活を営むことが困難である者に対して行う。

2 給（貸）与対象品目

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (1) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (2) 被服（洋服、作業衣、婦人服、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等）
- (5) 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- (6) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (7) 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、固形燃料、木炭、灯油等）

3 必要物資の把握

農政観光対策部は、被災者が必要とする生活必需物資の品目・数量を、当該避難所の施設管理者や自主防災会、ボランティア等の協力を得て速やかに把握し、N T T回線、市防災行政無線等により、総務対策部へ報告する。

4 生活必需品等の確保

(1) 備蓄物資の供給

総務対策部は、被災者への生活必需品等の給与又は貸与が必要な場合、平素から備蓄している毛布等の生活必需物資を速やかに供給する。

(2) 市内業者等からの調達

農政観光対策部は、中巨摩東部農業協同組合、甲斐酪農協同組合、中央市商工会等に協力を依頼して必要な生活必需品を調達する。

資 料 編	・災害備蓄品一覧	P 361
	・中央市コミュニティ防災センター条例	P 523
	・中央市防災公園条例	P 525

(3) 応援協定に基づく調達

上記(1)、(2)でも必要な生活必需物資が被災者に供給できない場合には、協定締結市町村又は協定締結事業者に必要な生活必需物資の供給を依頼する。

(4) 国、県への応援要請

ア 市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄する物資等が不足し、必要な災害応急対策の実施が困難と認めるときは、知事に対し、必要な物資の供給等を求めるものとする。

イ 市長は、事態の緊急性等に照らし必要な場合には、国に物資等の供給等を直接依頼するものとする。

ウ 国は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、知事又は市長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

エ 知事は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、市長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

オ 国、県、市及びその他防災関係機関等は所掌事務又は業務について、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄物資等の供給に関し、相互に協力するよう努める。

カ 県及び市は、物資の供給、輸送については、被災地のニーズを把握し、優先すべき案件を整理し、輸送ルートの確保、配送、分配を適切に行う。

資 料 編	・災害時における相互応援に関する協定書	P 370
	・大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P 373
	・災害時等の相互応援に関する協定書	P 378
	・山梨県中央市と静岡県牧之原市との間における 災害時等の相互応援に関する協定書	P 380
	・災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	P 412
	・災害時における石油燃料等の供給に関する協定書	P 420

5 販売業者への指導

生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、販売業者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。

第3 救援物資集積所の確保

県及び他市町村等から搬送される救援物資及び調達物資の集積所を次の施設に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

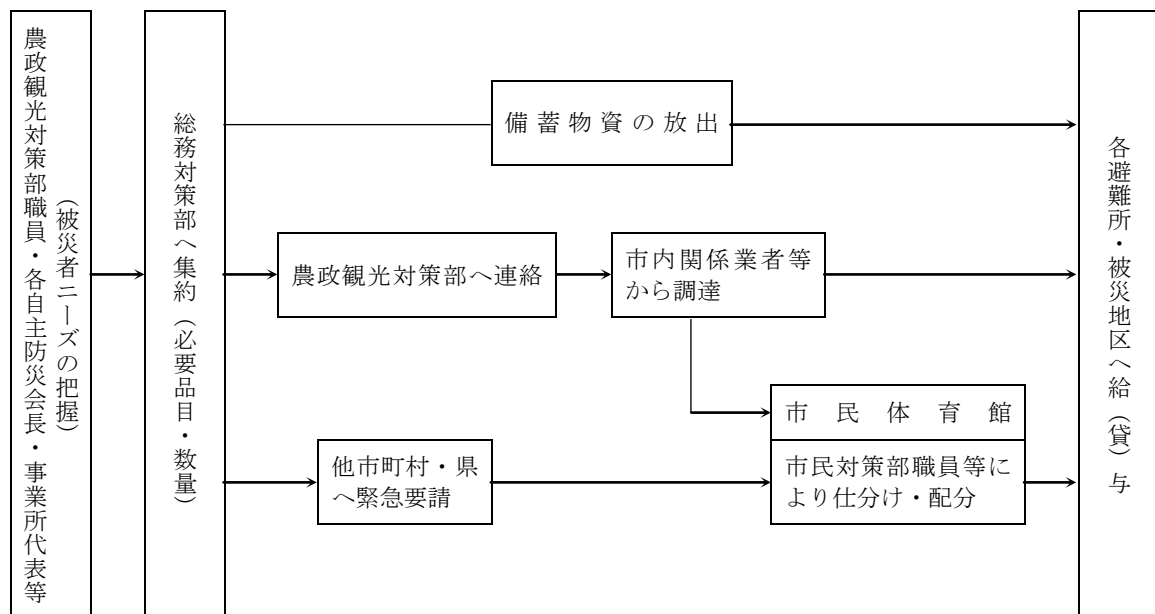
当該施設に搬送された救援物資等は、市民対策部の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

る。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期するものとする。

施設名	所在地	電話番号
田富市民体育館	中央市臼井阿原1740—76	(055) 273—1473

生活必需品等の供給フロー



第4 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編・山梨県災害救助法施行細則（別表）

P 532

第5 災害救助法の適用にいたらない場合の給与

災害救助法の適用にいたらない災害によって被害を受けた被災者に対する援助は災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年条例第103号）及び災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成18年規則第52号）によるものとする。また、「山梨県小災害内規」により、生活必需品の給与及び見舞金等の支給が県により実施されるため、市は、災害の状況によっては県に対して「山梨県小災害内規」に基づく応急的援助を要請するものとする。

第21節 給水計画

（水道課）

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

第1 実施責任者

被災者に対する飲料水供給の実施は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。

第2 給水活動

1 給水方法

災害により水道水の使用不能の場合には、建設対策部は次により給水活動を実施する。

(1) 備蓄飲料水の放出

防災備蓄倉庫に備蓄している飲料水を避難者に供給する。

(2) 搬水による給水

近隣の水道から給水車等を使用して搬水し、消毒のうえ緊急給水を実施する。

(3) ろ水機による給水

河川水、溜水等をろ水機によりろ過し、消毒のうえ給水を実施する。

(4) 民間井戸水の利用依頼

飲用井戸等の所有者に井戸水の利用を依頼する。なお、利用の際には、必要により井戸水の水質検査を実施する。

(5) 応援協定に基づく緊急調達

必要量の飲料水が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町村から緊急調達し、被災者に供給する。

給水時の留意事項

① 給水の優先順位

給水は、避難所、医療機関、社会福祉施設等緊急性の高い所から行う。

② 要配慮者への配慮

ひとり暮らし高齢者や障がい者等の要配慮者に対しては、状況により福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、ポリタンク等による戸別給水を実施するなど、要配慮者に配慮した給水活動を行う。

資料編	・災害時における相互応援に関する協定書	P 370
	・大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P 373
	・災害時等の相互応援に関する協定書	P 378
	・山梨県中央市と静岡県牧之原市との間における 災害時等の相互応援に関する協定書	P 380
	・災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	P 412

2 必要給水量

給水は、1人1日3リットルを確保するものとする。

3 給水場所

災害の状況に応じ、避難場所、被災地等に給水所を設置し、給水所への運搬給水する拠点給水方式で給水を行う。

4 応急給水用資機材等の確保

給水の早期実施体制確立のため、給水に必要な資機材及び配管工等技術者の確保に努める。

給水車及び応急給水用資機材は、市保有のものを活用して応急給水を行うものとするが、不足する場合には、市内業者あるいは協定締結市町村から必要な応急給水用資機材等を確保する。

なお、本市の応急給水資機材の保有状況は、資料編のとおりである。

資料編	・災害備蓄品一覧	P 361
-----	----------	-------

第3 水質の保全

災害時には、衛生的環境の悪化するおそれがあるので、水道水についても水質検査を強化するとともに、必要に応じて塩素の注入量を増加するなど、水質の保持に万全を期するものとする。

1 運搬給水の水質

運搬給水にあたり、運搬用具の洗浄、消毒を行うものとする。

2 応急復旧後の検査

配水管の破損箇所の復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了した場合は、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行うものとする。

第4 給水施設の応急復旧

1 被害状況等の把握

建設対策部は、災害発生後、直ちに水道施設、設備の被害状況を調査するとともに、電力の供給状況等についても把握する。また、住民からの通報等により断水地域の把握に努める。

被害が発生した場合には、速やかに県に報告する。（水道災害については「山梨県水道災害危機管理マニュアル」に定める様式により県（中北保健所）へ別途報告する）

2 応急復旧活動の実施

応急復旧にあたっては、被害の状況により市指定給水装置工事事業者等の協力を得て実施するものとするが、優先順位を定めるなど効率的な作業を進めるものとする。

(1) 送・配水管路

管路の復旧作業は早期通水の立前から管の破壊、継手の脱出等、管路の切断状態の復旧を最優先し、継手漏水等については通水可能な限り、二次的なものとして扱う。

また、復旧方式については、管路の被害状況により既設管の応急復旧と臨時配水管の敷設を併用し、原則として上流から作業を進める。

(2) 給水装置

給水装置の応急復旧は、配水管路の応急復旧と並行して、道路部分の復旧を行うとともに、給水拠点、その他必要場所への応急給水栓の設置を行う。また、倒壊家屋及び焼失家屋の給水装置についても、必要に応じて止水栓又は給水管の一時閉止等の応急処置を行う。

資料編・中央市上水道給水装置工事事業者一覧

P 332

第5 広報の実施

1 断水時の広報

水道施設の被災により断水した場合は、断水地区の住民に対して、防災行政無線、広報車等により断水状況、復旧見込み、また水質についての注意事項等の広報を行う。

2 応急給水実施時の広報

応急給水を実施する場合には、防災行政無線、広報車等により給水場所・時間、給水方法等について被災地の住民に周知を図る。

第6 住民による備蓄の推進

大規模な災害が発生した場合には、発生直後の給水が困難であることから、住民に対し家庭内の必要量の飲料水・ポリ容器等の備蓄、また浴槽等に風呂水の汲み置きをするなどの措置を行うよう、広報紙等を通じて広報を行う。

第7 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編 ・ 山 梨 県 災 害 救 助 法 施 行 細 則 （ 別 表 ）

P 532

第22節 教育計画

（教育総務課、生涯教育課）

教育施設又は児童・生徒等の被災により、通常の教育の確保を図ることが不可能な場合、教育施設の応急復旧及び被災児童・生徒等に対する学用品の給与等、応急教育を実施するものとする。

第1 実施責任者

市立の学校における災害応急教育は、教育対策部が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、市長の協力を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには、市長が市教育委員会及び各学校長の協力を得て実施するものとする。

第2 応急教育体制の確保

1 応急教育の実施予定場所の確保

教育対策部は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、あらかじめ応急教育の実施予定場所を選定する。

災害の程度	応急教育の実施予定場所
学校の一部が被災したとき	① 特別教室、空き教室、体育館等の使用 ② 二部授業の実施
学校の全部が被災したとき	① 公民館、公共施設等の使用 ② 近隣学校の校舎の利用
特定の地区全体が被災したとき	災害を受けなかった地区又は避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設等の使用
市内の大部分が被災したとき	① 避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設の使用 ② 応急仮校舎の建築

2 教員の確保

教育対策部は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教員を確保する。

- (1) 欠員者の少ない場合は、学校内で操作する。
- (2) 近隣校との操作を行う。
- (3) 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。
- (4) 欠員（欠席）が多数のため、(1)から(3)までの方途が講じられない場合は、県教育委員会に要請し、県において配置するよう努める。

第3 災害時の応急措置

1 被害状況の把握等

発災時には、校長は、災害の規模、児童・生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに

把握するとともに、教育対策部に報告する。

なお、児童・生徒等が負傷した場合は、速やかに応急手当を実施するとともに、必要により医療機関への搬送、救急車の手配等適切に対処する。

2 児童・生徒等への対応

校長は、災害の状況に応じ、教育対策部へ連絡のうえ、臨時休校等適切な措置をとる。

(1) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、電話連絡網等によって保護者に伝えるものとする。

(2) 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、校長は教育対策部と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底したうえ、集団下校させるものとするが、低学年児童については、教職員が地区別に付き添う等の適切な措置をとるものとする。

(3) 校内保護

校長は、災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者へ連絡を行う。なお、この場合、速やかに教育対策部に保護した児童・生徒等数その他必要な事項を報告する。

(4) その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長は、教育対策部と協議し、児童・生徒等の安全を第一に考え決定するものとする。

3 避難措置

校長は、災害の状況により避難が必要と判断した場合には、各学校であらかじめ定めた計画により、児童・生徒等を適切に避難させる。

(1) 避難順序は秩序正しく非常出入口に近い所から低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。

(2) 校長は、避難誘導の状況を逐次市教育委員会に報告し、また保護者に通報する。

(3) 校長は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画を立て、明らかにしておく。

4 健康管理

(1) 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防の万全を期する。

(2) 被災児童・生徒等の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等によるカウンセリングを実施する。

(3) 浸水被害を受けた学校については、教室、給食施設、トイレ等防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

5 危険防止措置

(1) 理科室、実験室、保健室等に保管している化学薬品、器具等について、速やかに安全確認を行う。

(2) 学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。

6 給食等の措置

- (1) 学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急処理を行い給食の実施に努める。
- (2) 状況によっては、近隣の給食実施校から給食の応援や、給食物資、作業員等の応援を依頼し、給食の実施に努める。
- (3) 学校が住民の避難所として使用される場合は、当該学校給食施設・設備は、被災者用炊き出しの用にも供されるため、学校給食及び炊き出しの調整に留意する。
- (4) 衛生管理に十分注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。

7 その他

学校内に避難所が開設された場合、校長は、市及び教育委員会との事前協議に基づき避難所の管理運営を支援するものとする。

第4 学用品等の確保

教育対策部は、学校施設の管理運営及び学校教育に必要な授業用資材、学習用品その他応急物品の確保を図るとともに、必要に応じて学校等に配布するものとする。

また、被災児童・生徒等に対する教科書及び学用品の給付は、災害救助法に基づいて行うものとする。

第5 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

P 532

第23節 清掃計画

（環境課、下水道課）

災害地から排出されたごみ、し尿、災害廃棄物（がれき）等の廃棄物を適正に処理し、災害地の環境衛生の保全と早期の復興を図る。

第1 実施責任者

ごみ及びし尿の処理は市長が行うものとするが、被害甚大で市で処理不可能の場合は、中北林務環境事務所環境課に連絡し、他市町村、応援団体又は県の応援を求めて実施する。

第2 ごみ処理

1 被害状況等の把握

市民対策部は、災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況を把握するとともに、道路の被害状況、交通規制情報等を収集して、収集運搬ルートを確認する。また、避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

2 収集方法

- (1) 災害時のごみの収集は、委託・許可業者に協力を要請し、緊急を要する地域から速やかに収集、運搬する。

なお、収集する際には、委託・許可業者と収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図るものとする。

- (2) 収集場所は指定の集積所とするが、被災地の状況に応じて臨時集積所を設置し、緊急に収

集、処理する必要のある地区から実施する。

資 料 編 ・ 一般廃棄物収集運搬業者等一覧

P 345

3 収集順位

環境衛生上の点から次のものを優先して収集する。

- (1) 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ
- (2) 浸水地域のごみや重要性の高い施設（避難所等）のごみ

4 処理方法

- (1) 可燃ごみ及び不燃ごみは、ごみ処理施設で処理する。
- (2) 被害が甚大で市では処理が困難な場合には、県（山梨県中北林務環境事務所環境課）あるいは、近隣市町村に協力を依頼して処理する。

施設名	所在地	電話番号	処理能力
中巨摩地区広域事務組合清掃センター	中央市一町畑1189	(055) 273—5711	270 t / 日

5 ごみ処理量の算出

ごみ処理量については、次の基準値を目安に算出する。

粗大ごみ発生量の算出基準

粗大ごみ発生量＝被害棟数×粗大ごみ発生源単位（1.03 t / 棟）

6 広報の実施

収集方法やごみ集積場所等の変更があった場合には、防災行政無線や広報車等により住民に対して広報を行うとともに、ごみの分別の徹底を周知する。

なお、ごみ集積所の管理・衛生については、自主防災会等の協力を依頼して実施するものとする。

第3 し尿処理

1 被害状況等の把握

市民対策部は、災害発生後、速やかにし尿処理施設の被害状況を把握するとともに、道路の被害状況、交通規制情報等を収集して、収集ルートを確認する。また、水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

2 収集方法

し尿の収集は、許可業者に協力を要請し、緊急を要する地域から速やかに収集、運搬する。なお、収集する際には、許可業者と収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図るものとする。

資 料 編 ・ し尿収集許可業者一覧

P 346

3 処理方法

- (1) 収集したし尿の処理は、し尿処理施設で行う。
- (2) 被害が甚大で市では処理が困難な場合には、県（山梨県中北林務環境事務所環境課）あるいは、近隣市町村に協力を依頼して処理する。

施設名	所在地	電話番号	処理能力
中巨摩地区広域事務組合衛生センター	中央市乙黒1083—3	(055) 273—4167	85kl / 日

4 し尿処理量の算出

し尿処理量については、次の基準値を目安に算出する。

し尿処理量の算出基準

$$\text{し尿発生量} = (\text{避難住民数} + \text{断水世帯人口}) \times \text{発生源単位} (1.2 \text{リットル} / \text{人} \cdot \text{日})$$

5 仮設トイレの設置

断水によりトイレが使用できない等の場合は、速やかに仮設トイレを確保し、避難所、被災地域等に設置する。なお、仮設トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

6 広報の実施

仮設トイレを設置した場合には、住民に対して設置場所等を防災行政無線や広報車等により周知を図るものとする。

第4 災害廃棄物処理

1 発生量の把握

大規模災害発生時には、倒壊家屋等大量の災害廃棄物が発生するため、被害の状況から速やかに災害廃棄物の発生量を把握し、必要な機材や仮置場を確保する。

がれき発生量の算出基準

$$\begin{aligned} \text{がれき発生量 (t)} &= 1 \text{棟あたりの平均床面積 (m}^2\text{)} \times \text{発生源単位} \\ &\times \text{解体建築物の棟数} \\ \text{がれき発生源単位: 木造} & 0.696 \text{t} / \text{m}^2 \\ & \text{鉄筋} \quad 1.107 \text{t} / \text{m}^2 \\ & \text{鉄骨} \quad 0.712 \text{t} / \text{m}^2 \end{aligned}$$

2 仮置場の確保

災害時において発生する倒壊家屋等のがれきは、処理に長時間を要するため、がれきの発生量、道路状況等を勘案して、避難の完了した避難地等の公有地の中から仮置場を確保する。

3 分別収集体制の確保

災害時において大量に発生する災害廃棄物を効率よく処理・処分するためには、排出時における分別の徹底が必要であるので、分別収集体制の確保を図る。

4 がれきのリサイクル

応急活動後、市は、がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破砕・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

第5 応援協力要請

市のみで廃棄物の処理業務が不可能又は困難な場合は、県、他市町村に応援を要請し、速やかに収集・処理を行う。

また、市は、あらかじめ民間の清掃業者、し尿処理業者及び仮設トイレ等を扱うリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協体制の整備に努める。

第6 死亡獣畜の処理

死亡獣畜は、死亡獣畜取扱場で処理するものとする。

第7 降灰除去等

- 1 市は、火山噴火による降灰があった場合、県や近隣市町、関係機関と協力して降灰分布を把握するとともに、甲府地方気象台等から降灰にかかわる風向・風速情報を収集し、報道機関の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。
- 2 民有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、市が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置場までの搬入を各事業者の責任において実施するものとする。
- 3 市は、清掃、集積した火山灰の一時的仮置場、火山灰の利用、処分等について事前に検討を行う。
- 4 道路管理者は、あらかじめ、ロードスweeper等の道路除灰作業に活用可能な資機材の所有状況を把握するとともに、火山噴火に伴う道路除灰作業計画の策定に努める。
なお、大量の降灰や広範囲の降灰で、除灰機材の確保や作業方針の調整が必要な場合には、関係機関と連携を図り、道路除灰作業の方針を決定するものとする。
- 5 鉄道事業者（東海旅客鉄道（株））は、降灰により鉄道施設に障害が生じたときは、工事関係者等の協力を得て降灰の除去等の応急対策を実施する。

第24節 応急住宅対策計画

（建設課）

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所を修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、市長が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、建築資器材について応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から委任されたときには市長が行うものとする。

第2 供与及び修理の対象者

- 1 応急仮設住宅を供与する被災者
 - (1) 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。
 - (2) 居住する住家がない者であること。
 - (3) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。
 - ア 特定の資産のない失業者
 - イ 特定の資産のないひとり親家族
 - ウ 特定の資産のない老人、病弱者、身体障がい者
 - エ 特定の資産のない勤労者
 - オ 特定の資産のない小企業者
 - カ アからオまでに準ずる者

2 応急修理を受ける者

- (1) 災害によって住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
- (2) 自らの資力をもってしては、応急修理ができない者

第3 設置場所の選定

1 建設予定地

市は、応急仮設住宅の建設予定地として次の用地を選定している。応急仮設住宅建設の必要が生じた場合には、災害の状況、災害発生場所等を勘案し、当該用地に適切かつ迅速に建設するものとする。

応急仮設住宅建設候補地リスト

作成日 平成27年11月

候補地の名称 (通称)	所在地 (地名地番)	土地所有者	敷地面積 m ²	建設戸数 戸	特記事項
豊富農村広場	中央市大鳥居3866	中央市	7,950	68	
農村公園	中央市関原1018	中央市	32,792	131	飲水兼用防火水槽
鍛冶新居第二公園	中央市山之神3629―1	中央市	3,001	36	
田富ふるさと公園	中央市臼井阿原1740	中央市	10,293	109	
田富福祉公園 (ゲートボール場)	中央市臼井阿原205―1	中央市	13,413	39	
玉穂ふるさとふれあい広場	中央市乙黒1―1	中央市	43,000	170	
中巨摩地区第二公園グラウンド	中央市一町畑286―1	中巨摩広域 事務組合	25,633	185	

2 建設用地の選定

災害により、当該用地に建設ができない場合、あるいは当該用地だけで不足する場合は、次の事項等に留意して選定するものとする。

なお、応急仮設住宅は原則として公有地に建設するものとするが、やむを得ない場合は私有地に建設する。この場合には、後日問題の起こらないよう十分協議する。

- (1) 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所
- (2) 相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所
- (3) 被災者の生業の見通しが立つ場所
- (4) 水害、液状化等の二次災害のおそれがない場所

第4 建設資機材及び業者の確保

市は、木材業者及び市内建設業者（大工、左官、建具、ブリキ職、配線工等）の協力により仮設住宅の建設を行うものとするが、災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

なお、応急仮設住宅を建設する際、建設の構造及び仕様については要配慮者に配慮するよう努める。

第5 入居者及び修理対象者の選考

1 市営住宅への入居

市は、中央市営住宅条例（平成18年条例第158号）の規定に基づき、災害により住宅が滅失し

た者には、公募を問わず、優先的に入居させるものとする。

2 応急仮設住宅への入居又は住宅の応急修理

応急仮設住宅の入居者及び被災住宅の応急修理対象者の選考にあたっては、選考委員会等を受け、要配慮者を優先的に入居させるとともに、被災者の資力その他の実情を十分調査し、必要に応じ民生委員等の意見を徴する等、公平な選考に努める。

第6 管理及び処分

- 1 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。
- 2 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

第7 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

P 532

第25節 救出計画

（市民課、消防本部、消防団、警察署）

災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者等を搜索し、又は救出してその者の保護に万全を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者の救出は、原則として市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。

第2 救出の対象者

災害のため、家屋流失の際とともに流されたり、地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合等生命、身体が危険な状態にある者とする。

なお、災害のため、現に生命、身体が危険にさらされ、客観的にも明らかに救出を要する状態とは、例えば、次のような場合である。

- 1 火災の際に火中に取り残されたような場合
- 2 地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合
- 3 水害の際に、流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合

第3 救出の方法

1 救出班の編成

- (1) 救出活動は、消防対策部を中心とした消防団班をもって救出班を編成し、市保有の救出資器材等を活用して実施する。必要により自主防災会、南消防署等の協力を依頼する。
- (2) 被災者の救出にあたっては、特に南甲府警察署に協力を要請するとともに、常に緊密な連携のもとに救出にあたるものとする。
- (3) 負傷者の応急手当てを必要とする場合は、中巨摩郡医師会等医療関係機関の協力を得るほか、本章第17節「医療助産計画」の定めるところにより実施する。

2 救出資器材の確保

要救助者の状況に応じて、救出作業に必要な人員、設備、機械器具等を活用して救出を行うものとするが、必要な救出資器材、要員が確保できない場合は、市内建設業者、関係機関及び地域住民等の協力を得て行う。

3 関係機関等への要請

災害が甚大で、市内のみの動員又は市にある資器材では救出が困難な場合は、応援協定に基づき、締結市町村から必要な救助要員や救出資器材等を確保し、救出活動を行うものとする。

また、災害の状況により県、他市町村に協力を要請するとともに、必要によっては自衛隊の派遣要請を知事に要求する。

資 料 編	・ 災害時における相互応援に関する協定書	P 370
	・ 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P 373
	・ 災害時等の相互応援に関する協定書	P 378
	・ 山梨県中央市と静岡県牧之原市との間における 災害時等の相互応援に関する協定書	P 380
	・ 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書	P 398

第4 地域住民による初期活動

1 救出活動

地域住民は、自らの在住地区において建物倒壊、火災炎上等により、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見したときは、危険が及ばない範囲で緊急救助活動や負傷者に対する応急手当等での応急救護活動を実施する。

2 関係機関への通報

要救助者等を発見した場合には、速やかに市及び消防機関等関係機関に通報するとともに、警察、消防署の行う救急・救助活動に積極的に協力する。

3 要配慮者の救護

地区に住む要配慮者に対して、災害発生時には安全の確認や必要な介助等を行うなど、積極的に要配慮者の安全確保を図る。

第5 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編	・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）	P 532
-------	--------------------	-------

第26節 死体の搜索及び保護並びに埋葬計画

（市民課、消防団、環境課、警察署）

大規模な災害により死亡した者や行方不明者に対して、防災関係機関との相互連携により、搜索、処理、埋葬等を速やかに行い、被災地の民心の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

死体の搜索、処理及び埋葬は、市長が行うものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が実施するものとする。

死体の見分、検視は、警察が行うものとする。

第2 行方不明者及び死体の搜索

1 行方不明に関する相談窓口の設置

家族等からの行方不明者の搜索依頼、受付は、市庁舎に相談窓口（担当：総務対策部、市民対策部、農政観光対策部）を設置し、南甲府警察署と連携を図りながら対処するものとする。また、行方不明の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身体、着衣、その他の特徴等必要事項を記録する。

2 搜索活動

搜索活動は、市職員、消防団員のほか南甲府警察署等に協力を要請し、必要な機械器具を借り上げ、搜索班を編成し実施する。また、必要により地域住民の協力を得て行う。

人命救助、救急活動及び死体、行方不明の搜索中に死体を発見したときは、市本部及び南甲府警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

3 搜索の依頼

死体が他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市町村及び死体漂着が予想される市町村に対して、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等を明示して、搜索を要請する。

第3 死体の処理

1 処理方法

- (1) 死体の検案は、原則として医療救護班の医師が実施するものとする。
- (2) 医療救護班が検案を行ういとまがない場合は、一般開業医が行うことができる。検案が開業医によって行われた場合は、その実費弁償を行うものとする。
- (3) 死体の検案は、死亡診断のほか、洗浄・縫合・消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。
- (4) 死体の検案書を引き継ぎ、死体処理票を作成する。

2 死体の輸送

警察官による検視（見分）及び医療救護班による検案を終えた死体は、本部長が指定する死体収容（安置）所に輸送するものとする。

3 身元確認

南甲府警察署、自主防災会等の協力を得て、死体の身元引受人の発見に努め、身元不明者につ

いては、死体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

また、市は、身元不明死体の特徴を市ホームページに掲載する。

4 死体安置・検死場所の開設

市は、死体安置・検死場所予定地として以下の施設を選定している。死体安置・検死場所開設の必要性が生じた場合には、死者の人数、災害発生場所等を勘案し、死体安置・検死場所を開設するものとする。

死体安置・検死場所の開設にあたっては、納棺用品、ドライアイス等必要機材を確保するとともに、死体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設するものとする。

遺体安置・検死場所開設予定地

地域区分	名 称	所在地
田 富	中央市役所田富庁舎 2 階	中央市臼井阿原301— 1
	旧中央市田富健康管理センター	中央市布施1573— 1
豊 富	中央市立農業者トレーニングセンター	中央市大鳥居3770
	中央市役所豊富庁舎 2 階	中央市大鳥居3866
玉 穂	中央市役所玉穂庁舎 2 階	中央市成島2266
	中央市立玉穂 B & G 海洋センター	中央市下河東256

5 死体の収容

- (1) 本部長は死体処理台帳（資料編「各種救助に係る様式」（様式19 … P 566））を作成のうえ、納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に貼付する。
- (2) 市長（本部長）は埋・火葬許可証を発行する。
- (3) 遺族その他の者より死体引取りの申し出があったときは、死体処理台帳によって整理のうえ引渡す。

第 4 死体の埋・火葬

1 埋葬の実施基準

遺族等が災害のため埋葬することが困難な場合は、災害によって死亡した者を応急的に仮葬するものとする。

2 埋葬の実施方法

- (1) 火葬は、火葬場において行うものとするが、災害の状況により当該施設では対応が困難な場合は、他市町村の施設へ搬送して火葬を行う。
- (2) 縁故者の判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が分かり次第、引渡す。
- (3) 埋・火葬に付する場合は、埋葬台帳（資料編「各種救助に係る様式」（様式17 … P 564））により処理するものとする。

資 料 編 ・ 各種救助に係る様式

P 548

第 5 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

P 532

第 2 7 節 障害物除去計画

(建設課)

災害により、住居、炊事場、玄関等に土石及び竹木等の障害物が運ばれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては障害物を除去することができないときに、これを応急的に除去して、被災者の保護を図り、あるいは道路、河川等の障害物を除去する必要がある場合は、おおむね次により措置するものとする。

第 1 実施責任者

- 1 障害物の除去は、市が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事が市長の補助を得て行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。
- 2 障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

第 2 障害物除去の要領

障害物の除去は、建設対策部建設班が担当し、市内建設業者又は山梨県石材技能士会等に請け負わせて速やかに実施する。

市のみでは障害物除去の実施が困難な場合には、県及び他市町村に協力を要請する。

1 住宅障害物の除去

(1) 除去対象者

災害等により住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査のうえ実施する。

- ア 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に流入したため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- イ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの
- ウ 住家が半壊又は床上浸水したもの
- エ 原則として、当該災害により住家が直接被害を受けたもの

(2) 優先除去の決定

市は、障害物の除去を必要とする住家を把握するとともに、障害物による支障状況、また半壊・床上浸水状況の程度等を確認のうえで、除去の順位を決定する。

2 道路等の障害物の除去

(1) 除去の優先順位

早急に被害状況を把握し、市所管の道路に障害物が堆積した場合は、速やかに県に報告するとともに、市指定緊急輸送道路（本章第13節「緊急輸送計画」参照）等重要な道路から除去し、道路機能の早期確保に努める。

(2) 道路管理者等に対する連絡

国道、県道に障害物が堆積し、通行不能となった場合、また河川に障害物が滞留し、水害のおそれがある場合は、この旨を管理者に通報し、これらの障害物の速やかな除去を要請する。

第3 障害物の集積場所の確保

除去した障害物は、交通に支障のない、また住民の日常生活に支障のない公有地を選定し集積するものとするが、適当な場所がないときは、所有者の承認を得て私有地を借り上げ使用する。その際には、後日問題が起こらないよう所有者との間で十分協議する。

第4 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

P 532

第28節 生活関連事業等の応急対策計画

（東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社、東京ガス山梨(株)、消防団、消防本部、郵便局）

第1 電力事業施設応急対策（東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社）

災害時の電気供給のための応急対策は、東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社の計画によるものとするが、おおむね次のとおりである。

1 防災体制

(1) 非常態勢の区分

非常態勢の区分	非 常 態 勢 の 条 件
第 1 非 常 態 勢	・被害の発生が予想される場合 ・被害が発生した場合
第 2 非 常 態 勢	・大規模な被害が発生した場合 (大規模な被害の発生が予想される場合を含む。)
第 3 非 常 態 勢	・大規模な被害が発生し、停電復旧に長期化が予想される場合 ・東海地震注意情報が発表された場合 ・警戒宣言が発せられた場合 ・県内並びに首都圏で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合

(2) 災害対策組織

災害が発生したとき、山梨支店内に災害対策本部を、支社に同支部を設置する。

2 応急復旧対策

(1) 応急対策要員、資機材の確保

応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査、把握しておき、定められたルートによって、速やかに対応する。

また、工具、車両、発電機車、変圧器車等を整備して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の確保に努める。

(2) 設備の予防強化

ア 洪水等の被害を受けるおそれのある発電所においては、諸施設の災害予防について応急措置を講じる。

イ 工事実施中のものは、速やかに工事を中止し、あるいは補強又は応急措置を講じる。

(3) 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として送電を継続するが、災害の拡大に伴い円滑な防災活動のため、警察・消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な危険防止措置を講じる。

(4) 災害時における広報

次の事項について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に要請して広報を行うとともに、広報車及び防災行政無線による活用等により直接当該地域に周知する。

ア 感電事故及び漏電による出火の防止

イ 電力施設の被害状況、復旧予定等

(5) 被害状況の収集

あらゆる方法を通じて全般的被害状況の早期把握に努め、復旧計画を策定する。

第2 電気通信事業施設応急対策（東日本電信電話(株)山梨支店、(株)NTTドコモ山梨支店）

1 防災体制

東日本電信電話(株)山梨支店及び(株)NTTドコモ山梨支店の長は、非常態勢が発令された場合は、速やかに対策組織を設置する。

2 災害予防

(1) 防災教育

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうよう、防災に関する教育を実施する。

(2) 防災訓練

防災を円滑、かつ迅速に実施するため、定められた訓練を年1回以上実施する。

(3) 総合防災訓練等への参加

東日本電信電話(株)山梨支店及び(株)NTTドコモ山梨支店は、中央防災会議、あるいは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

(4) 電気通信設備等に対する防災計画

東日本電信電話(株)山梨支店及び(株)NTTドコモ山梨支店は、以下の対策のための防災計画を策定する。

ア 電気通信設備等の高信頼化

イ 電気通信システムの高信頼化

ウ 電気通信処理システムに関する防災化

エ 災害措置計画

(5) 重要通信の確保

東日本電信電話(株)山梨支店及び(株)NTTドコモ山梨支店は、災害に備え重要通信に関するデータベースの整備、通信リソースの効率的な運用を行うとともに、災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

(6) 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両等を配備する。

(7) 災害対策用資機材等の確保と整備

災害対策用の資機材等の確保・整備のため、以下の対策に努める。

- ア 災害対策用資機材等の確保
- イ 災害対策用資機材等の輸送力の確保
- ウ 食料、医薬品等生活必需品の備蓄

3 災害応急対策

(1) 被災地特設公衆電話の設置

「災害救助法」が適用された場合等には、避難所に、罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(2) 携帯電話の貸出し

ドコモは、「災害救助法」が適用された場合等には避難所、現地災害対策本部への携帯電話の貸出しに努める。

(3) 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

4 災害時における広報

(1) 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧状況等の広報を行い、通信ができないことによる社会不安の解消に努める。

(2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支店等前に設置している掲示板等により、直接当該被災地に周知する。

(3) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

5 対策要員の確保

(1) 各社のあらかじめ定められた対策要員は、夜間、休日に災害の発生のおそれがある場合、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。

(2) 各社の対策要員は、非常態勢が発令された場合は、速やかに所属する対策本部等に出動する。

(3) 各社の対策要員のうち交通途絶等により所属する対策本部等に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する対策本部等に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(4) 各社は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営、若しくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、必要な措置方法を定めておく。

6 対策要員の広域応援

大規模地震等により、大都市、若しくは広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、東・西地域会社、長距離会社及びドコモ、並びにグループ会社、工事会社等の稼働を含めた全国規模による応援組織の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立して運用する。

7 設備の応急復旧

東・西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害に伴う電気設備等の応急復旧は、恒久復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

第3 都市ガス事業施設応急保安対策

東京ガス山梨(株)が行う応急保安対策は、次のとおりである。

1 一般ガス事業者の名称、所在地、供給区域等

	東京ガス山梨(株)
(1) 所在地 事務所 工場	甲府市北口三丁目1—12
(2) 施設種別	天然ガスのパイプライン接続供給
(3) 貯蔵設備 所在地 設備の種類 及び 最大貯蔵量	甲府市北口3—1—12 球形ホルダー 40,000m ³ 1基 甲府市飯田2—3—37 球形ホルダー 20,000m ³ 1基
(4) 施設の状況 及び供給状況	甲府市、中央市及び昭和町の供給域内29,700戸へ導管により供給
(5) 修理機材名 及び数量	修理資材は当面必要な数量について常に備蓄しており、さらに日本ガス協会を通じて全国のガス会社、資機材メーカーとの応援態勢ができています。

※ 防災体制：非常災害（地震）対策要領による。

2 予備施設及び貯蔵原材料

(1) 予 備 動 力	予備施設緊急用LNG気化器3.5t/h×2基
-------------	------------------------

3 発災時の措置

(1) 停 電 時 の 措 置	災害により受電線が停電したときは無停電電源装置により供給を継続する。
(2) 交通途絶時に措置	パイプライン接続供給方式のため措置は不要
(3) 生産設備被災時の措置	主要な受入設備が被災しない限り供給可能
(4) 供給設備被災時に措置	修理資材をもって応急処理を行い極力供給の確保に努めるが、やむを得ないときは地域的にガスの送出を停止し、速やかに応急処置を行う。全供給区域被災のときは、一時ガスの送出を停止する。 災害の状況により本社の応援態勢がある。
(5) 貯蔵設備被災時の措置	現有ガスホルダー2基のうち一部被災のときは能力の範囲において限定供給を続ける。

第4 簡易ガス施設応急保安対策

1 ボンベハウス

(1) ボンベハウスに異常を認めたとき

ア ボンベハウスの発生設備及び調整装置の外観及び漏洩検査を行う。

イ 異常を認めたときは速やかに応急修理を行う。

ウ 調査の結果応急修理不可能なときは仮設による供給を行う。

(2) 特に周囲の被災が大きいと判断されるときは、供給を停止し以後の状況把握に努め状況を監視する。

2 導管

(1) 本支管及び供給管

ア 不等沈下、地割れ、陥没等地盤に異常を認めたときは、供給継続のままボーリングによるガス漏れ検査を行う。

イ 特に周囲の被災状況が大きく、濁流その他により土砂の流出等地層に変異が認められたときは、供給を中断しガス圧による気密検査を行う。

(2) 屋外管・屋内管

ア 災害による異常の有無が判別しがたいときは、ガス検知器及びボーリングによるガス漏れ検査を行う。

イ 特に周囲の被災状況が大きく、窓、壁その他建造物に損壊等の異常が認められるときは、供給を中断しガス圧による気密検査を行う。

(3) 導管の調査の結果異常を認めたときは、速やかに復旧の作業を行う。

3 復旧体制

1 及び 2 に掲げる応急対策を円滑に遂行するため、事業所内に特別組織を編成し、それぞれの状況に応じて出動し対処する。

資 料 編 ・簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域等

P 511

第5 液化石油ガス応急保安対策

1 災害対策組織

発災後、山梨県に「災害対策本部」が設置された場合、協会に「災害対策本部」を設置する。

2 応急対策

(1) 関係機関との連絡

(2) 一般消費者向け広報

(3) 応急復旧資機材の調達

(4) 復旧要員の派遣

第6 危険物等応急保安対策

火薬類販売業者、ガス業者及び石油等販売業者等は、災害により危険な状態となった場合は、県の指導及び業者組合等の保安計画に基づき直ちに応急措置を講ずるものとする。

1 火薬類の応急対策

(1) 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕のあるときには、これを速やかに移し、その周囲に適当な境界柵及び「立入禁止」等の警戒札を設け見張人をつける。

イ 運搬道路が危険なとき又は搬送の余裕がないときには、火薬類を付近の水中に沈める等安全上の措置を講ずる。

ウ ア、イの措置によらないときは、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓等を目塗土等で安全に密閉し、防火の措置を講じ、必要に応じ付近の住民に避難するよう警告する。

エ 運搬中火薬類が爆発又はそのおそれのあるときには、災害防止の応急措置を講じるとともに警察官に通報する。

(2) 市長の措置

ア 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う

者に対して火薬庫又は物件の保安その他必要な措置を指示する。

イ 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部及び南甲府警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入りの制限並びに禁止若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立ち退き先を指示する。

ウ 爆発又はそのおそれがあると認めたときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部に出動を要請し、災害の防ぎょ又は災害の拡大防止を図る。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

2 高圧ガスの応急対策

(1) 製造者等の措置

ア 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止するなど、ガスの特性に応じた措置を講ずるとともに、作業に必要な者以外は退避させる。

イ 充てん容器が危険な状態となったときは、不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官等の協力を得て行う付近住民の避難等を実施する。

ウ 輸送中において災害が発生したときは、車両等の運転手等は消防機関、警察及び荷受人等へ通報する。なお、緊急やむを得ないときは付近の高圧ガス地域防災協議会防災事業所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。

エ 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。

(2) 市長の措置

ア 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは製造、販売施設、高圧ガス貯蔵所又は液化酸素の消費のための施設に保安その他必要な措置を指示する。

イ 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部及び南甲府警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立ち退き先を指示する。

ウ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部に出動を要請し、災害防ぎょ又は災害の拡大を防止する。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

3 危険物の応急対策

(1) 危険物施設の管理者の措置

ア 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断する。

イ 危険物施設の管理者等は、危険物の取扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講じる。

ウ 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請する。

エ 危険物運搬車両等の運転手等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したときは、消防機関、警察等に速やかに通報する。

(2) 市長の措置

ア 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは製造所、貯蔵所、取扱所等の施設管理者に対して保安その他必要な措置を指示する。

イ 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部及び南甲府警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立ち退き先を指示する。

ウ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部に出動を要請し、災害防ぎょ又は災害の拡大を防止する。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

4 毒物劇物の応急対策

(1) 毒物劇物の管理者の措置

ア 毒物劇物による汚染区域の拡大防止のため、危険区域を設定して関係者以外の立入りを禁止する。

イ 状況に応じて交通遮断、緊急避難等、一般住民に対する広報活動を行う。

ウ 中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行う。

エ 飲料水が汚染したとき又はそのおそれがあるときは、下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報する。

(2) 市長の措置

ア 漏洩、流出又はそのおそれがあると判断したときは製造所、貯蔵所、取扱所等の施設管理者に対して保安その他必要な措置を指示する。

イ 漏洩、流出又はそのおそれがあると判断したときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部及び南甲府警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立ち退き先を指示する。

ウ 漏洩、流出又はそのおそれがあるときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部に出動を要請し、災害防ぎょ又は災害の拡大を防止する。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

5 放射性物質の応急対策

放射性物質の管理者等は、南甲府警察署、南消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講じる。

(1) 放射線障害の危険のある地区内に所在している者に対して避難するよう警告する。

(2) 放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者は、速やかに救出し、医療施設へ収容する。

(3) 放射性同位元素による汚染が生じたときは、直ちに汚染の拡大防止、放射性同位元素の除去等の措置を講じる。

(4) 放射性同位元素を他の場所へ移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲に柵、標識等を設置し、見張人をおいて関係者以外の方の立入りを禁止する。

(5) 事故発生時、危険区域内に所在していた者に対し、医師による診断等必要な措置を講じる。

第7 郵政業務応急対策計画

郵便事業株式会社及び郵便局株式会社は、郵政事業の業務運行確保に全力を挙げるとともに、被

災地の状況に応じて次のとおり災害特別業務を行う。

1 郵便関係

(1) 郵便葉書等の無償交付

集配郵便局長は、自局区内に非常災害が発生し、災害救助法が発動されたときは、郵便葉書等の無償交付の決定を行い、局前掲示等で公示する。対象者は、避難所に収容されている者又は被服、寝具その他生活必需品の給与若しくは貸与を受けた者で、被災1世帯あたり通常葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内とする。

(2) 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除

ア 被災者が差し出す郵便物等の料金免除

当該被災地域の被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物で、見やすい所に「災害用」と記載された郵便物の料金を免除する。速達及び電子郵便の特殊取扱いを行う。

イ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体及び日本赤十字社等にあてた救助用寄付金・見舞金を内容とした現金書留郵便物及び救助用物資を内容とする普通小包郵便物で見やすい所に「救助用」と記載された郵便物の料金を免除する。

引受局は、簡易郵便局を含む全ての郵便局とする。

ウ 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため、必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止する。

2 電報・電話関係

被災者が災害救助法が発動された市内に所在する郵便局から発信する、被災状況の通報又は救助を求めることを内容としNTTが定める条件に適合する電報・電話は、その料金を免除する。

3 為替貯金関係

郵便局長は、市に災害救助法が発動されたときは、直ちに「郵便貯金の非常払い」や「郵便貯金の非常貸付」等の非常取扱いを実施し、その旨を局前に掲示するなどして周知する。

4 簡易保険・郵便年金関係

郵便局長は、市に災害救助法が発動されたときは、直ちに「保険料等の払込猶予期間の延伸」や「保険金（倍額保険金を含む。）、貸付金等の非常即払」等の非常取扱いを実施し、その旨を局前に掲示する等して周知する。

5 災害寄付金の料金免除の取扱い

地方公共団体及び中央共同募金会等からの申請を待って、被災者救護を目的とする寄付金を郵便振替により送金するときは通常払込及び通常振替の料金免除の取扱いを実施する。

第 29 節 労働力確保計画

(総務課、甲府職業安定所)

災害応急対策等に必要な労働力確保対策を、次のとおり行うものとする。

第 1 県、他市町村長への応援要員

県や他市町村長への応援要請による職員の確保、また応援協定に基づく必要な職員の確保については、本章第 3 節「応援協力要請計画」の定めるところによる。

第 2 労働力の確保

1 甲府職業安定所長は、労働力の確保を円滑に行うため次の措置をとる。

- (1) 斡旋業務の円滑を期し、緊急計画を策定する。
- (2) 関係機関との緊密な連携をもって所要労働力の募集について、求人広告に関する所要の措置をとる。
- (3) 必要により他の公共職業安定所へ求人連絡を行う。

また、あらかじめ、常時土木関係等災害関連職種に従事する求職者については居住地、連絡先、連絡方法等を整備しておく。

2 市長は、甲府職業安定所長の措置する労働力の確保について、資料の提供及び連絡等について協力するものとする。

第 3 災害応急対策求人について

市長は、甲府職業安定所長に対し、次の事項を明らかにし、文書又は口頭で申し込むものとする。

- | | |
|-----------------|------------|
| ① 職種別所要求人の数 | ④ 宿泊施設の状況 |
| ② 作業場所及び作業内容 | ⑤ 必要とする期間 |
| ③ 作業時間、賃金等の労働条件 | ⑥ その他必要な事項 |

第 4 費用等

- 1 災害応急対策に公共職業安定所の斡旋により就労する者の賃金は、同一地域における同種の業務及び技能について支払われる一般賃金水準を基とする。
- 2 甲府職業安定所長は、応募した就労希望者の配置については、緊急度、重要度等について所轄の地方連絡本部長と協議し、必要により適宜調整を行いながら実施する。

第 30 節 民生安定事業計画

(財政課、会計課、商工観光課、税務課、農政課)

第 1 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者の生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、県から被災者生活再建支援金が支給される。

1 被災者生活再建支援法の適用要件

(1) 対象になる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害

オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はエの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

※ エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可等の特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

(2) 対象となる被災世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

2 支給条件

(1) 支援金の限度額

対 象		支給額	
		複数世帯	単数世帯
基礎支援金	全壊世帯、解体世帯、長期避難世帯	100万円	75万円
	大規模半壊世帯	50万円	35.5万円
加算支援金	その居住する住宅を建築し、又は購入する世帯	200万円	150万円
	その居住する住宅を補修する世帯	100万円	75万円
	その居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く）	50万円	37.5万円

※支給額は、基礎支援金と加算支援金の合計額となる。

世帯人数がひとりの場合は、各該当金額の4分の3の額

(2) 支給対象経費

ア 全壊世帯

- ① 被災世帯の生活に通常必要な物品の購入費又は修理費
（自動炊飯器、電子レンジ、ガステーブル類、電気冷蔵庫、電気掃除機、電気洗濯機、ミシン、電気アイロン、扇風機、たんす、座卓、食堂セット、食器戸棚、照明器具、鏡台、寝具、自転車、電話機、テレビ、ラジオ及び冷暖房器具）

② 被災世帯の居住する地域又は被災世帯に属する者の特別な事情により当該被災世帯の生活に必要な

物品の購入費又は修理費

(防寒服、ベビーベッド、うば車(ベビーカー)、学生服、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器及びその他内閣総理大臣が必要と認めた医療用具又は福祉用具)

- ③ 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の当該負傷又は疾病の治療のための医療に要する費用
- ④ 住居の移転に通常必要な移転費(⑤に掲げるものを除く。)
- ⑤ 被災世帯に属する者の住居の移転のための交通費
- ⑥ 住宅を賃借する場合における当該住宅の借家権の設定の対価
- ⑦ 住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅を除く。)を賃借する場合における当該住宅の家賃
- ⑧ 住宅の再建設(全壊世帯が従前居住していた住宅(以下この号において「従前住宅」という。)の存していた土地(土砂災害の発生のおそれその他のやむを得ない事由により当該土地に住宅を建設することができない場合にあっては、当該土地以外の土地)の全部又は一部に新たに住宅を建設することをいう。)のため必要な従前住宅の解体、従前住宅から発生した廃棄物の撤去及び整地に要する費用
- ⑨ 住宅の建設又は購入のための借入金その他の債務に係る利息及び債務保証料
- ⑩ 住宅の建設が完了し、又は住宅の購入をするまでの間一時的な居住の用に供する仮設住宅その他の物件又は施設の利用料
- ⑪ その他、住宅の賃借、補修、建設又は購入に必要な経費であって、次に挙げるもの
 - ・ 住宅の建築確認、完了検査又は中間検査の申請に係る手数料又は報酬
 - ・ 住宅の購入又は賃借の代理又は媒介に係る報酬
 - ・ 住宅に係る表示の登記、所有権保存の登記、所有権移転の登記又は抵当権設定の登記に係る報酬
 - ・ 水道の給水申込みに際し水道事業者を支払う料金

イ 大規模半壊世帯

- ① 住宅(公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅を除く。)を賃借する場合における当該住宅の家賃
- ② 住宅の補修のため必要な当該住宅の一部の除却、当該住宅から発生した廃棄物の撤去及び整地に要する費用
- ③ 住宅の補修、建設又は購入のための借入金その他の債務に係る利息及び債務保証料
- ④ 住宅の補修若しくは建設が完了し、又は住宅の購入をするまでの間一時的な居住の用に供する仮設住宅その他の物件又は施設の利用料
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、住宅の賃借、補修、建設又は購入に必要な経費であって内閣府令で定めるもの
 - ・ 住宅の建築確認、完了検査又は中間検査の申請に係る手数料又は報酬
 - ・ 住宅の購入又は賃借の代理又は媒介に係る報酬
 - ・ 住宅に係る表示の登記、所有権保存の登記、所有権移転の登記又は抵当権設定の登記に係る報酬
 - ・ 水道の給水申込みに際し水道事業者を支払う料金

3 市の事務

市は、被災世帯が円滑に支援金の申請が行えるよう、また支援金が迅速かつ円滑に支給できるよう、当該自然災害にかかる次の被害状況について県に速やかに報告するものとする。なお、被害状況を把握するにあたって、被災世帯の個人情報の保護に十分配慮するものとする。

- (1) 市名、法の対象となる、又はその見込みのある自然災害が発生した日時及び場所
- (2) 災害の原因及び概況
- (3) 住宅に被害を受けた世帯の状況(全壊・全焼・全流出、半壊・半焼及び床上浸水の被害を受けた住宅の世帯数等)
- (4) その他必要な事項

第2 山梨県・市町村被災者生活再建支援制度

第1の被災者生活再建支援法に基づく救済を受けられない自然災害による被災者を対象に、平成

28年1月1日より、県・市が共同で被災者の生活再建を支援するための支援金支給制度を実施する。

1 対象となる自然災害

県内において、住宅全壊被害が1世帯以上発生した自然災害

2 支給金額

対 象		支給額	
		複数世帯	単数世帯
基礎支援金	全壊世帯、解体世帯、長期避難世帯	100万円	75万円
	大規模半壊世帯	50万円	35.5万円
加算支援金	その居住する住宅を建築し、又は購入する世帯	200万円	150万円
	その居住する住宅を補修する世帯	100万円	75万円
	その居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く）	50万円	37.5万円

(1) 支給額は、基礎支援金と加算支援金の合計額とする。

(2) 同一の自然災害により2以上に該当するときは、100万円（大規模半壊世帯においては50万円）に加算支援金に該当する項目のうち最も高いものを加算した金額とする。

(3) 同一の自然災害により、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給を受けた被災世帯主に対しては、支援金を支給しない。

資 料 編	・山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する要綱	P 496
	・山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定	P 506

第3 中小企業金融対策

1 融資一覧表

実施機関及び金融機関名	資金名	融資対象	使途	限度額	利率	期間	担保等	備考
中小企業金融公庫 甲府支店 (代理店) 山梨中央銀行本店 商工中金 各都市銀行 各信用金庫 各信用組合	災害復旧貸付	地域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者 災害救助法発動地域のうち公庫・金庫が特に指定した		既往貸付の残高にかかわらず (直貸) 一般 15,000万円以内 組合 45,000万円以内 (代理貸) 一般 7,500万円以内 組合 22,500万円以内	基準利率 (ただし、特定の激甚災害の場合は、その都度定める。)	10年以内（2年以内の据置期間を含む。)	必要に応じて担保・保証人を求める。	特別利率を適用する場合は市長の発行する罹災証明書が必要
国民金融公庫甲府支店 (代理店) 各信用金庫 各信用組合	災害貸付			(1) 各貸付ごとの融資限度額に1災害3,000万円を加えた額 (2) 特に異例の災害の場合は、その都度定める。	それぞれの融資制度の利率（ただし、特災利率についてはその都度定める。)			1 直接被害者は原則として市長の発行する罹災証明書が必要 2 災害の発生した日から6か月目の月末まで

商工組合中央金庫 甲府支店 (代理店) 各信用組合	災害復 旧資金			組合 2,000,000万円以内 構成員 200,000万円以内	商工中金所 定の利率 (ただし、 特定の激甚 災害等につ いてはその 都度定め る。)	設備資金20年 以内運転資金 10年以内(各 3年以内の据 置期間を含 む。)	
山梨県 (取扱店) 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 商工中金	東日本 大震災 復興融 資	政令で指定する被災区域又は被災区域外に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者	事業資金	設備資金 3,000万円 運転資金 3,000万円 (一企業限度額 3,000万円)	1.60%	設備資金 10年以内 (2年以内の 据置期間を含 む。) 運転資金 10年以内 (2年以内の 据置期間を含 む。)	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる

2 信用保証について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による災害関係保証の特例

(1) 機関名 山梨県信用保証協会

(2) 概要

ア 災害関係保証に係る中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。

イ 信用保証料の低減措置をとる。

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助に関する法律」による東日本大震災復興緊急保証の特例

ア 機関名 山梨県信用保証協会

イ 概要

a 東日本大震災復興緊急保証に係る中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度額、災害関係保証限度額と同額の別枠とする。

b 信用保証料の低減措置をとる。

第4 山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度

1 新築住宅 400万円、18年償還(うち3年据置)

2 改修住宅 200万円、11年償還(うち1年据置)

※住宅金融支援機構と併せ貸し

※融資受付時の支援機構の融資金利と同率

第5 農業災害関係金融対策

災害の程度、規模等によって異なるが、おおむね次のとおりである。

1 山梨県農業災害対策資金

資金の目的	自然災害により被害を受けた農業者の経営の安定を図る。
貸付対象者	自然災害により被害を受けた農業者（法人を含む）で、市町村長が被害を認定し、市町村からの利子補給が確実な者
資金の使途	経営安定のための経費及び農業施設等の復旧にかかる経費
貸付限度額	500万円以内（個人・法人とも）
貸付利率	無利子（県・市町村・J Aが負担） ※保証料もJ A負担
据置期間	1年以内（復旧資金は3年以内）
償還期限	5年以内（復旧資金は10年以内）
資金源	J A

2 天災資金

貸付対象	天災融資法が発動された場合で、農作物減収量30%以上で、その損失額が平年農業総収入の10%以上の被害農業者及び林産物損失額10%以上又は林産施設損失額50%以上の被害林業者で市長の認定を受けた者及び在庫に著しい被害を受けた農協、同連合会等
資金の使途	種苗、肥料、飼料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び椎茸ほだ木の購入資金、炭釜構築資金その他政令で定めるもの 被害組合の事業運営に必要な資金
貸付限度額	（被害農林業者の経営に必要な資金） 農林業者 個人200万円、法人2,000万円（政令で定める資金として貸し付けられる場合は500万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 激甚災害の場合、個人250万円、法人2,000万円（政令で定める資金として貸し付けられる場合は600万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 （被害組合の運営に必要な資金） 農協、同連合会等 農協2,500万円（連合会5,000万円） 激甚災害の場合、農協5,000万円（連合会7,500万円）
貸付利率	知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者（損失額が平年総収入の50%以上の者）に対しては年3%以内、他の者に対しては年6.5%以内又は年5.5%以内
据置期間	なし
償還期限	特別被害農林業者は6年以内、他は5年以内で政令で定める。 激甚災害の場合については7年以内
資金源	農協又は金融機関

3 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）（平成26年8月20日現在）

貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、認定就農者等
資金の使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なものの等
限度額	600万円 ただし、簿記記帳を行っているものについては、年間経営費の3/12に相当する額、又は粗収入の3/12に相当する額のいずれか低い額
貸付利率	年0.35～0.45%

据置期間	3年以内
償還期限	10年以内
資金源	国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。

第6 災害援護資金等貸与計画

区 分	生活福祉資金	災害援護資金	母子及び寡婦福祉資金
対 象 者	罹災低所得世帯（原則 官公署の発行する罹災 証明書が必要）	災害救助法その他政令で定 める災害により災害を受け た世帯（所得制限あり。）	災害により住宅及び家財等に 被害を受けた母子及び寡婦世 帯
貸付世帯数	予算の範囲内	制限なし	予算の範囲内
資金の種別	福祉資金・福祉費（災 害を受けたことにより 臨時に必要なとなる経 費）		住宅資金、事業開始・継続資 金
貸付限度額	150万円以内	350万円以内	住宅200万円以内 事業開始283万円 事業継続142万円
貸付期間	7年以内 （6月以内の据置）	10年以内 （うち3年据置）	住宅7年以内2年据置 開始7年以内2年据置 継続7年以内2年据置
償還方法	月賦等	年賦又は半年賦	月賦等
貸付利率	年1.5%（保証人がいる 場合は無利子）	年3%	年1.5%（保証人がいる場合は 無利子）
そ の 他	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子
実施機関	山梨県社会福祉協議会	中央市（県は全額市に貸 与、国はそのうち2／3を 貸与する。）	県

第7 義援金品募集配分計画

1 実施団体

次の関係機関、団体等をもって配分委員会を構成して実施する。

県・市町村・日本赤十字社県支部・共同募金会・婦人会・報道機関その他

2 募集及び配分

配分委員会において、被害の程度、範囲及び県内外別に応じてその方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら公平に実施する。

なお、平時から災害時に速やかな配分等ができるよう、その方法等について検討に努めるものとする。

3 募集及び配分結果の公表

協議会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

第8 罹災証明書の交付等

市は、被災者生活再建支援金の支給、各種減免措置その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制等を確立し、被災者に罹災証明書の交付等を行う。

なお、罹災証明の発行に必要な住家の被災状況の調査を行う場合は、必要に応じて協定を締結している県土地家屋調査士会・公益社団法人山梨県公共嘱託土地家屋調査士会に協力を求めるものと

する。

このための平常時より、住家被害の調査の担当者の育成等を計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

第9 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者からの情報を提供するものとする。

第10 各種行政サービスの実施体制の整備

避難の長期化等に対応するため、市は国、県と連携し、避難者のさまざまな行政手続が一か所で行える体制整備に向けて検討する。

第31節 災害ボランティア支援対策

(福祉課)

第1 災害ボランティアの受け入れ

市、県及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受け入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるような支援に努めるものとする。

また、広域的なボランティアの受け入れ調整等について、速やかに実施できるよう、県及び関係団体等との情報共有体制等の連携を強化する。

第2 災害ボランティアの促進

県は、災害時におけるボランティア活動の調整等のため、県社会福祉協議会等が組織する山梨県災害救援ボランティア本部の整備促進に努める。

また、災害ボランティア活動の推進を図るため、県、県社会福祉協議会、県共同募金会、県ボランティア協会、日本赤十字社山梨県支部、及び山梨県障害者福祉協会は、「山梨県民間社会福祉災害対策マニュアル」によりそれぞれ互いに協力するものとする。

第4章 水防計画

第1節 総 則

（危機管理課、建設課、農政課、田富窓口課、市民課、都市計画課、健康推進課、消防団、消防本部）

第1 目的

この計画は水防法（昭和24年法律第193号）第32条の規定に基づき水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって市内河川の洪水による水害を警戒し防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的とするものである。

第2 水防の責任

市は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として市域内の水防が十分に行われるよう、次の事項を整備確立しその責任を果たさなければならない。

- 1 水防組織の確立、整備
- 2 水防倉庫、資機材の整備
- 3 通信連絡系統の整備
- 4 平常時における河川、ため池、排水機場等の巡視
- 5 水防時における適正な水防活動の実施

なお、市は、指定水防管理団体として、上記の他に義務として次の事項を必ず行わなければならない。

- ・水防機関の整備
- ・水防計画の策定
- ・水防協議会の設置
- ・水防団員の確保
- ・水防訓練の実施（毎年）

資 料 編 ・ 中央市水防協議会条例

P 522

第2節 水防組織

水防法第1条及び第3条の規定により気象状況の通知のあった時から洪水による危険が解消するまで、本市において水防本部を設け、次の組織分担により発生事項を処理する。

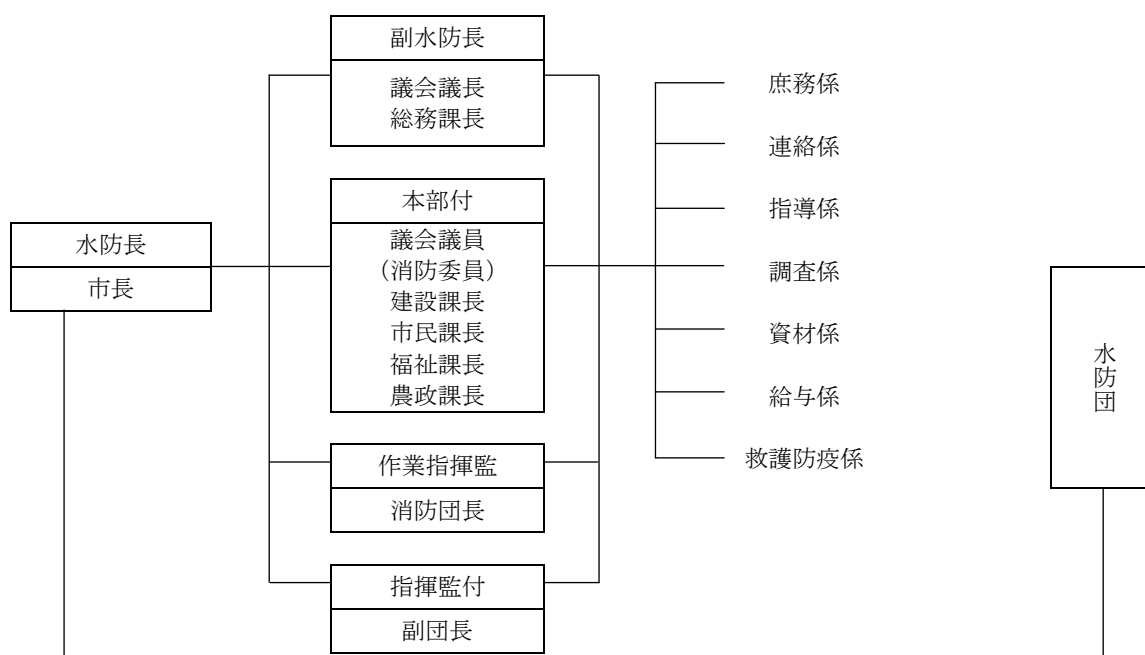
第1 水防管理団体の組織

- 1 所在地

中央市臼井阿原301番地の1

電話 055（274）2111 中央市役所田富庁舎

2 組織系統図



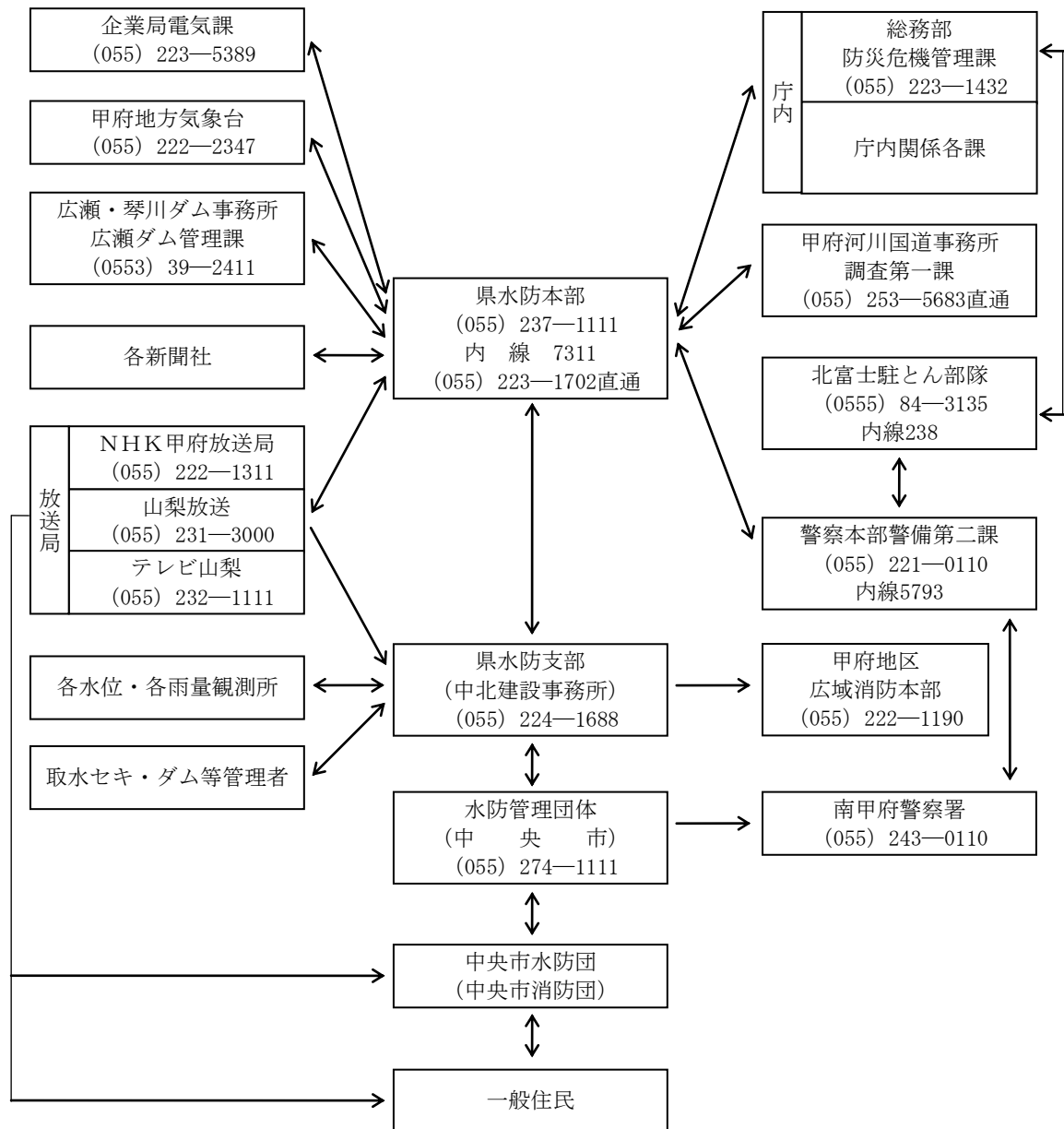
注 各係員は災害の状況により、水防長が任命した必要数の職員とする。

3 事務分掌

係名	担当	事務分掌
庶務係	(係長) 危機管理課長	1 各係員招集に関する事。 2 水防関係機関との連絡に関する事。 3 水防団との連絡に関する事。 4 水位の通報に関する事。 5 水防出動に関する事。 6 公用負担に関する事。 7 水防解除に関する事。 8 水防でん末報告に関する事。
連絡係	(係長) 危機管理課長	1 避難のための立ち退きに関する事。 2 水防通信連絡に関する事。 3 その他庶務係の応援に関する事。
指導係	(係長) 建設課長	1 水防工法の指導及び水防作業に関する事。 2 水防訓練に関する事。
調査係	(係長) 建設課長	1 気象情報の収集、警報の発令に関する事。 2 決壊による付近被害状況に関する事。 3 浸水による被害状況に関する事。 4 出水状況、道路、橋梁等の交通不能箇所の調査に関する事。 5 出水状況、被害状況、交通状況等、広報記録撮影に関する事。
資材係	(係長) 建設課長	1 水防用資材調達に関する事。 2 水防用資材の供給輸送に関する事。
給与係	(係長) 財政課長	水防作業に係る費用に関する事。
救護防疫係	(係長) 健康推進課長	1 水防死傷者の救護に関する事。 2 災害現場の防疫に関する事。

施設係	(係長) 農政課長	1 たん水防除施設の管理に関すること。 2 ため池、農業用水路等の管理に関すること。
-----	--------------	---

4 連絡系統図



第2 気象状況の資料収集

県の通報する台風情報及びラジオ放送による台風情報の記録。

第3 警戒体制の報告

連絡係は調査係に危険区域の調査結果資料の提出を求めて水防長に報告する。その他非常配備については、県の非常配備体制を準用する。

第4 水防団の組織

中央市水防団は、中央市消防団をもって組織する。

中央市水防団は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有し、そのため消防機関、水防団の各部に組織しておく。

中央市水防団の担当区域は、次のとおりとする。

水防団担当区域

分 団 名	部	担 当 区 域 (自 治 会 名)
玉穂第 1 分団	第 1 部	井之口 1、井之口 2
	第 2 部	西新居、中楯、上成島
	第 3 部	宿成島、新成島、下成島 1、下成島 2
	第 4 部	極楽寺、高橋
	第 5 部	乙黒
	第 6 部	新城
玉穂第 2 分団	第11部	下河東・東、下河東・西
	第 7 部	下河東・下
	第 8 部	町之田、一町畑
	第 9 部	上三條
	第10部	下三條 1、下三條 2
	第12部	若宮
田 富 第 1 分団	第 1 部	鍛冶新居
	第 2 部	山之神
	第 3 部	布施第 3、宮北
	第 4 部	布施第 4
	第 5 部	布施第 5
	第13部	リバーサイド第 1、リバーサイド第 2、リバーサイド第 3
田 富 第 2 分団	第 6 部	臼井阿原第 1、臼井阿原第 2
	第 7 部	西花輪第 1、西花輪第 2、新道、釜無
	第 8 部	東花輪第 1、東花輪第 2、東花輪第 3、桜、清川
	第12部	新町第 1、新町第 2、東
田 富 第 3 分団	第 9 部	大田和
	第10部	藤巻、飛石
	第11部	今福、今福新田
	第14部	山王第 1、山王第 2、山王第 3
豊 富 第 1 分団	第 1 部	高部、神明
	第 2 部	浅利
豊 富 第 2 分団	第 3 部	大鳥居、久保団地
	第 4 部	
豊 富 第 3 分団	第 5 部	関原
	第 6 部	木原

第 3 節 監視警戒及び重要水防区域

第 1 監視警戒

1 常時監視

市は、区域内の河川等を随時巡視し、水防上危険と認められる箇所があるときは、直ちに必要
な水防対策を実施し、あるいは河川管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

2 非常時監視

市は、気象の悪化が予想されるときは、監視警戒を厳重にし、事前に即応した措置を講ずる。

第2 重要水防区域

市域内における重要水防区域は、次のとおりである。

重要水防区域一覧表

河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要となる理由	担当 水防団体
	種別	階級		地先名	杭位置			
釜無川	漏水 法崩れ・すべり	B 重点	左	山之神	K124～K138 上90	1,613	堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	漏水 法崩れ・すべり	B	左	臼井阿原	K119上10～ K124	537	堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	漏水 法崩れ・すべり	B B	左	臼井阿原	K116下23～ K119上10	360	堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	漏水 法崩れ・すべり	B B	左	臼井阿原	K116下85～ K116下23	62	堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	漏水 法崩れ・すべり 水衝洗掘	B B	左	臼井阿原	K113～K115	224	堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり 洗掘されている	中央市
〃	漏水 法崩れ・すべり	B	左	臼井阿原	K108上65～ K113	460	堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	漏水 法崩れ・すべり	B	左	今福	K98～K108 上65	1,187	堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	漏水 法崩れ・すべり	B	左	今福	K95上86～ K98	238	堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	水衝洗掘 漏水 法崩れ・すべり	A B B	左	今福	K93上80～ K95上86	223	洗掘されている 堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	漏水 法崩れ・すべり	B	左	今福	K91上50～ K93上80	251	堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	漏水 法崩れ・すべり	B	左	今福	K89～K91上 50	307	堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
笛吹川	堤防断面 漏水 法崩れ・すべり	B	右	中央市乙黒 ～甲府市大 津	F78～F81上 40	361	堤防断面が1/2以上 堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市 甲府市
〃	堤防断面 漏水 法崩れ・すべり	B	右	中央市乙黒 ～甲府市大 津	F75～F78	290	堤防断面が1/2以上 堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市 甲府市
〃	法崩れ・すべり	B 重点	左	高部	F73～F79	724	堤防断面が1/2以上 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	堤防断面 漏水 法崩れ・すべり	B	右	乙黒	F69上50～ F75	641	堤防断面不足 堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	堤防断面 水衝洗掘 漏水 法崩れ・すべり	B	右	乙黒	F68上80～ F69上50	128	堤防断面不足 洗掘されている 堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市

〃	漏水	B	左	浅利	F68 上 10 ～ F72上60	515	漏水実績	中央市
〃	工作物	B	左	浅利	F68上3	1 か所	余裕高不足（豊積橋）	中央市
〃	工作物	B	右	乙黒	F68上3	1 か所	余裕高不足（豊積橋）	中央市
〃	堤防断面 水衝洗掘 漏水 法崩れ・すべり	B	右	乙黒	F67 上 61 ～ F68上80	103	堤防断面不足 洗掘されている 堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	漏水 法崩れ・すべり	B	左	浅利	F67 上 51 ～ F68上10	61	堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	堤防断面 法崩れ・すべり	B	右	乙黒	F65 上 40 ～ F67上61	221	堤防断面不足 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	堤防断面 漏水 法崩れ・すべり	B	左	浅利	F58 上 54 ～ F67上51	959	堤防断面不足（1/2以上） 堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	堤防断面 漏水	B	右	乙黒	F57 上 56 ～ F65上40	891	河床掘削が未施工 堤防漏水のおそれあり	中央市
〃	漏水	B	右	乙黒	F55 上 53 ～ F57上56	215	堤防漏水のおそれあり	中央市
〃	工作物	B	右	大田和	F51上8	1 か所	余裕高不足（J R身延線）	中央市
〃	堤防断面 漏水	B 重点	右	大田和	F51～F55 上 53	489	堤防断面不足 堤防漏水のおそれあり	中央市
〃	漏水	B	左	大田和	F47～F47 上 80	80	堤防漏水のおそれあり	中央市
〃	漏水 法崩れ・すべり	B	左	大田和	F42～F47	560	堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	堤防断面 漏水	B	右	今福 ～大田和	F34 下 116 ～ F51	1, 836	堤防断面不足 堤防漏水のおそれあり	中央市
〃	漏水	B	右	今福	F32 上 83 ～ F33上29	65	堤防漏水のおそれあり	中央市
〃	堤防断面 法崩れ・すべり	B 重点	右	今福	F31～F32 上 83	185	堤防断面不足 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	堤防断面 法崩れ・すべり 水衝洗掘	B 重点	右	今福	F29 上 70 ～ F31	140	堤防断面不足 堤防法面が崩れるおそれあり 洗掘されている	中央市
〃	堤防断面 法崩れ・すべり	B	右	今福	F27 上 62 ～ F29上70	239	堤防断面不足 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B	右	今福	F26 上 47 ～ F27上62	94	余裕高不足 堤防断面不足 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市

（注）重要度の評価基準は、次のとおりである。

種 別	重 要 度	
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間
堤 防 高 （流下能力）	計画高水流量規模の洪水の水位が現況 の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位と現況 の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満

		たない箇所。
水 衝 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等との計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。

第４節 資機材の整備及び輸送

第１ 水防倉庫

市水防倉庫は次のとおりとし、その使用は水防本部長が行う。

地区別	河川名	倉 庫		管 理 責任者	倉庫鍵保管者	所 在 地
		名 称	面積			
田 富 地 区	釜 無 川	臼 井 水 防 倉 庫	33.0	市 長	危機管理課	臼井阿原
豊 富 地 区	浅 利 川	角 川 水 防 倉 庫	11.6	〃	〃	浅利東新田
〃	〃	浅 利 水 防 倉 庫	11.6	〃	〃	〃 一の出割

第２ 水防資機材一覧

水防資機材は、次のとおりとする。

水防資機材に不足が生じた場合は、水防長に報告すると共に早急に補充しておくものとする。

倉 庫	資 材								器 具			
	丸太	空俵	藁	縄	蛇籠	鉄線	詰石	詰土	ジョウレン スコップ ツルハシ	鎌・鉋 鋸	ペンチ カッター	照明具
臼井水防倉庫	31	200	130	2	30	200	—	—	—	—	—	—
角川水防倉庫	30	1,000	12	6	—	72	—	1	24	10	15	—
浅利水防倉庫	30	1,000	12	6	—	72	—	—	25	9	15	—

第３ 輸送の確保

市は、あらゆる非常事態を想定して、水防用資機材及び作業員等の輸送を確保するための経路を調査し、万全の措置を講じておく。

１ 輸送経路の確保

(1) 市水防本部と水防団の輸送経路

市水防本部と水防団との輸送経路については、災害の状況により決定する。

(2) 県水防支部と市水防支部との輸送経路

中北建設事務所と市水防本部間の輸送経路は、市の報告に基づき中北建設事務所が通行路線

の指示をする。

(3) 輸送経路の作成・提出

市は、あらかじめ次の資料を中北建設事務所に提出しておく。

ア 付近略図に道路幅員、その他通路の分かる輸送網図

イ 万一に備えた多角的輸送路の選定図

2 道路支障箇所の措置

道路支障箇所については、道路管理者、市長、警察署長は、それぞれ連絡を取り合う。

第5節 通信連絡

水防上緊急を要する通信については、おおむね次によるものとする。

- 1 県防災行政無線
- 2 市防災行政無線
- 3 N T T 電話
- 4 自動車
- 5 自転車
- 6 徒歩

第6節 水防状況の観測通報連絡

第1 気象、水位の観測通報及び連絡

山梨県水防本部より気象状況の通報を受けたときは、直ちに甲府地方気象台と常時連絡の方法を講ずるとともに必要と認めるときには速やかに次の措置をとる。

- 1 連絡系統図のとおり管内一般への状況の通知
- 2 雨量観測所（中北建設事務所）と連絡をとり量水観測者と状況通知並びに指示

(1) 市にある雨量計設置場所は次のとおり

山梨県中央市臼井阿原301—1 中央市役所田富庁舎内

(2) 水位の観測通報

量水観測者は水防本部からの気象状況の通知を受けたとき、又は出水のおそれを察知したときは水位の変動を監視し、通報水位を超えたときは直ちに水防本部に所定の報告を行い、水防本部長はこれを中北建設事務所に連絡するとともにその河川に関する消防機関に通知する。

- 水位通報の間隔
- | | | |
|---|---|----------------|
| { | 1 | 通報水位に達したとき。 |
| | 2 | はん濫注意水位に達したとき。 |
| | 3 | 最高水位に達したとき。 |
| | 4 | はん濫注意水位を下ったとき。 |
| | 5 | 通報水位を下ったとき。 |

(3) 本市の水位観測所は、資料編のとおりである。

資 料 編 ・ 河川水位観測所一覧

P 512

(4) 通報方法

水位の報告は電話又は電報等の簡便なる方法によること。

観測場所 ・ 日 時 ・ 水 位 ・ 増減の傾向見込

第 7 節 水防警報

第 1 基準水位観測所及び水防警報区

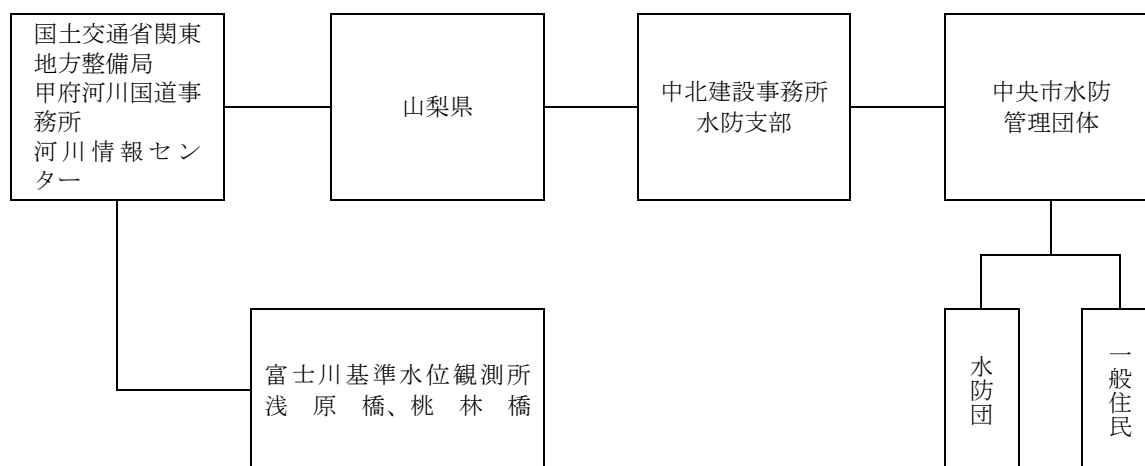
指定河川		基準水位観測所						水防警報区		
水系	河川	基準水位 観測所	零点高	水防団 待機 水位 (m)	はん濫 注意 水位 (m)	計画高 水位 (m)	既往 最高 水位	関係県	建設事務所	関係水防 管理団体
富士川	笛吹川	桃林橋	243, 977	1. 80	2. 50	6. 63	5. 40 (S 34. 8)	山梨県	中北建設事 務所 峡南建設事 務所	甲府市、中央市、 市川三郷町
	釜無川	浅原橋	249, 737	4. 30	4. 60	5. 95	5. 44 (S 57. 8)	〃	中北建設事 務所 峡南建設事 務所	南アルプス市 甲斐市、昭和町 中央市、市川三郷 町、富士川町

第 2 富士川水防警報について

- 1 水防法第16条に基づき国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所より発せられる富士川水防警報による管理団体の水防活動は、富士川水防警報実施要領によるものとする。
- 2 水防警報の種類及び基準

種 類	内 容	発表基準
1 待機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状態に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。	気象予報、警報等及び河川状況により特に必要と認めるとき
2 準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき
3 出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報により、又は、水位、流量その他の河川状況によりはん濫注意水位を越えるおそれのあるとき
4 指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、崩壊、亀裂その他の河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報により、又は既にはん濫注意水位を越え、災害の起こるおそれのあるとき
5 解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告	はん濫注意水位以下に下降したとき、その他はん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

3 富士川水防警報連絡系統図



第8節 水防機関の活動

第1 水防管理団体の非常配備

消防長が管下の水防団（消防団）を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- (1) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- (2) 水防警報指定河川にあっては知事からその警報事項の伝達を受けた場合
- (3) 緊急にその必要があるとして知事から指示があった場合

第2 出動体制及び活動

1 水防団出動体制

(1) 待機

水防団員に足止を命じ、幹部は水防詰所（消防詰所）に集合し、必要に応じて速やかに次の段階に入り得るような状態におくものとする。待機命令はおおむね次の状況の際、発するものとする。

ア 洪水予報が発せられたとき。

イ 県水防本部が待機の態勢に入ったとき。

(2) 準備

水防団の団長、班長等は所定の詰所に集合し資器材の整備、点検、作業人員の配備計画等にあたり水防上危険ある工作物のある箇所への団員の派遣、水位観測、堤防監視のため一部団員を出動させる。

準備命令はおおむね次の状況の際発するものとする。

ア 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき。

イ 水防警報が通知されたとき。

ウ 自ら必要と認めたとき。

(3) 出動

水防団の一部又は全員が所定の詰所に集合し警備配置につく。出動命令はおおむね次の状況

の際発するものとする。

ア 河川の水位がはん濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき。

イ 水防警報（出動）が通知されたとき。

ウ 自ら出動の必要を認めたとき。

(4) 報告

次の場合は水防管理者（市長）は中北建設事務所に報告するものとする。

ア はん濫注意水位に達し、またそれ以外の場合においても水防及び消防機関が出動したとき、この場合水防管理者（市長）は南甲府警察署に報告するものとする。

イ 危険が増大して水防作業を開始したとき。

ウ 堤防その他の異状を発見したとき。

2 本部員及び水防団の活動

(1) 水防長は、中北建設事務所の連絡により緊急な措置が必要と認めたときは、水防団に対し第1及び1により出動及び非常配備を命じる。本部員の非常配備については、県水防本部員の非常配備に準じる。

(2) 水防団員は出動前によく家事を整理し、万一家人が避難する場合における要領等を家人に伝え後顧の憂いをなくし、一旦出動したならば勝手な行動をとらない。

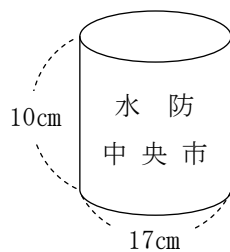
作業中は、上司の命令に従い団体行動をとらなければならない。

(3) 出動命令を出したときは直ちにこの旨を中北建設事務所に報告し、指示を受ける。

(4) 水防標識

水防作業を正確かつ規則正しい行動をとらせるために次の標識を用いる。

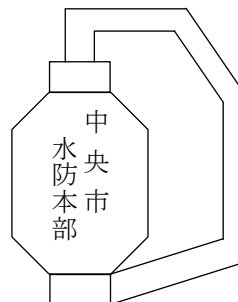
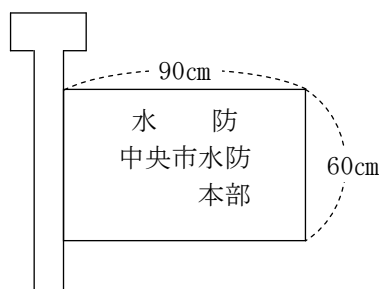
ア 水防員の腕章



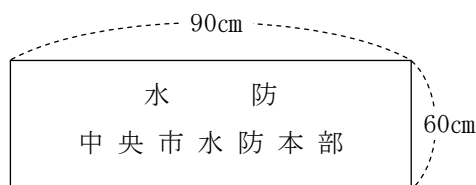
イ 水防本部標識

昼間

夜間



ウ 水防自動車標識



(5) 水防信号

種 類	設 備	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第 1 信号	量水標の水位がはん 濫注意水位に達しな お増大のおそれある ことを知らせるもの で水防関係者が待機 し資材の手配準備を するもの	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○—休止 ○—休止 ○—
第 2 信号	水防機関に属する全 員が出動すべきこと を知らせるもの	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○—休止 ○—休止 ○—
第 3 信号	水防管理団体の区域 内に居住するものの 出動すべきことを知 らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○—休止 ○—休止 ○—
第 4 信号	必要と認める区域内 の居住者に避難のた め立ち退くべきこと を知らせるもの	乱打	約1分 約5秒 約1分 ○—休止 ○—

ア 信号は適宜の時間継続すること。

イ 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することも差支えない。

ウ 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第3 設備資機材

水防長は、本章第4節第2に示す水防資機材を整備しておくこと。資機材の払出しにおいては事前に危険箇所へ配置、その他水防長の命令により指揮し、又は緊急を要する場合は各班において適時徴用する。

第4 決壊等の通報

堤防等が破堤した場合は水防管理者（市長）、消防団長は直ちに中北建設事務所及びはん濫の及ぶ隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。

第5 避難のための立ち退き

1 水防管理者（市長）は堤防等が破壊した場合又は破堤の危険に瀕した場合には直ちに必要と認める区域の居住者に対し立ち退き、又はその準備を連絡系統図により指示するものとする。

2 なお立ち退き及びその準備を指示した場合は南甲府警察署長にその旨を通知する。

水防管理者（市長）は立退計画を作成し警察署長と協議しておくこと。

第6 水防解除

水位がはん濫注意水位以下に減じ水防警戒に必要ななくなったときは水防管理者（市長）は、水

防を解除し、これを一般に周知させるとともに中北建設事務所を通じその旨を報告するものとする。

第9節 公用負担

第1 公用負担権限

水防法第28条により水防のための必要があるときは、水防管理者（市長）、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- 1 必要な土地の一時使用
- 2 土石、竹木、その他の資材の使用
- 3 土地、土石、竹木、その他の資材の収用
- 4 車両、その他の運搬用機器の使用
- 5 工作物、その他の障害物の処分

第2 公用負担

1 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者（市長）又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては次のような証明書を携帯し必要がある場合にはこれを提出するものとする。

公 用 負 担 命 令 権 限 証	
身分	所属 氏名
上記の者に の区域に於ける水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。	
年 月 日	
中央市水防管理者 中央市長	
印	

2 公用負担命令

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は原則として次のような命令票を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡してこれをなすものとする。

第	号	公用負担命令書			
	目的物	種類	員数		
	負担の内容	使用	権用	人分等	
年	月	日			
	殿			中央市長 事務取扱者	氏名 氏名
					印 印

第3 資料の提出及び立入

水防法第49条第2項の規定により中央市水防職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属するものは必要な土地に立入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し関係人の請求があったとき

は、これを提示しなければならない。

身分証票

身 分 証 明 書	
身分 所属 氏名	
上の者は中央市 であることを証明する。	
年 月 日	
中央市水防管理者 中央市長	印

第 10 節 水防報告

第 1 水防報告

水防長が中北建設事務所に報告すべき事項は、次のとおりとする。

- 1 水防団を出動させたとき。
- 2 他の水防管理者等に応援を要請したとき。
- 3 破堤、はん濫したとき。
- 4 洪水増減の状況
- 5 応援の状況
- 6 その他必要と認める事態が生じたとき。

第 2 水防てん末報告

水防が終結したとき水防管理者（市長）は、遅滞なく次の事項を取りまとめて県水防計画に定める様式（P201）により中北建設事務所に報告するものとする。

- 1 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- 2 警戒出動及び解散命令の時刻
- 3 水防団員又は消防機関に属する者の出動の時期及び人員
- 4 水防作業の状況
- 5 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- 6 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- 7 水防法第28条による収用又は使用又は器具、資材の種類及び使用場所
- 8 障害物を処分した数量及びその事由並びに除去の場所
- 9 土地を一時使用したときはその箇所及び所有者住所氏名とその事由
- 10 応援の状況
- 11 居住者出動の状況
- 12 警察の援助状況
- 13 現場指揮官公職氏名
- 14 立ち退きの状況及びそれを指示した事由
- 15 水防関係者の死傷

- 16 功労者及びその功績
- 17 雨後、水防につき考慮を要する点その他水防管理者の所見
- 18 堤防その他の施設にして緊急を要するものが生じたときはその場所及びその損傷状況
- 19 その他必要な事項

第 1 1 節 水防訓練

指定水防管理団体である中央市は、年 1 回以上県水防指導員の指導により区域内の消防機関及び水防に係る職員を動員して水防訓練を行うものとする。

なお中央市は、年 1 回中北建設事務所の職員とともに河川堤防その他水防に係る工作物を巡視し水防に対する万全を期すること。

第 1 2 節 応援要請

第 1 他水防管理団体への応援要請

水防長は、必要があるときは他の水防管理者又は他市町村長若しくは消防長に対して、応援を求めるものとする（水防法第16条）。

第 2 自衛隊の災害派遣要請

水防長は、状況により知事に対して自衛隊の災害派遣要請を求めるものとする。

第 3 警察官の出動要請

水防長は、水防上必要があると認めるときは、南甲府警察署長に対し、警察官の出動を求めるものとする（水防法第15条）。

第 4 昭和町との協定

本市は水防に関し昭和町と次のとおり協定を締結している。

1 連絡事項

- (1) 富士川筋釜無川間及び笛吹川右岸との境界警戒状況
- (2) 本市内の状況
- (3) 連絡水位1.0mに達したとき。
- (4) 警戒水位1.8mに達したとき。
- (5) これ以上水位が急激に上昇したとき。
- (6) 連絡水位が下ったとき。

2 連絡方法

中巨摩郡昭和町役場 電話 (055) 275—2111

別記様式

水 防 実 施 状 況 報 告 書

管理団体で水防箇所毎
に作成するもの
(作成責任者)



管理団体名									指定非指定の別					
水防実施時の台風又は豪雨名									報告年月日		平成 年 月 日			
場 所		川 右 岸 地先 m 左							所 要 経 費			管 理 団体分	県支出分	合 計
日 時		自 月 日 至 月 日								人 件 費	手 当	円	円	円
											その他	円	円	円
											計	円	円	円
出 動 人 員 数		水防団員	消防団員	その他	計			物 件 費		資材費	円	円	円	
		人	人	人	人					器材費	円	円	円	
										燃料費	円	円	円	
										雑 費	円	円	円	
										計	円	円	円	
										合 計	円	円	円	
水 防 の 効 果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人員	使 用 資 材	かます俵	枚	枚	枚	
		m	ha	ha	戸	m	m	人		む しろ	枚	枚	枚	
	被害									な わ	kg	kg	kg	
										丸 太	本	本	本	
										そ の 他				

他 の 団 体 よ り の 応 援 の 状 況		立 ち 退 き の 状 況 及 びそれを指示した理由	
居 住 者 出 動 状 況		水防功労者の氏名年齢 所属及びその功績概要	
警 察 の 援 助 状 況		堤防その他の施設等の異常の有無及び緊急工事を要するものが生じた時はその場所及び損傷状況	
現 場 指 導 官 公 職 氏 名		水 防 活 動 に 関 す る 自 己 批 判	
水 防 関 係 者 の 死 傷		備 考	

第5章 災害復旧・復興対策計画

第1節 計画の方針

(各課共通)

災害復旧対策計画については、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して作成するもので、本計画には事項別計画項目を掲げて、今後における災害の実態の把握とあわせて恒久的計画を立てるものとする。

第1 災害復旧計画の作成の基本計画

災害発生後、被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える観点から、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して事業計画を策定し行うものとする。なお、市内に著しく異常かつ激甚な災害が発生したときは、必要に応じて、県に工事の代行を要請する。

なお、平常時より民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、関係機関は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

なお、復興計画の作成にあたっては、男女共同参画の視点を生かしたものとする。

第2 災害復旧対策計画の事項別項目

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川災害復旧事業計画
 - (2) 道路、橋梁災害復旧事業計画
 - (3) 下水道災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
 - (1) 農地、農業用施設災害復旧事業計画
 - (2) 共同利用施設災害復旧事業計画
- 3 中小企業施設災害復旧事業計画
- 4 都市災害復旧事業計画
- 5 上水道等災害復旧事業計画
- 6 住宅災害復旧事業計画
- 7 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 8 公立医療施設・病院等災害復旧事業計画
- 9 学校教育施設災害復旧事業計画
- 10 社会教育施設災害復旧事業計画
- 11 その他災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定に関する計画

(各課共通)

第1 計画の方針

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように努めるものとする。

第2 激甚災害に関する調査協力

知事は、市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指示を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせるので、市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

